

第3次あま市障がい者計画
第7期あま市障がい福祉計画
第3期あま市障がい児福祉計画



令和6年3月
あま市



は じ め に

わが国では、障がいのある人もない人も、互いに支え合い、地域で生き生きと明るく豊かに暮らしていける社会を目指す「ノーマライゼーション」の理念に基づき、障がいのある人の自立と社会参加の促進を図るための障がい福祉に関する法整備及び福祉施策が進められてきました。



本市におきましても、平成30年3月に「第2次あま市障がい者計画」を、令和3年3月に「第6期あま市障がい福祉計画」及び「第2期あま市障がい児福祉計画」を策定し、基本理念である「障がいのある人もない人も、お互いに尊重し、支えあう共生社会の実現」を目指してまいりました。具体的には、令和3年度より障がいのあるお子さんや発達に関して心配のあるお子さんに対する支援の強化を図るために「児童発達支援センター事業」を開始し、また、令和5年5月8日に開庁しました新庁舎にて、市内事業所の自主製品を販売する福祉ショップ「あま結び」を開催するなど、様々な施策の展開に努めております。

このたび、国の動向や本市の障がい福祉施策の状況を踏まえ、「障がいのある人もない人も、ともに想い、支えあうまち“あま”」を基本理念とし、障がい者施策の基本方針を総合的、体系的に定めた「第3次あま市障がい者計画」並びに「第7期あま市障がい福祉計画」及び「第3期あま市障がい児福祉計画」を策定いたしました。

この基本理念の実現に向けて、支援体制の整備及び充実のため、各種施策の推進に取り組んで参りたいと考えております。市民の皆様をはじめ、関係団体の皆様には引き続き、障がい福祉施策の推進につきまして、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画の策定にあたりまして、ご意見をいただきました「あま市障がい者計画及びあま市障がい福祉計画等策定委員会」の委員の皆様をはじめ、アンケート調査にご協力いただきました皆様やヒアリング調査にご協力いただきました関係団体等の皆様、また、貴重なご意見・ご提言をお寄せいただきました市民の皆様に厚くお礼申し上げます。

令和6年3月

あま市長 村と茂司

【目次】

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の期間	3
4 計画の策定体制	3
5 計画の進行管理	4
6 障がい福祉に関する法律・制度等の動向	6
■計画の基本的な考え方.....	7
1 あま市障がい者計画の基本理念.....	7
2 計画の体系	8
 第2章 障がいのある人を取り巻く状況	 9
1 障害者手帳等所持者数の状況.....	9
2 教育と療育の状況.....	15
3 雇用・就業の状況	19
 第3章 計画の進捗状況	 23
1 主要施策の達成状況	23
2 成果目標の達成状況.....	39
3 障害福祉サービスの実績.....	46
4 地域生活支援事業の実績	56
 第4章 第3次あま市障がい者計画	 65
1 基本目標.....	65
2 障がい者計画の体系.....	66
3 分野別施策	67

第5章 第7期あま市障がい福祉計画	79
1 障がい福祉計画の基本方針	79
2 計画の期間	80
3 計画の対象	80
4 計画の内容	80
5 令和8年度の数値目標(成果目標)	81
6 障害福祉サービス等の見込量(活動指標)	87
 第6章 第3期あま市障がい児福祉計画	 95
1 障がい児福祉計画の基本方針	95
2 計画の期間	95
3 計画の対象	95
4 計画の内容	95
5 令和8年度の数値目標(成果目標)	96
6 障がい児サービスの見込量(活動指標)	98
 第7章 障がいのある人の意識とニーズ	 99
1 障がい当事者アンケート調査結果	99
2 サービス提供事業所アンケート調査結果	140
3 関係団体ヒアリング結果	144
 第8章 資料編	 155
1 あま市障がい者計画及びあま市障がい福祉計画等策定委員会要綱	155
2 あま市障がい者計画及びあま市障がい福祉計画等策定委員会委員名簿	157
3 あま市障がい者計画及びあま市障がい福祉計画等策定委員会開催状況	158

計画における表記方法等について

(1) 「障がい」という表記について

この計画では、少しでも差別や偏見をなくし、人権を尊重するという主旨のもと、人の状態を表す際に使用する「障害」の「害」という漢字を、ひらがなにて表記しております。

ただし、以下の場合には例外となります。

①法律、条例、制度等の名称、略称及びそれらの引用文等

(例)障害者総合支援法、障害者差別解消法、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、愛知県障害福祉計画、障害福祉サービス、障害児通所支援 等

②団体名、機関名等、固有の名称を表すもの

(例)あま市身体障害者福祉協会 等

③病名、症状名として定着しているもの

(例)発達障害、強度行動障害、高次脳機能障害、言語障害 等

(2) 実績等の数値の近似値について

計画内に示した実績及び目標等の数値の中には、小数等が発生するため、近似値を記載しているものがあります。その場合、近似値は、記載されている最も下の位よりも一つ下の位の値を四捨五入することで算出しています。

表紙の絵「カラフル遊園地」 長江聖也さん

略歴

1996年 愛知県海部郡七宝町(現あま市)に生まれる。

2007年 「七宝焼き職人さんの絵」で全国市町村教育委員会会長賞及び地区大会で知事賞受賞

2016年 神奈川県大和市YAMATOイラストコンペで優秀賞受賞

2018年、2019年 あいちアール・ブリュット展の展示作品が、企業ノベルティグッズに採用

2021年 YAMATOイラストコンペで最優秀賞受賞

イラスト 大橋 那奈子さん(ペンネーム:車イスにゃにゃ)

「先天性ミオパチー」という難病のため、電動車いすの生活を送る。

略歴

1987年 岐阜県大垣市出身

2009年 東海学院大学卒業

2016年 岐阜市障がいの理解啓発パンフレット表紙イラストコンテスト一般の部にて最優秀賞受賞

2018年 「車イスにゃにゃ」として制作活動開始

2023年 日本介助犬協会チャリティーグッズデザインにイラスト採用

同年 大橋那奈子イラスト展(ぎふ清流文化プラザ・岐阜)

第1章

計画の策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の位置付け
- 3 計画の期間
- 4 計画の策定体制
- 5 計画の進行管理
- 6 障がい福祉に関する法律・制度等の動向

■ 計画の基本的な考え方

- 1 あま市障がい者計画の基本理念
- 2 計画の体系



第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本市では、平成30年3月に「第2次あま市障がい者計画」(平成30年度～令和5年度)を、令和3年3月には「第6期あま市障がい福祉計画及び第2期あま市障がい児福祉計画」(令和3年度～令和5年度)を策定し、計画的な障がい者施策の推進を図ってきました。

国では、障がいのある方の地域生活への移行や、一般就労に移行する人数が増加していることを踏まえ、自立生活援助や就労定着支援といった新たな障がい福祉サービスの創設、高齢の障がいのある人の介護保険サービスの円滑な利用の支援、医療的ケアを必要とする障がい児等、障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応等を内容とする障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「障害者総合支援法」という。)及び児童福祉法の一部を改正する法律が平成28年5月に成立し、平成30年4月から施行されました。

令和3年6月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年制定、平成28年4月施行。以下「障害者差別解消法」という。)」が改正・公布され、民間事業者による合理的配慮の提供の義務化などが新たに規定されました。令和6年4月からは国および地方公共団体だけではなく、民間事業者も合理的配慮の提供が義務化されます。

また、令和3年9月には「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」(以下「医療的ケア児支援法」という。)が施行され、医療的ケア児及びその家族が適切な支援を受けられるよう基本理念が定められるとともに、国や地方公共団体の責務が明らかにされました。

こうした中、本市では令和5年度に「第2次あま市障がい者計画」「第6期あま市障がい福祉計画及び第2期あま市障がい児福祉計画」の期間が終了となることから、これまでの計画の進捗状況及び数値目標の達成状況を検証し、国の基本指針や愛知県のあいち健康福祉ビジョン2020・第7期愛知県障害福祉計画等、近年行われた制度改正等を踏まえ、本計画を策定するものです。

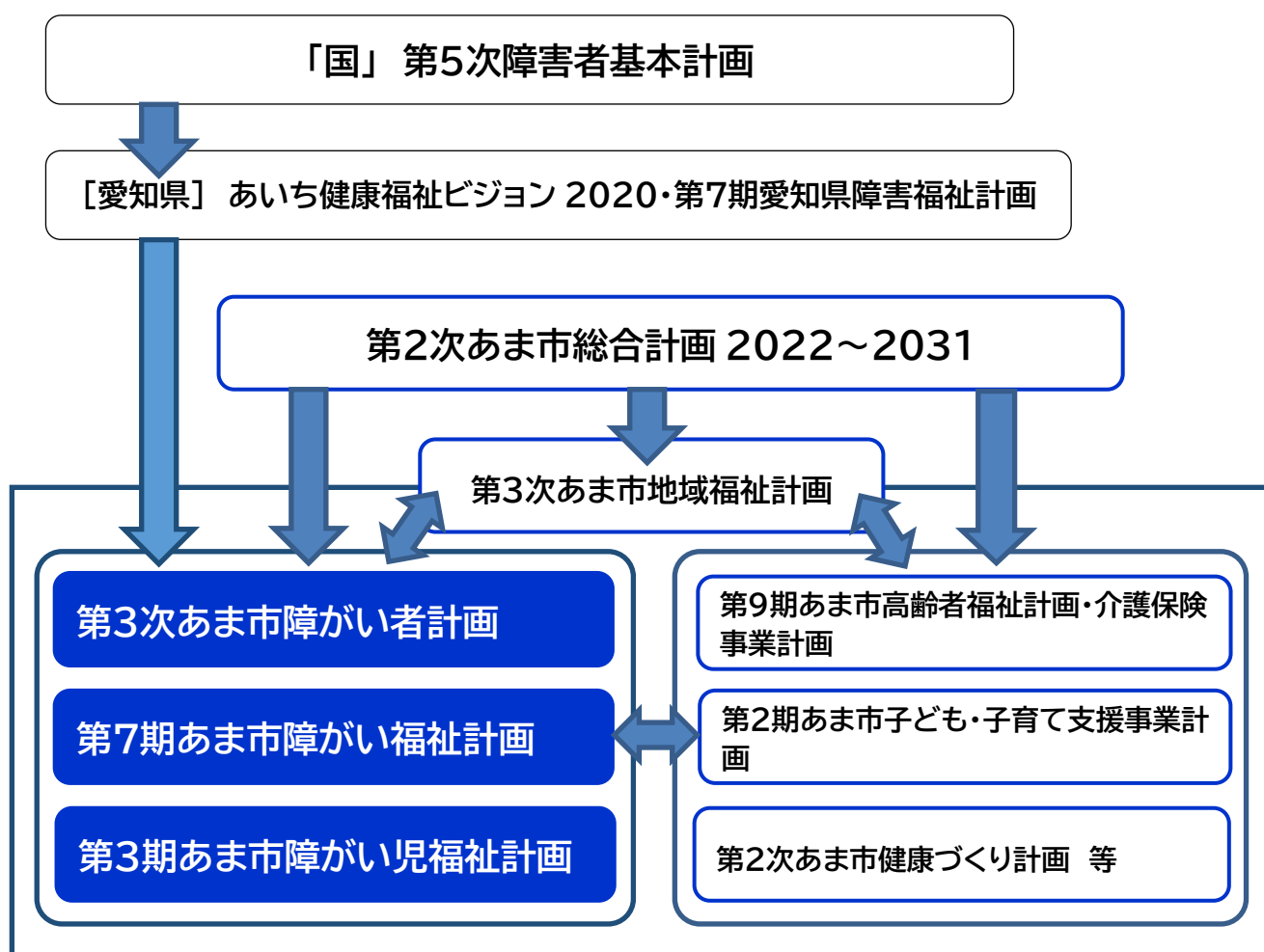
■根拠法令・計画の性格

	障がい者計画	障がい福祉計画	障がい児福祉計画
根拠法令	障害者基本法第11条第3項 (平成23年8月5日一部改正)	障害者総合支援法第88条 (平成25年4月1日施行)	児童福祉法第33条の20 (平成30年4月1日施行)
性 格	障がい者施策に関する基本的な 事項を定める計画	障害福祉サービス等の量と提供 体制を確保するための計画	障がい児支援の提供体制を確保 するための計画

2 計画の位置付け

第3次あま市障がい者計画並びに第7期あま市障がい福祉計画及び第3期あま市障がい児福祉計画は、国の「第5次障害者基本計画」及び「あいち健康福祉ビジョン2020」「第7期愛知県障害福祉計画」等と整合性を図りながら、「第2次あま市総合計画2022～2031」における「障がいのある人が安心して生活できるようにする」とした施策の方向に沿って、障がい施策分野に関する個別計画と位置付けるとともに、「第3次あま市地域福祉計画」、「第9期あま市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「第2期あま市子ども・子育て支援事業計画」等と調和した計画として策定するものです。

■計画の位置付け



3 計画の期間

第3次あま市障がい者計画は、令和6年度から令和11年度までの6年間とします。

第7期あま市障がい福祉計画及び第3期あま市障がい児福祉計画は、令和6年度から令和11年度までの6年間とし、3年が経過する令和8年度に中間見直しを行います。

また、計画期間中に大幅な制度改正や社会情勢の変化があった場合には、必要に応じて計画内容の見直しを行うこととします。

■計画の期間

令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
第2次障がい者計画			第3次障がい者計画					
		見直し						見直し
第6期障がい福祉計画			第7期障がい福祉計画					
		見直し		中間見直し				見直し
第2期障がい児福祉計画			第3期障がい児福祉計画					
		見直し		中間見直し				見直し

4 計画の策定体制

(1)あま市障がい者計画及びあま市障がい福祉計画等策定委員会

障がい者等の団体や医療・福祉等の各分野の代表からなる「あま市障がい者計画及びあま市障がい福祉計画等策定委員会」において協議しました。

(2)アンケート調査の実施

<障がい当事者アンケート調査>

身体障害者手帳、療育手帳もしくは精神障害者保健福祉手帳所持者または障害福祉サービス受給者証もしくは地域生活支援事業受給者証所持者計4,634人より2,000人を無作為抽出

<サービス提供事業所アンケート調査>

あま市内に所在地のある障害福祉サービス事業所及び地域生活支援事業所並びにあま市民が入所する入所施設等109か所

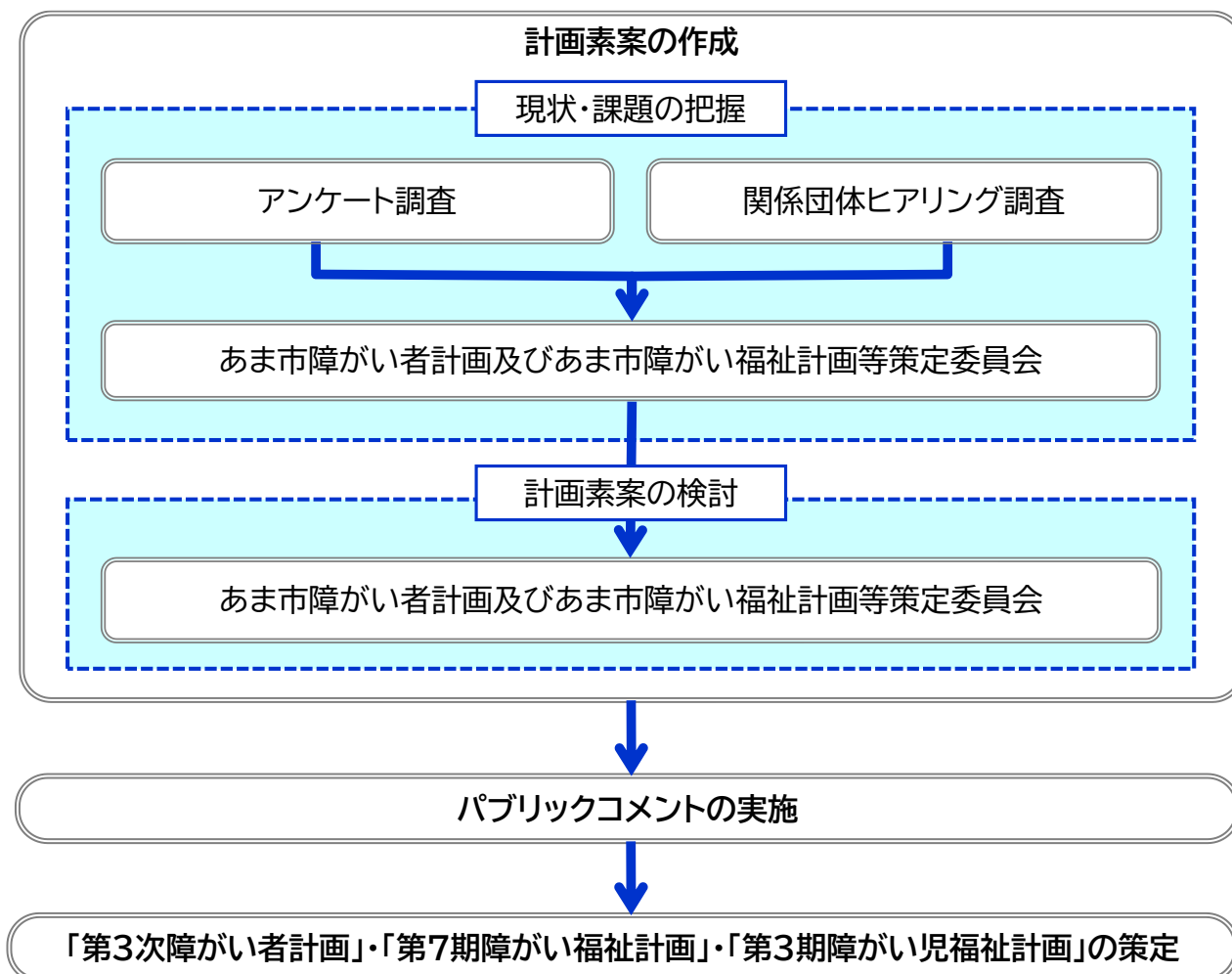
(3)関係団体ヒアリング調査

障がい者団体等を対象に、障がい福祉に関する課題等についてヒアリングを行いました。

(4)パブリックコメント

市民の意見を聴取するため、パブリックコメントを実施しました。

■計画策定の流れ



5 計画の進行管理

(1)計画の点検・評価の考え方

成果目標や活動指標について定期的に調査分析等を行い、障がい者計画並びに障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の中間評価を実施していきます。

(2)点検及び評価体制

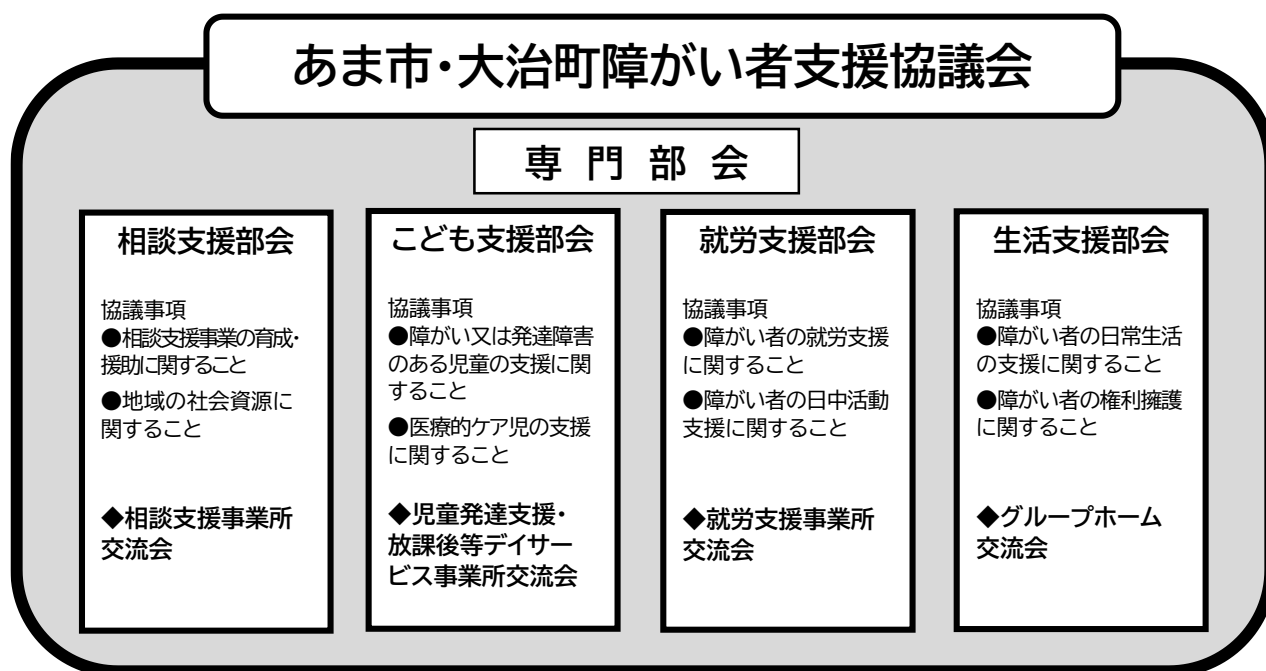
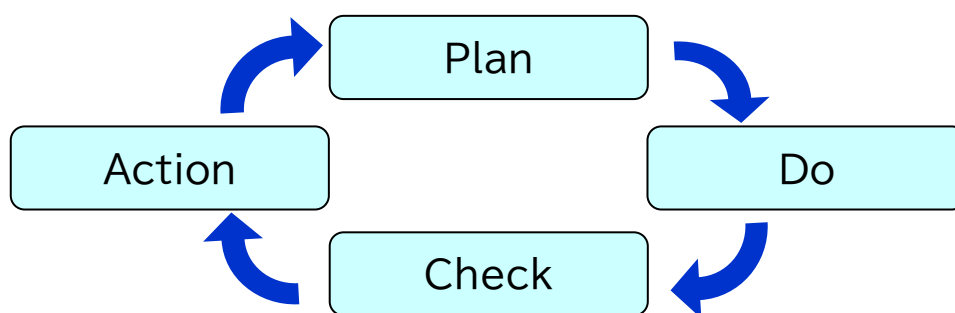
障がい者及びその家族、福祉、医療、教育等の関係機関で構成された、あま市・大治町障がい者支援協議会が中心となって、計画の進捗状況についての点検及び評価をする役割を担います。

(3)点検及び評価結果の周知

広報及び市公式ウェブサイト等を通じて、広く市民に周知を図ります。

■計画の進行管理の流れ

計画(Plan)	障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画の策定(目標設定)
実行(Do)	計画に基づき施策・事業の実行
評価(Check)	あま市による調査・分析 あま市・大治町障がい者支援協議会への報告
改善(Action)	あま市・大治町障がい者支援協議会からの意見等に基づき、計画の目標・活動等を見直し、実施



6 障がい福祉に関する法律・制度等の動向

■障がい福祉に関する主な動向

	障害者基本計画	障害福祉計画
障 が い 福 祉 に 関 す る 動 向	障害者基本法の改正(平成23年8月) ○目的と理念の改正・強化 ・基本的人権の尊重 ・障がい者・障がいの定義の見直し ・地域における共生社会の実現 ○差別の禁止 ○個別分野の追加と既存分野の強化 【新設】療育、防災及び防犯、消費者としての障がい者の保護、選挙等における配慮 等 第5次障害者基本計画(令和4年12月) 期間:令和5年度～令和9年度 1. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止 2. 安全・安心な生活環境の整備 3. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実 4. 防災、防犯等の推進 5. 行政等における配慮の充実 6. 保健・医療の推進 7. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進 8. 教育の振興 9. 雇用・就業、経済的自立の支援 10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興 11. 国際社会での協力・連携の推進	障害者総合支援法の施行(平成25年4月) ○障がい者の定義に難病患者を追加 ○重度訪問介護の対象に知的・精神障がいにより行動障害のある人を追加 ○共同生活介護(ケアホーム)の共同生活援助(グループホーム)への一元化 ○障害程度区分を障害支援区分に見直し
		障害者総合支援法及び児童福祉法の改正(平成28年6月公布、平成30年4月施行) ○障がい者の望む地域生活の支援 ○障がい児支援のニーズの多様化への対応 ○サービスの質の確保・向上に向けた環境整備 等 障害者総合支援法の改正(令和4年12月公布、一部を除き令和6年4月施行) ○障がい者等の地域生活の支援体制の充実 ○障がい者の多様なニーズに対する支援及び障がい者雇用の質の向上の推進 ○精神障がい者の希望やニーズに応じた支援体制の整備 ○難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化 ○障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベースに関する規定の整備 等
	障がい福祉全般	
	障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律(以下「障害者虐待防止法」という。)の施行(平成24年10月) ○障がい者虐待の防止と虐待の早期発見・対応と再発防止等の取組を規定 障害者差別解消法の改正(令和3年6月) ○国や地方公共団体だけでなく、これまで努力義務とされていた民間事業者も令和6年4月より合理的配慮の提供が義務化 医療的ケア児支援法の施行(令和3年9月) ○医療的ケア児及びその家族が適切な支援を受けられるよう基本理念が定められるとともに、国や地方公共団体が支援に係る施策を実施する責務を規定	

■計画の基本的な考え方

1 あま市障がい者計画の基本理念

障害者基本法の基本的な考え方である「全ての国民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」ことを第一に、本市においても、「障がいのある人もない人も、お互いに尊重し、支えあう共生社会の実現」を基本理念とし、障がい福祉施策を推進してきました。

また、本市では令和4年3月に第2次あま市総合計画を策定し、「ともに想い ともに創る ずっと大好きなまち“あま”」を目指すべき市の将来像として様々な施策を推進しております。

これらを踏まえ、第3次あま市障がい者計画では「障がいのある人もない人も、ともに想い、支えあうまち“あま”」を基本理念とし、障がい福祉施策の一層の充実に取り組んでいきます。

基 本 理 念

障がいのある人もない人も、
ともに想い、支えあうまち “あま”

SDGsの理念に基づく「だれひとり取り残さない」

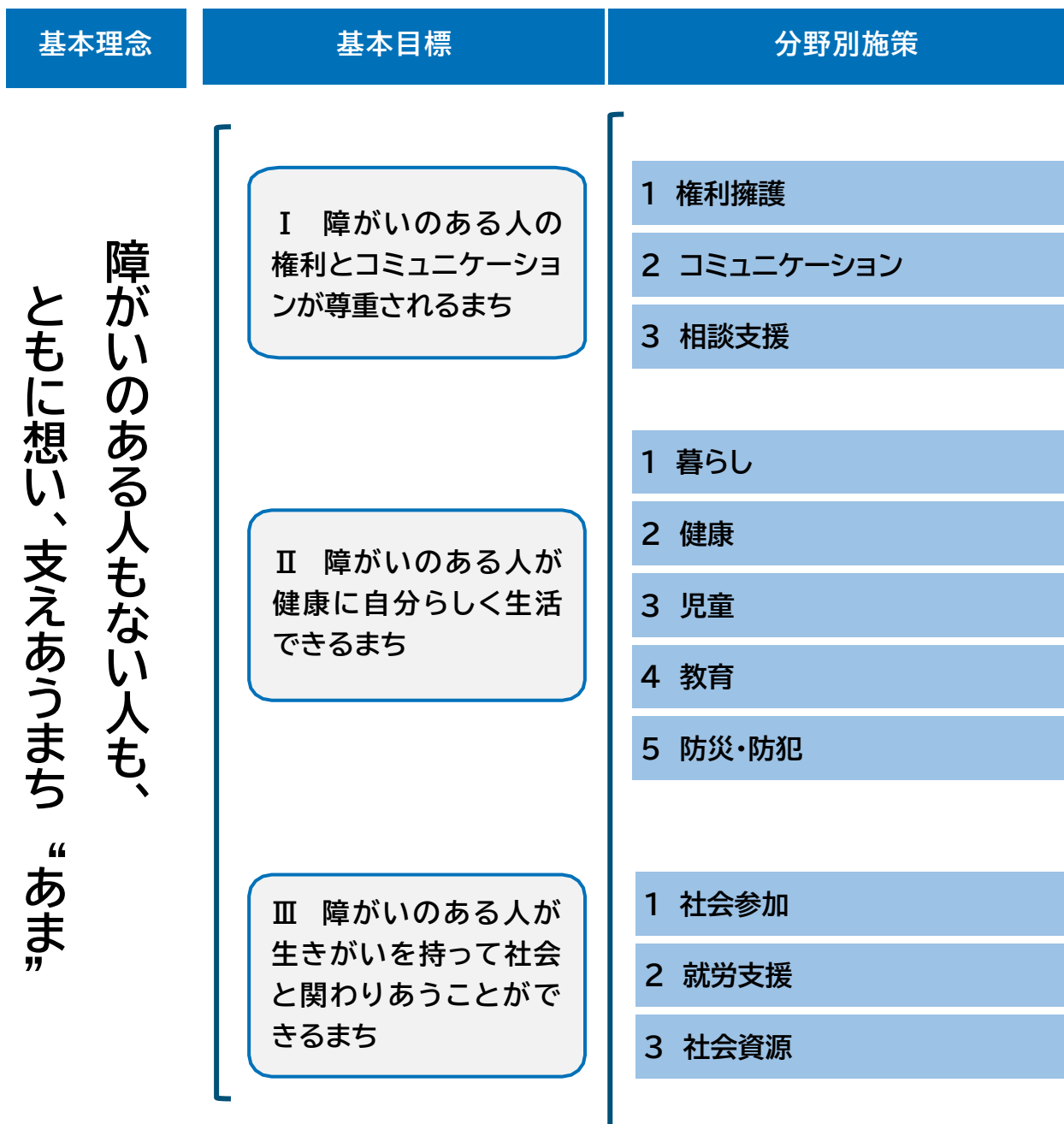
地域の実現

障がい者施策の推進に当たっては、SDGs（Sustainable Development Goals: 持続可能な開発のための目標）の考え方を踏まえ、共生社会の実現に向けた取組が求められます。SDGsの目標を踏まえ、障がい者計画、障がい福祉計画、障がい児福祉計画の各施策の達成を目指してまいります。



2 計画の体系

「障がいのある人もない人も、ともに想い、支えあうまち“あま”」という基本理念のもと、3つの基本目標と11の分野別施策を定め総合的かつ計画的に推進します。



第2章

障がいのある人を取り巻く状況

- 1 障害者手帳等所持者数の状況
- 2 教育と療育の状況
- 3 雇用・就業の状況



第2章 障がいのある人を取り巻く状況

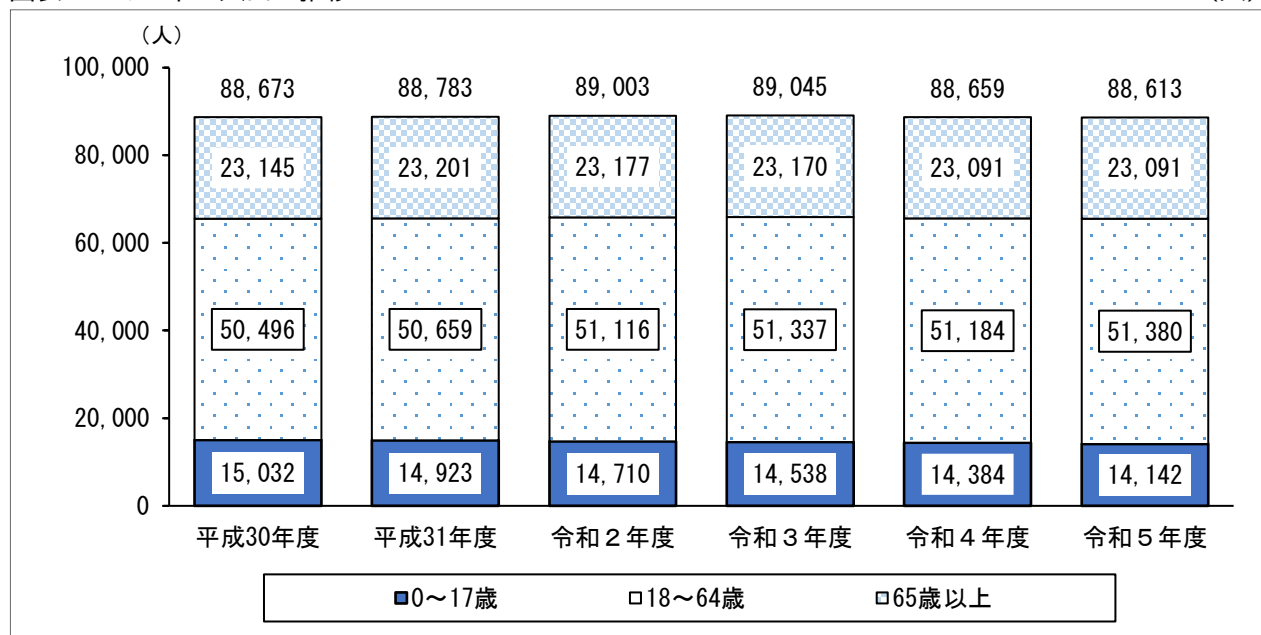
1 障害者手帳等所持者数の状況

1-(1) 人口の推移

あま市の総人口は、横ばい傾向にあり、令和5年度では88,613人となっています。年齢区分でみると、0～17歳の人口は減少傾向にあるのに対し、18～64歳の人口は増加傾向、65歳以上の人口は横ばい傾向となっています。

図表 1 あま市の人口の推移

(人)



図表 2 あま市の人口の推移

(人)

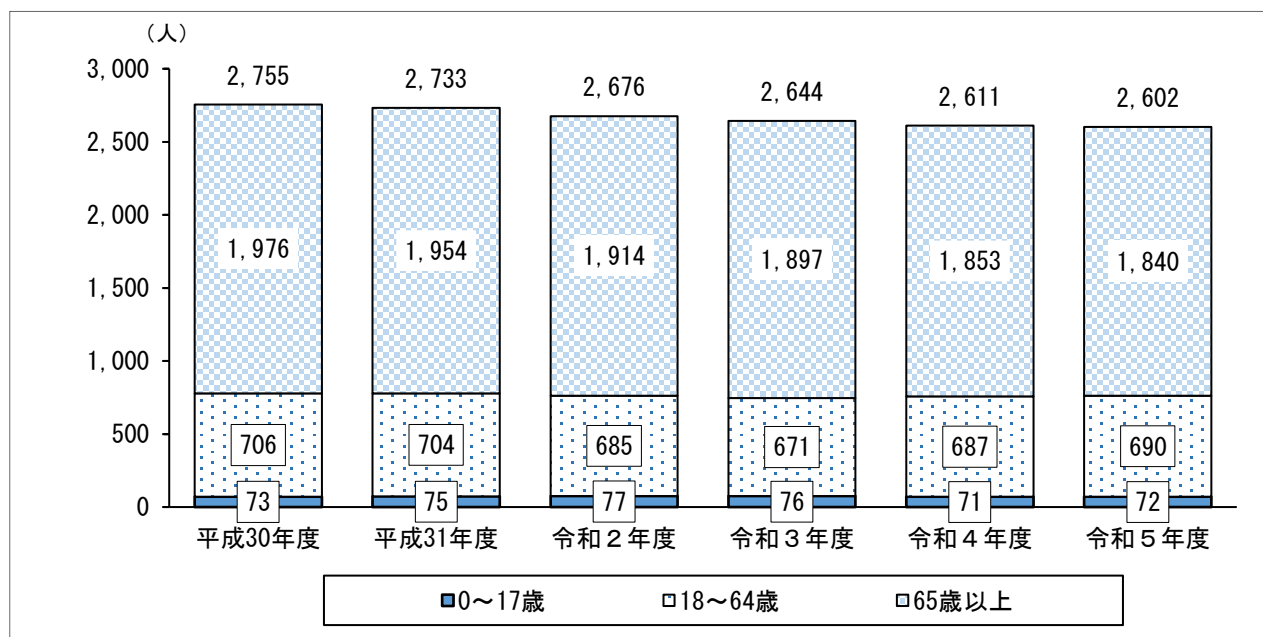
区 分	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
0～17歳	15,032	14,923	14,710	14,538	14,384	14,142
18～64歳	50,496	50,659	51,116	51,337	51,184	51,380
65歳以上	23,145	23,201	23,177	23,170	23,091	23,091
計	88,673	88,783	89,003	89,045	88,659	88,613

資料:市民課(各年度4月1日現在)

1-(2) 身体障害者手帳所持者の状況

身体障害者手帳所持者数は減少傾向にあり、令和5年度では2,602人となっています。

図表 3 身体障害者手帳所持者数の推移



図表 4 年齢区分別身体障害者手帳所持者数の推移

(人)

区 分	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
0～17歳	73	75	77	76	71	72
18～64歳	706	704	685	671	687	690
65歳以上	1,976	1,954	1,914	1,897	1,853	1,840
計	2,755	2,733	2,676	2,644	2,611	2,602

資料:障がい福祉課(各年度4月1日現在)

(※機構改革に伴い、令和5年度より社会福祉課から障がい福祉課に変更)

図表 5 障がい等級別身体障害者手帳所持者数の推移 (人)

区 分	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1 級	796	779	765	778	756	742
2 級	429	422	415	408	394	389
3 級	600	625	621	595	594	585
4 級	607	601	584	573	576	590
5 級	160	155	148	143	142	145
6 級	163	151	143	147	149	151
計	2,755	2,733	2,676	2,644	2,611	2,602

資料:障がい福祉課(各年度4月1日現在)

図表 6 障がいの種類別身体障害者手帳所持者数の推移 (人)

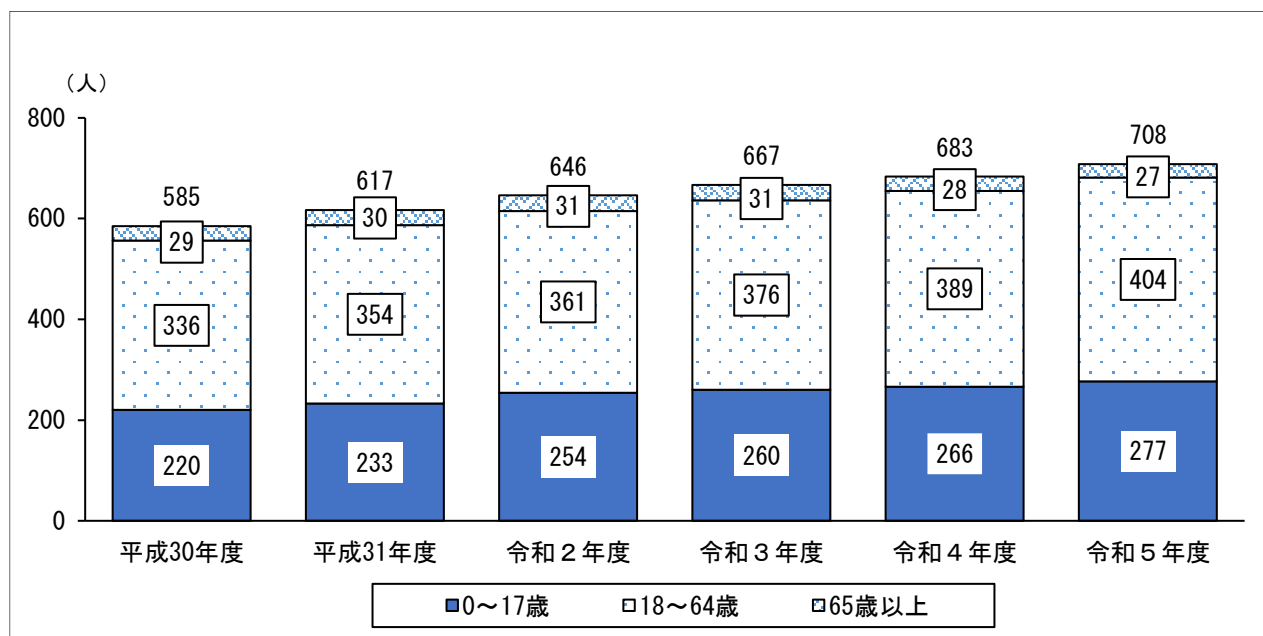
区 分		平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
視覚障がい		143	146	141	139	142	148
聴覚・平衡機能障がい		225	217	205	200	202	205
内訳	聴覚	222	214	202	198	200	203
	平衡機能	3	3	3	2	2	2
音声・言語そしゃく機能障がい		34	35	34	35	31	26
肢体不自由		1,453	1,431	1,391	1,371	1,334	1,287
内訳	上肢	447	454	447	451	445	429
	下肢	565	549	533	521	513	495
	体幹	441	428	411	399	375	362
	運動機能(上肢機能)	0	0	0	0	0	0
	運動機能(移動機能)	0	0	0	0	1	1
内部障がい		900	904	905	899	902	936
内訳	心臓機能	390	403	411	410	419	421
	じん臓機能	282	277	267	267	267	283
	呼吸器機能	65	66	65	65	67	67
	ぼうこう・直腸機能	145	137	143	140	132	145
	小腸機能	0	0	1	0	0	1
	免疫機能	9	11	11	11	11	13
	肝臓機能	9	10	7	6	6	6
計		2,755	2,733	2,676	2,644	2,611	2,602

資料:障がい福祉課(各年度4月1日現在)

1-(3) 療育手帳所持者の状況

療育手帳所持者は、年々増加傾向にあり、令和5年度では708人となっています。年齢区分でみると、0～17歳の療育手帳所持者数は、平成30年度からの5年間で25.9%(57人)の増加となっています。また、18～64歳では20.2%(68人)の増加となっています。

図表 7 療育手帳所持者数の推移



図表 8 年齢区分別療育手帳所持者数の推移

(人)

区 分	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
0～17歳	220	233	254	260	266	277
18～64歳	336	354	361	376	389	404
65歳以上	29	30	31	31	28	27
計	585	617	646	667	683	708

資料:障がい福祉課(各年度4月1日現在)

図表 9 判定区分別療育手帳所持者数の推移

(人)

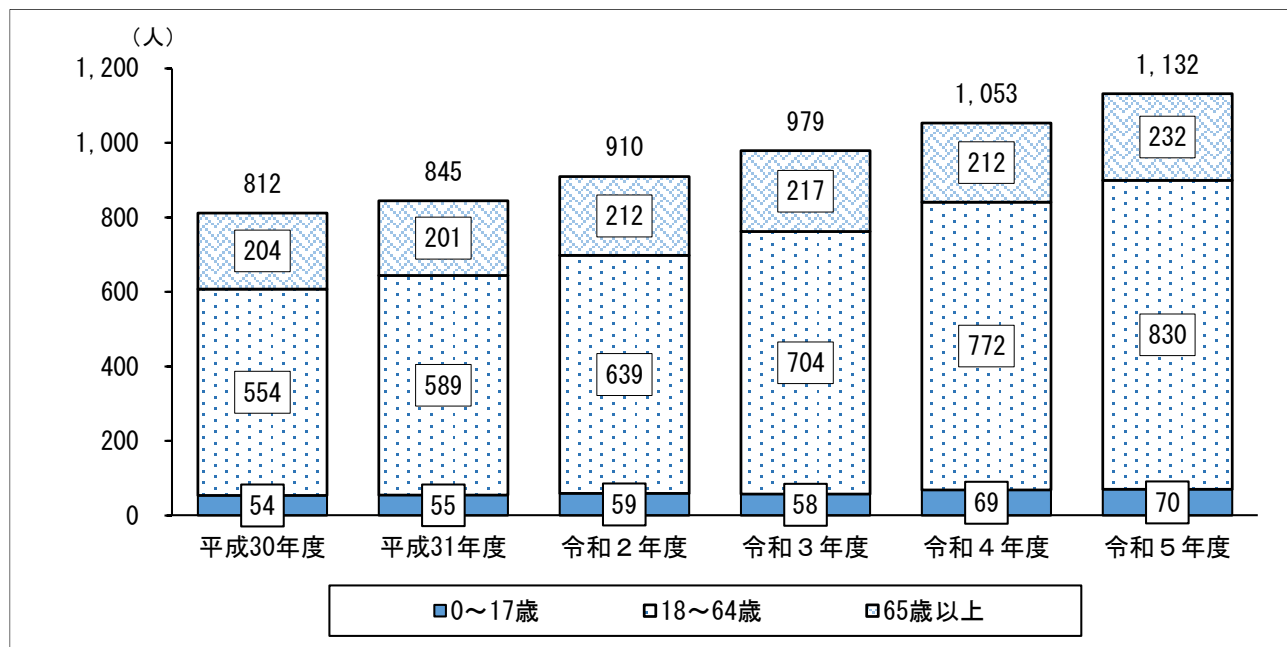
区 分	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
A(最重度)	114	117	117	114	117	118
A(重 度)	117	124	130	136	135	143
B(中 度)	145	151	164	165	173	176
C(軽 度)	209	225	235	252	258	271
計	585	617	646	667	683	708

資料:障がい福祉課(各年度4月1日現在)

1-(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者は、年々増加傾向にあり、令和5年度では1,132人となっています。障がいの等級別でみると、平成30年度からの5年間は、いずれの等級においても30%以上の増加がみられます。

図表 10 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



図表 11 年齢区分別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移 (人)

区 分	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
0～17歳	54	55	59	58	69	70
18～64歳	554	589	639	704	772	830
65歳以上	204	201	212	217	212	232
計	812	845	910	979	1,053	1,132

資料:障がい福祉課(各年度4月1日現在)

図表 12 等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移 (人)

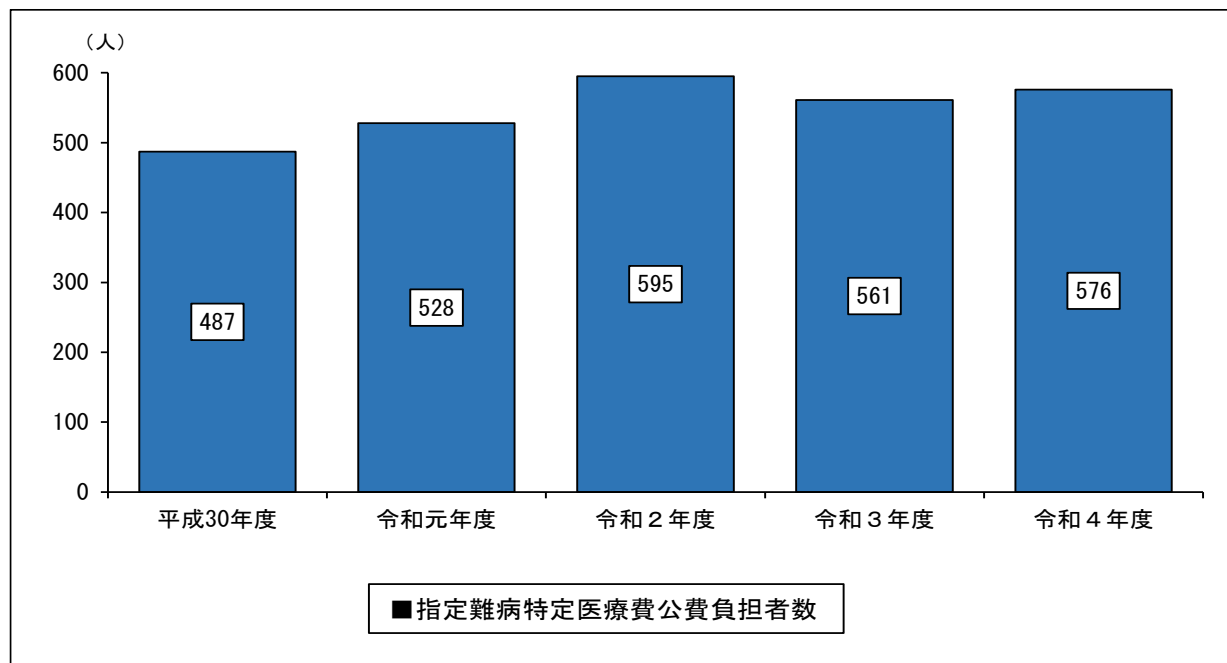
区 分	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1 級	109	113	122	143	147	153
2 級	550	574	621	655	699	770
3 級	153	158	167	181	207	209
計	812	845	910	979	1,053	1,132

資料:障がい福祉課(各年度4月1日現在)

1-(5) 難病患者の状況

指定難病特定医療費公費負担者数は、令和2年度から令和3年度にかけては減少したものの、平成30年度からの5年間で89人の増加となっています。

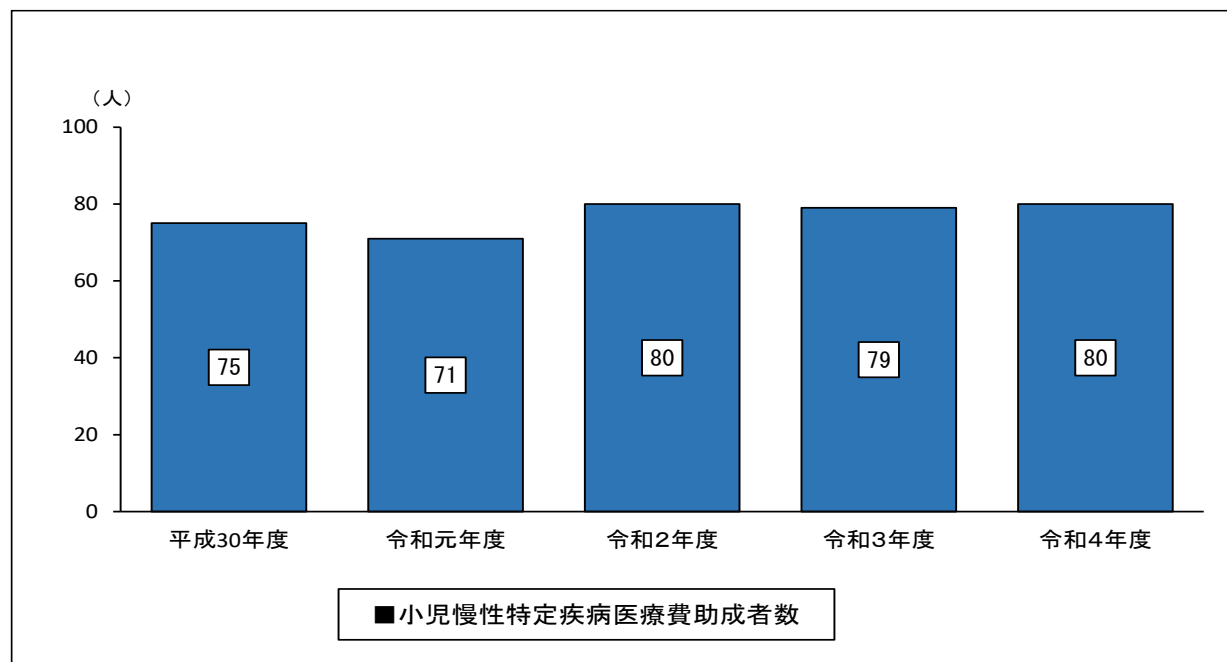
図表 13 あま市の指定難病特定医療費公費負担者数の推移



資料:津島保健所事業概要(各年度末実人数)

小児慢性特定疾病医療費助成者数は、令和2年度以降80人前後で推移しています。

図表 14 あま市の小児慢性特定疾病医療費助成者数の推移



資料:津島保健所事業概要(各年度末実人数)

2 教育と療育の状況

2—(1) 小学校就学前の障がい児の教育(療育)の状況

親子通園事業参加者数の平成30年度から令和5年度までの推移では、30～50人程度で推移しています。

障がい児の子ども・子育て支援等の利用人数の推移については、保育所及び認定こども園の利用人数が増加傾向にあります。

図表 15 親子通園事業の利用人数の推移 (人)

区 分	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
にこにこ園 (七宝)	10	7	8	16	16	13
きらきら園 (美和)	16	14	12	16	13	8
ほのぼの園 (甚目寺)	16	13	15	20	15	9
計	42	34	35	52	44	30

資料:保育課(各年度4月1日現在)

図表 16 障がい児の子ども・子育て支援等の利用人数の推移 (人)

区 分	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保育所	50	55	57	100	88	86
認定こども園	17	13	15	27	23	37
放課後児童健全 育成事業 (放課後児童クラブ)	16	11	6	10	8	9
計	83	79	78	137	119	132

資料:保育課、子ども福祉課(各年度4月1日現在)

2-(2) あま市内の小学校・中学校の特別支援学級の在学状況

あま市内の小学校・中学校の全体の在学者数が減少傾向であるのに対し、特別支援学級の在学者数は年々増加傾向にあり、令和5年度では小学校の在学者数は250人、中学校の在学者数は79人の計329人となっています。

令和5年度の障がいの区分別でみると、知的障害が122人、肢体不自由が8人、病弱・身体虚弱が4人、弱視が1人、難聴が3人、言語障害が2人、自閉症・情緒障害が189人となっています。

図表 17 あま市内の小学校・中学校の特別支援学級の在学状況の推移

区 分		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学校	学校数(校)	12	12	12	12	12	12
	学級数(学級)	34	38	42	48	52	54
	在学者数(人)	139	160	181	193	230	250
中学校	学校数(校)	5	5	5	5	5	5
	学級数(学級)	12	12	13	13	15	17
	在学者数(人)	43	41	51	58	64	79
在学者数合計(人)		182	201	232	251	294	329

資料:学校教育課(各年度5月1日現在)

図表 18 〈参考〉あま市内の小学校・中学校の全体の在学状況の推移

区 分		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学校	学校数(校)	12	12	12	12	12	12
	学級数(学級)	195	198	203	208	212	214
	在学者数(人)	5,013	4,947	4,924	4,805	4,748	4,664
中学校	学校数(校)	5	5	5	5	5	5
	学級数(学級)	84	84	84	85	87	89
	在学者数(人)	2,544	2,504	2,446	2,477	2,490	2,484
在学者数合計(人)		7,557	7,451	7,370	7,282	7,238	7,148

資料:学校教育課(各年度5月1日現在)

図表 19 あま市内の小学校・中学校の特別支援学級の在学状況

(人)

区 分	学級数	在学者数									
		小学校						中学校			計
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年	
知的障害	24	17	8	13	20	16	15	12	10	11	122
肢体不自由	8	1	1	0	2	1	0	1	1	1	8
病弱・身体虚弱	4	0	0	0	0	1	2	1	0	0	4
弱視	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
難聴	2	1	0	0	0	1	1	0	0	0	3
言語障害	2	0	1	1	0	0	0	0	0	0	2
自閉症・情緒障害	30	19	28	20	31	27	22	24	13	5	189
計	71	38	38	34	54	46	40	38	24	17	329

資料:学校教育課(令和5年5月1日現在)



2-(3) 特別支援学校の在学状況

令和5年5月1日現在のあま市に在住する特別支援学校の在学者数は、合計で100人となっています。

図表 20 あま市に在住する特別支援学校の在学者数 (人)

種 別	学校名	所在地	あま市の在学者数				
			幼稚部	小学部	中学部	高等部	計
盲学校	名古屋盲学校	名古屋市 千種区	0	0	0	0	0
聾学校	一宮聾学校	一宮市	1	3	2	0	6
知的障害 特別支援学校	佐織特別支援学校	愛西市		23	16	32	71
	春日井高等特別支援 学校	春日井市				0	0
	大府もちのき特別支援 学校桃花校舎	大府市				0	0
	区域外 特別支援学校		0	3	0	1	4
肢体不自由 特別支援学校	一宮特別支援学校	一宮市	0	3	1	4	8
	区域外 特別支援学校			8	2	1	11
病弱 特別支援学校	大府特別支援学校	大府市		0	0	0	0
計			1	40	21	38	100

資料:愛知県、学校教育課(令和5年5月1日現在)

3 雇用・就業の状況

3-(1) 一般企業における障がい者の雇用の状況

一般企業における障がい者の雇用の状況については、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づいて、国は、一般企業に対して、障害者雇用率(法定雇用率)2.3%以上(令和5年度現在)を義務づけ、これを満たさない企業からは「障害者雇用納付金」を徴収し、障がい者を多く雇用している企業には「障害者雇用調整金」や各種助成金を支給しています。

令和4年6月1日現在のハローワーク津島管内における実雇用率は2.18%で、愛知県と同程度、全国の実雇用率よりも低いものの、雇用率未達成企業の割合は45.6%で愛知県及び全国よりも低く、達成企業が多い状況となっています。

図表 21 一般企業における障がい者の雇用の状況 (%)

規模別	ハローワーク津島管内		愛知県		全国	
	実雇用率	雇用率未達成企業の割合	実雇用率	雇用率未達成企業の割合	実雇用率	雇用率未達成企業の割合
43.5～99人	1.67	44.7	1.63	53.8	1.84	54.2
100～299人	1.88	51.5	1.91	48.9	2.08	48.3
300～499人	2.12	41.7	2.14	53.8	2.11	56.1
500～999人	2.59	30.0	2.19	53.4	2.26	52.8
1,000人以上	4.41	0.0	2.50	33.0	2.48	37.9
全対象企業	2.18	45.6	2.19	51.4	2.25	51.7

資料：ハローワーク津島(令和4年6月1日現在)

3-(2) ハローワーク津島に登録している障がい者の推移

令和5年12月31日現在のハローワーク津島管内における新規で求職の申し込みをした障がい者数は488人となっています。就職件数は210件で、就職率は43.0%にとどまっています。

図表 22 ハローワーク津島に登録している障がい者の推移 (人)

区 分	障がい 種別	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
新規求職申込者数	身体	139	145	156	118
	知的	70	67	73	55
	精神	269	290	356	315
	計	478	502	585	488
就職件数	身体	59	44	55	42
	知的	48	48	42	24
	精神	155	158	188	144
	計	262	250	285	210
新規登録者数	身体	69	79	83	64
	知的	36	27	34	13
	精神	124	133	152	137
	計	229	239	269	214
有効求職数	身体	215	149	173	206
	知的	98	71	63	73
	精神	498	346	339	435
	計	811	566	575	714
就職中の者	身体	503	495	523	541
	知的	436	451	480	491
	精神	723	805	900	956
	計	1,662	1,751	1,903	1,988
保留中の者	身体	19	66	56	33
	知的	8	25	27	16
	精神	27	157	133	58
	計	54	248	216	107

資料：ハローワーク津島(各年度3月31日現在。令和5年度は令和5年12月31日現在)

令和5年12月31日現在の障がい種別の登録者数では、身体が780人、知的が580人、精神が1,492人となっています。

図表 23 ハローワーク津島に登録している障がい者の障がい別の状況

障がい 種別	障がい内容	登録者数		(内訳)					
				有効求職者数		就業者		保留中	
		人	%	人	%	人	%	人	%
身体	視覚	44	1.54	13	1.81	30	1.48	1	0.93
	聴覚・言語等	107	3.75	20	2.79	85	41.91	2	1.87
	上肢	135	4.73	34	4.74	97	47.83	4	3.74
	下肢	169	5.93	53	7.39	110	54.24	6	5.61
	体幹	100	3.51	15	2.09	80	3.94	5	4.67
	脳病変	7	0.25	2	0.28	3	0.15	2	1.87
	内部疾患	214	7.50	66	9.21	135	6.66	13	12.15
	その他	4	0.14	3	0.42	1	0.49	0	0
	小計	780	27.35	206	28.73	541	26.68	33	30.84
知的	知的障がい	580	20.34	73	3.21	491	24.21	16	14.95
精神	精神障がい	1,449	50.81	435	60.67	956	47.14	58	54.21
	発達障がい	43	1.51	3	0.42	40	1.97	0	0
	小計	1,492	52.31	438	61.09	996	49.11	58	54.21
合計		2,852		717		2,028		107	

資料：ハローワーク津島(令和5年12月31日現在)

第3章

計画の進捗状況

- 1 主要施策の達成状況
- 2 成果目標の達成状況
- 3 障害福祉サービスの実績
- 4 地域生活支援事業の実績



第3章 計画の進捗状況

1 主要施策の達成状況

第2次あま市障がい者計画における主要施策の進捗状況は次のとおりです。(一部割愛して掲載しています。進捗状況の()は施策内容に関する主な担当課を示しています。)

基本的な方針 1

●お互いに人格と個性を尊重しあえる基盤づくり

【Ⅰ 相互理解と交流の促進】

主要施策	施策内容	進捗状況
①広報啓発活動の推進	◆障がい特性について、広報や市公式ウェブサイトを活用して、理解の促進に努めます。	(障がい福祉課) ・広報、市公式ウェブサイトにて障がい福祉に関する情報の周知に努め、内容に変更があった場合はウェブサイトの改訂を適宜行っている。 ・障がい者理解の促進のため、広報に障害者週間及び発達障害啓発週間についての記事を掲載した。 ・令和5年の手話国際言語デーに合わせて市役所庁舎等においてブルーライトアップを実施した。
②人権を尊重する教育・福祉への関心を高める教育の実践	◆障がいや障がい者に対する正しい理解と認識を深め、福祉への関心を高めるための教育を推進します。	(人権推進課) 人権講演会、市民人権講座、職員研修において、「障がいのある人の人権」をテーマとした講演、講座及び研修を企画し実施している。 (学校教育課) インクルーシブ教育を推進し、特別な支援が必要な児童生徒も可能な限り交流学級での時間を確保するように努めている。
	◆障がいの理解や地域や学校といった場での相互交流の機会を大切にし、引き続き啓発の充実を図ります。	(学校教育課) 特別支援学校に通う児童生徒の居住地の学校で交流の受け入れを行った。
	◆小中学校において、障がい者に対する理解と認識を深めるため、福祉実践教室やボランティア活動をはじめとする体験活動を推進します。	(社会福祉課)【社会福祉協議会事業】 ・コロナ禍の終息により、あま市内小・中・高の全19校の内、令和4年度は、18校で福祉実践教室を実施した。 ・学校行事等の実施方法において変容のあるなかで、学校との協力等により活動を推進し、コロナ禍前の実施水準に戻すことができた。 (学校教育課) 市内全小中学校があま市社会福祉協議会から福祉協力校の指定を受け、福祉実践教室を実施した。

【Ⅱ 差別の解消及び権利擁護の推進】

①障がい者を理由とする差別の解消の推進	◆障害者差別解消法の周知に努め、差別解消についての啓発を行います。	(障がい福祉課) 人権講演会、市民人権講座、職員研修において、「障がいのある人の人権」をテーマとした講演、講座及び研修を企画し実施している。
	◆障がいを理由とする差別の解消の推進に関する職員の対応要領に則った職員の窓口対応や、職員研修会等の開催に努めます。	(障がい福祉課) 職員対応要領の周知を行った。 (人事秘書課) 障がいを理由とする差別の解消のため、人権の研修を行う際には、当該内容への理解を深める内容を取り入れている。特に、海部地区市町村職員研修協議会の新規採用職員研修、一般前期研修では、毎年研修を実施している。 (人権推進課) 職員を対象として、障がい者の人権をテーマに研修を企画したが、新型コロナウイルスまん延防止のため中止となった。
②障がい者の虐待防止体制の充実・強化	◆障害者虐待防止法の周知に努め、虐待防止についての啓発を行います。	(障がい福祉課) 海部東部障害者総合支援協議会(現:あま市・大治町障がい者支援協議会)にて事業所向けに虐待防止に関する研修を開催した。
	◆障がい者に対する虐待は、重大な権利侵害です。虐待予防・早期対応を適切に行うため、虐待等防止ネットワーク協議会を核として、医療、教育、福祉、行政、司法、警察等地域の関係機関と協働したセーフティネットの充実等、権利擁護、虐待防止の取組を推進・強化していきます。	(高齢福祉課) あま市虐待等防止ネットワーク協議会を毎年2月に開催し、関係機関との虐待等の防止に関するネットワークを形成している。また、関係機関の担当者による実務者会議を偶数月に開催し、支援を行っている事例の情報交換及び虐待防止に関する啓発活動を実施した。 (障がい福祉課) 令和元年度にあま市虐待等防止ネットワーク協議会にて障がい者虐待防止に関する講演会を実施した。

③成年後見制度等の利用促進	◆成年後見制度の利用を希望する知的障がい者や精神障がい者で、家庭裁判所への申立費用を捻出することが困難な人に対して、その費用を助成し、成年後見制度の利用を支援します。また、海部東部障害者総合支援協議会において、成年後見制度の普及啓発を目的とした研修会等の開催に努めます。	(障がい福祉課) 成年後見制度の利用を希望しながら自身による申立てが困難な人に代わって、権利擁護センター(社会福祉課)との連携により、成年後見制度利用申立ての手続きを行った。
④日常生活自立支援事業の利用促進	◆知的障がい者や精神障がい者等の福祉サービスを利用する手続き支援、日常的な金銭管理、大切な書類を預かるサービス等の日常生活自立支援事業の利用促進を図ります。	(社会福祉課)【社会福祉協議会事業】 日常生活自立支援事業について社協だより、社会福祉協議会ウェブサイトに掲載することにより、事業の利用を促進し、知的障がい者や精神障がい者等への支援を行った。
⑤権利擁護相談の充実	◆自己の判断のみでは意思決定に支障のある障がい者に対する権利擁護相談の充実を図ります。	(社会福祉課) 成年後見制度の利用を中心とした相談支援を行うため、令和3年7月1日にあま市権利擁護センターを開所し、相談支援の充実を図っている。

【Ⅲ 情報・コミュニケーション支援の充実】

①わかりやすい広報・市公式ウェブサイトの提供	◆広報や市公式ウェブサイトについて、誰にでも使いやすく伝えたい情報がきちんと伝わるよう提供を行います。	(人事秘書課) 広報紙には、見やすく、読み間違いの少ないユニバーサルデザインフォントを使用し、すべての問い合わせ先にはFAX番号を掲載している。また、音訳ボランティアによる音の広報を市公式ウェブサイトに掲載している。市公式ウェブサイトは、情報アクセシビリティ(※)を意識して作成するように職員に周知をしている。
②障がい特性に応じたコミュニケーション支援の充実	◆聴覚障がい者や視覚障がい者の生活支援には、コミュニケーション支援が必要です。そのため、手話通訳者、要約筆記者等の人材の派遣の充実を図り、効果的なコミュニケーション支援を促進します。	(障がい福祉課) 意思疎通支援者の派遣に加え、障がい福祉課窓口到手話通訳者を配置し、コミュニケーション支援を実施している。

※情報アクセシビリティ:利用者の障がいなどの有無やその度合い、年齢に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できること

③市民ボランティア活動の支援	◆社会福祉協議会の設置するボランティアセンターにおいて、意思疎通支援等の支援者養成のため、ボランティア連絡協議会を中心に様々な分野の活動を支援します。	(社会福祉課)【社会福祉協議会事業】 ボランティアセンターにおいて、ボランティア団体がコロナ禍以前の活動を取り戻すための支援を中心に行った。しかし、支援するも活動を再開することが困難なボランティア団体も見受けられた。
④きめ細かな情報の提供	◆制度ごとにパンフレットを作成し、手帳交付の機会等により詳細な制度の周知を行い、サービス等の支給対象の方にわかりやすい情報提供を行います。	(障がい福祉課) 各制度のパンフレットや案内を作成し、手帳交付や申請を希望する際に渡し、制度や手続き等についての理解の促進を図っている。
	◆点字や音声ガイドを利用した情報提供の手段としての情報機器を日常生活用具として給付し、障がい特性に配慮した情報提供ができる環境づくりを進めます。	(障がい福祉課) 申請に応じて、日常生活用具の給付を行っている。 情報・意思疎通支援用具支給実績 R2 3件、R3 6件、R4 7件
	◆視覚障がい者のため広報の内容を朗読・録音した「声の広報」・点字広報をボランティアにより作成し活用します。	(社会福祉課)【社会福祉協議会事業】 ボランティアの協力を得て、声の広報や点字広報を必要とする方に活用してもらうために継続的に作成している。



基本的な方針 2

●生活支援と地域共生の基盤づくり

【 I 相談支援の充実】

主要施策	施策内容	事業の進捗状況
①相談窓口体制の充実	◆相談窓口を広く周知し、利用の拡大に努めます。	(障がい福祉課) 広報、市公式ウェブサイト、リーフレットにて相談窓口の周知やサービス利用の相談先として相談支援事業所の案内を行っている。
	◆総合的な相談に応じ、ライフステージにおける途切れのない相談支援をしていくために、関係機関との連携を積極的に行い、一人ひとりに必要なサービスを組み合わせ適切な供給主体とつなげるとともに、サービス等利用計画対象者の拡大に対応できる提供体制の強化を図ります。	(障がい福祉課) 相談支援の利用は毎年増加傾向にあり、安定的な利用の確保に努めている。 計画相談支援利用者実績 R2 102件、R3 115件、R4 121件 障害児相談支援利用者実績 R2 54件、R3 64件、R4 77件
	◆支援者(家族や介助者)への支援の他、医療的相談・障がい理解の相談・こころの健康相談等、より専門的な相談機能の充実に努めます。	(障がい福祉課) 毎月第2火曜日に身体障がい者・知的障がい者相談員を設置している。 (健康推進課) 広報、市公式ウェブサイト、年間予定表、リーフレット等で保健師や臨床心理士による相談窓口の周知啓発をしている。また24時間受付しているフリーダイヤルによる電話相談も開設した。
②海部東部障害者総合支援協議会の機能の強化	◆相談支援体制の調整に、行政職員、ケアマネジメント担当者が連携して対応するといったチームアプローチが必要であり、相談支援事業をはじめとする地域移行や虐待防止といった地域福祉推進のネットワークの構築に向け中核的役割を果たす協議の場として海部東部障害者総合支援協議会の機能の充実に努めます。	(障がい福祉課) 令和5年度に海部東部障害者総合支援協議会を「あま市・大治町障がい者支援協議会」として組織再編し、地域の相談支援の質の向上を図るために、新たに相談支援事業所を中心に構成する相談支援部会を設立した。

	◆地域内の障がい者支援を行う 地域の関係機関のネットワークの核となり、個別の支援に対する関係機関との調整を果たすよう努め、ここから地域課題の抽出とその解決策の検討を行います。	(障がい福祉課) あま市・大治町障がい者支援協議会への組織再編に伴い、相談支援事業所・障害児通所事業所・就労系事業所・グループホームそれぞれの事業所ごとに交流会を整備することで、事業所間の情報交換を促進している。
--	--	---

【Ⅱ 生活支援の充実】

①利用者の視点に 立った障害福祉 サービス提供体 制の整備	◆制度に関するパンフレットを作成し、手帳交付等の機会をとらえて障害福祉サービス等についての情報をわかりやすく提供し、必要な方が適切なサービスを利用できるように努めます。	(障がい福祉課) 令和4年度に障がい福祉に関する諸制度を網羅した「あま市障がい福祉ブック」を作成し、窓口等で配布することで、よりの確で分かりやすい情報提供に努めている。
	◆各関係機関と連携して、サービス等利用計画の活用をはじめ、利用者本位のサービス提供を基本に、多様なサービス提供事業者の新規事業への参入促進等、サービス供給体制の整備促進や障がい特性に対応した福祉サービスの充実を図ります。	(障がい福祉課) 令和5年度の物価高騰に伴い、市内の障がい福祉サービス等事業者に対して、障がい福祉施設等物価高騰対策支援金を交付し、事業の安定的な運営を支援した。
②地域生活移行の 支援	◆入所施設や精神科病院からの地域生活への移行のため、施設や病院とグループホーム等の地域の福祉資源との連携を図るとともに、障がいに対する地域の理解を深め日中活動の場の充実を図る等、地域生活移行の支援に努めます。	(障がい福祉課) 入所施設や精神科病院の入所者の地域生活への移行に際しては、当該施設や相談支援事業所、生活困窮者自立支援窓口等と連携して、支援会議等を行い、スムーズな地域生活移行への支援を行っている。
③日中活動の場の 充実	(未就学児) ◆就園前や就園できない子どもを対象とした親子通園事業において、療育支援と発達支援を実施します。	(障がい福祉課) 児童発達支援事業等の安定的な継続に努め、また、自己負担額の無償化に関する周知等により、安心して療育支援が受けられるよう情報提供を図っている。 (保育課) 親子通園事業において、3園の運営を行っている。 (にこにこ園・きらきら園・ほのぼの園)

	(就学児) ◆就学児を対象とした放課後等デイサービスや日中一時支援事業を活用し、学校との連携を図りながら、平日の放課後や休日、夏休みをはじめとする長期休業期間等において障がいのある児童・生徒への地域における活動への支援が受けられる場の確保に努めます。	(障がい福祉課) 放課後等デイサービス事業や日中一時支援事業等の安定的な継続に努め、また、コロナ禍における事業者への補助金等による支援を行った。
	(学校等卒業後) ◆重い後遺症のある中途障がい者や精神障がい者も家庭に閉じこもることのないように活動の場の確保に努めます。	(障がい福祉課) 重度障がいのある人に対しては、障害者相談支援事業を委託する社会福祉協議会と連携し、きめ細かな相談・アセスメントを行い、その人に適した日中活動の場の紹介と体験等による利用支援を行っている。
④介護保険サービスとの連携強化	◆高齢の障がい者が必要な介護保険サービスを十分に利用できるよう、ケアマネージャーとの連携等、きめ細かな配慮をするとともに、介護保険の対象とならない同行援護等の障がい固有のサービスについては、必要なサービスを適切に提供します。	(障がい福祉課) 障がいのある人が介護保険に移行するに際しては、制度の違いに関する説明をきめ細かく行い、スムーズな移行と障がい固有のサービスが途切れることのないよう努めている。 (高齢福祉課) 障がいの有無にかかわらず、利用者が介護サービスを十分に利用できるよう、ケアマネージャー等に適宜情報提供している。 また、居宅介護支援事業者と居宅サービス事業者を対象に連絡会(集団指導講習会)を開催している。
⑤サービス事業者の質の向上	◆サービス事業者を対象とした研修の実施や、支援者ガイドブックの作成等により、事業者の資質向上を支援します。	(障がい福祉課) 平成31年4月1日に障害福祉サービス等の支給決定基準(手引き)を策定し、サービス事業者に周知した。

⑥各種手当等制度 の周知と継続	◆身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している人に対して、国や県の特別障害者手当、障害児福祉手当、経過福祉手当、在宅重度障害者手当、特別児童扶養手当等や、市の心身障害者扶助料による経済的援助を行います。また、障害年金についての情報提供に努めます。	(障がい福祉課) 各種手当に該当する人が確実にその給付を受けられるよう、手帳発行等の際に手続きの勧奨を行っている。 (保険医療課) 身体障害者 1 級～3 級、精神障害者 1 級～2 級、療育手帳 A～C 判定の対象者へ障害年金の制度案内を行っている。また、年に1回、広報に障害年金制度について掲載をしている。
⑦医療費の助成・ 給付	◆障害者医療助成として、身体障害者手帳・療育手帳所持者で一定の条件に該当する方、自閉症候群と診断された方等の保険診療による、入・通院医療費自己負担額を助成します。	(保険医療課) 障害者医療に該当する人が確実にその給付を受けられるよう、障がい福祉課と連携して手帳発行等の際に手続きの勧奨を行っている。
	◆自立支援医療(更生医療)の給付として、身体障害者手帳をお持ちの18歳以上の方が、その障がいの程度を軽くし、あるいは障がいを取り除くために、指定医療機関において受ける手術等の処置に要する医療費の一部を給付します。	(障がい福祉課) 自立支援医療(更生医療)に該当する医療を受診する人が確実にその給付を受けられるよう、広報、市公式ウェブサイト等による制度の周知を行っている。
	◆自立支援医療(育成医療)の給付として、身体に障がいのある児童等が、その障がいの程度を軽くし、あるいは障がいを取り除くために、指定医療機関において受ける手術等の処置に要する医療費の一部を給付します。	(障がい福祉課) 自立支援医療(育成医療)に該当する医療を受診する児童が確実にその給付を受けられるよう、広報、市公式ウェブサイト等による制度の周知を行っている。
	◆自立支援医療(精神通院)の給付として、精神疾患のある方が、その治療のために通院医療を受ける場合、それにかかる医療費の一部を給付します。	(障がい福祉課) 自立支援医療(精神通院)に該当する医療を受診する人が確実にその給付を受けられるよう、広報、市公式ウェブサイト等による制度の周知を行っている。

【Ⅲ 就労支援の充実】

①情報提供・相談 機能の強化	◆就職を支援するため、障がい者雇用に関する情報について、ハローワーク等との連携により、相談窓口での提供体制の整備に向けた取組を促進します。	(商工観光課) ハローワーク等との連携については、これまで一般就職(パート含む)がメインであり、障がい者雇用への内容がほとんどない状態であったため、令和5年度より障がい福祉課と連携して、障がい者雇用の求人情報を商工観光課及び障がい福祉課に配置している。
②就労の促進支援・定着支援	◆海部障害者就業・生活支援センターを活用し、身近な地域で、就業面での支援と併せて生活面での支援を一体的に提供することで、働き続けることへの支援を進めます。	(障がい福祉課) 窓口において、就労に関する相談があった際に、海部障害者就業・生活支援センターを紹介し、同センターによる支援につなげている。
③福祉的就労の充実	◆就労継続支援事業、地域活動支援センター等を活用することにより、障がい者の福祉的就労を促進します。	(障がい福祉課) 就労継続支援事業等の安定的な継続に努めた。また、あま市・大治町障がい者支援協議会において、「はたらく情報発信フェア」を毎年開催し、事業所による情報発信の場を提供している。
	◆就労支援施設で制作する自主製品等の販売拡大の支援に努めます。	(障がい福祉課) 令和5年度より市庁舎において福祉ショップ「あま結び」を開催し、事業所の自主製品等の販売の機会を提供している。

【Ⅳ 療育・保育・教育の推進】

①早期発見・早期療育に向けた保健事業の充実	◆母子保健事業において、各種の相談や教室、健康診査を通して、身体の異常や発達障害等を早期に発見するとともに、適切な支援が受けられるよう関係機関との連携を図ります。	(健康推進課) 子育て相談や健診事後教室、心理相談、乳幼児健診において、支援の必要な子どもに対して、保護者と情報を共有し、適切な関係機関(療育機関、相談機関、医療機関等)につないでいる。
	◆1歳6か月児健診や3歳児健診で発達の遅れがみられる場合は、経過を見守り、保護者への適切な対応ができるよう働きかけます。また、未受診者の把握に重点を置き、虐待の予防や早期発見、早期支援に努めます。	(健康推進課) 幼児健診において、発達の遅れのある子どもに対して保護者と児の発達状況や支援の必要性を共有できるよう働きかけている。未受診者については訪問等で対応している。また、健診時のアンケートや児への関わり方の様子など虐待予防の視点を持って対応している。

②発達支援	◆発達障害のある子どもへの支援については保健、医療、福祉、教育の各機関と連携して療育支援体制の充実に努めます。	(障がい福祉課) 令和3年度から児童発達支援センター事業を開始し、地域の療育支援体制の整備に努めている。 (学校教育課) 個別に支援が必要な児童生徒の保護者からサポートブックやアドバイスシートを提出していただき、学校での対応の参考とした。 (健康推進課) 乳幼児健診や健診事後教室等から療育へ繋ぐ際に保護者の同意のもと情報提供を行ったり、見学に同行し、療育に安心して通園できるよう支援している。
③統合保育の推進	◆障がいのある幼児への統合保育等を通じ、ともに遊び、学ぶ機会の拡充に努め、すべての幼児の豊かな人間形成をめざします。	(保育課) 市の保育士が療育外部研修に積極的に参加することにより、障がい等のある児童への理解を深め、支援の質の向上を図った。
	◆職員の専門性の向上を図り、就学前の障がい児保育の充実に努めるとともに、保護者に対する支援を行います。	(保育課) 市の保育士及び親子通園施設職員が療育等連絡会議研修会に積極的に参加することにより、障がい等のある児童への理解を深め、支援の質の向上を図った。
④共に学び、共に育む教育の推進	◆研修等を通じて、教職員一人ひとりの意識の高揚に努めます。さらに、障がいのある児童・生徒については、学校全体としての指導体制の徹底や校内外の相談体制の充実に努めます。	(学校教育課) 市主催の教員研修会である Ama Teachers College において、障がいのある子どもとのかかわり方や発達が気になる子どもの環境づくりに関する研修会を開催した。
	◆自己肯定感を育み、幼児・児童・生徒が自分を取り巻く人間関係を自ら豊かに構築していけるよう指導の充実に努めます。	(学校教育課) 道徳の授業等を通じて、対人関係を円滑にするためのコミュニケーションの実践やソーシャルスキルトレーニングを行った。
	◆障がいのある児童・生徒について、学校全体としての協力体制のもとに教育活動を推進するとともに、本人・保護者等の意向も踏まえ、個別の指導計画を作成する等、一人ひとりの状況に応じた教育の充実に努めます。	(学校教育課) 特別支援学級に在籍する児童だけでなく、必要に応じて個別指導計画を作成し、児童生徒一人ひとりに合わせた教育を行っている。

	◆障がいのある児童・生徒の保護者が早期から教育相談等を受けることができるよう、保健、医療、福祉、教育等が連携して支援体制の強化に努めます。	(障がい福祉課) 児童発達支援センター事業において窓口を常設し、発達等に関する悩みに対して相談員が相談に応じて、適切な療育機関につなげる総合相談業務を実施している。 (学校教育課) 未就学児の保護者に対して就学相談に係るチラシを配布し周知するとともに、保育園、保健センターと情報を共有して支援につなげるよう取り組みを行った。 (健康推進課) 面談等で相談を受けた際は、就学相談について情報提供し、相談の機会を逃さないよう支援している。
	◆施設・設備面を始めとする個々の障がいの状況に応じた合理的配慮に基づくバリアフリー化等の整備に努めます。	(教育総務課) 市内小中学校において、階段手摺設置、多目的トイレ、障がい児配慮トイレの設置等の障がい児等対策施設整備工事を実施した。

【Ⅴ 社会参加への支援】

①障がい者の社会生活力の向上に向けた外出の支援	◆外出する際の支援として、同行援護、行動援護、移動支援のサービスを支給することにより、社会参加への支援をします。	(障がい福祉課) 同行援護、行動援護、移動支援のサービスを安定的に供給できるよう努めている。
②社会参加への支援の充実	◆障がい者が心豊かな生活を送ることができるよう、また、障がいに対する理解を得る手段として、スポーツ・レクリエーション・文化活動を行う場の確保に努めます。	(スポーツ課) 七宝・美和・甚目寺の各地区において地域スポーツ員事業として障がい者の方も参加できる「ディスクゴルフ大会」を令和3年度まで実施した。 (生涯学習課) 障がいのある人に働く場などの情報発信を行うことにより、雇用の促進・福祉事業や制度への理解を図る「はたらく情報発信フェア」を開催する会場として、社会教育施設を提供した。 (障がい福祉課) 東京2020パラリンピック聖火リレーの一環として、愛知県の聖火を作る集火式に持参する聖火の採火式を開催した。

	◆身体障がい者が、就労・通院・通学等のため、普通自動車免許の新規取得に要した経費の一部や、本人が所有・運転する自動車を必要に応じて改造する費用の一部を助成することにより社会参加への支援をします。	(障がい福祉課) 自動車運転免許取得助成事業及び自動車改造費助成事業を利用できる人が確実にその給付を受けられるよう、広報、市公式ウェブサイト等による制度の周知を行っている。
--	--	--



基本的な方針 3

●安心・安全の基盤づくり

【Ⅰ 生活環境の整備充実】

主要施策	施策内容	事業の進捗状況
①福祉のまちづくり	◆バリアフリー化を推進し、ひとにやさしい建築物や道路・公園・トイレ・駐車スペース等の整備・改善に取り組み、福祉のまちづくりを進めます。	(都市計画課) 森ヶ丘公園再整備工事にて多目的トイレの新設や障がい者優先駐車場の新設を行い、スマイルパーク整備にてバリアフリー化対応整備を行った。
	◆市役所新庁舎建設に関して、平成34年度(令和4年度)開庁を目標とする「あま市役所新庁舎基本設計」を企画政策課において策定中です。障がい者が安心して来庁できる新庁舎建設に向けて、バリアフリーの考えに基づいた設計と障がい者専用駐車場等の整備を目指します。	(総務課) 令和5年5月8日に開庁した新庁舎は、実施設計において、車いす利用者の来庁に配慮して、駐車場や広場からスロープを設置することとした。また、正面玄関付近に障がい者専用の駐車場を4台分、第2駐車場に思いやり駐車場を3台分整備した。
②グループホームの整備の支援	◆事業者に対する補助制度の活用周知を行い、グループホームの整備の拡充に努めます。併せて、地域住民の障がい者への理解を促進します。	(障がい福祉課) グループホームを運営する事業者に対して、共同生活援助事業費補助金の交付を行い、安定した事業運営を支援している。
③住宅改修の促進	◆住宅の段差解消や手すりの設置等の住宅改修に対する支援等の施策を推進します。	(障がい福祉課) 住宅改修に係る日常生活用具給付事業を利用できる人が確実にその給付を受けられるよう、広報、市公式ウェブサイト等による制度の周知を行っている。

【Ⅱ 保健・医療の推進】

①健康管理への支援	◆障がい者に対する健康管理の支援等保健事業を引き続き実施します。	(健康推進課) 広報、市公式ウェブサイトで、健康に関する内容を掲載した。また、保健事業、出前講座等としてシーズンに合わせたがん検診・健康マイレージ・高齢者インフルエンザ予防接種等について積極的に情報提供を行った。
-----------	----------------------------------	---

	◆かかりつけの医師・歯科医師・薬局等への定期的な受診を啓発することで、障がい者の健康の保持・増進に努めます。	(健康推進課) 健康相談、こころの相談室、精神保健相談会等で、かかりつけ医の必要性を説明し、かかりつけ医を持つよう啓発した。
②生活習慣病予防対策の推進	◆特定健診・各種がん検診等の実施により、障がいの原因となる生活習慣病等の予防や早期発見に努めるとともに、受診率向上を目指します。	(健康推進課) 集団検診・個別検診実施に向け、全てのがん検診対象者に受診券を送付し、がん検診ガイド・市公式ウェブサイトにて周知した。
③地域医療機関との連携強化	◆障がい者が安心して医療機関を利用できるように、地域医療機関との連携を図ります。	(健康推進課) 保健対策推進協議会を開催し、情報提供し、連携を強化した。また、医師、歯科医師、薬剤師代表を含む委員で構成される、歯と口腔保健推進協議会において情報交換を行い、連携の強化を図った。

【Ⅲ 地域ぐるみの福祉の推進】

①多様な福祉人材の養成	◆市内の福祉事業所に対して、県の実施する講習会等の情報を提供し、各種専門職等の人材養成や資質の向上を支援します。	(障がい福祉課) 原則として全ての市内障害福祉サービス等事業所のメールアドレスを把握し、確実に必要な情報提供ができる体制を整えている。
②各種ボランティア講座の開設	◆市民に対するボランティア意識の向上に向け、ニーズに沿った各種ボランティア講座の開設を図ります。	(社会福祉課)【社会福祉協議会事業】 ボランティアセンターでは、コロナ禍でもボランティア講座を開催したが、ボランティアに繋げることは困難であった。
③地域の支援者のネットワークの構築	◆地域福祉を推進するためには、障がい者支援に携わる団体、事業所、行政等、地域の関係機関全体で話し合える場が必要であり、海部東部障害者総合支援協議会を活用した関係機関相互の連絡調整による地域での見守りや当事者家族の支援等の体制の整備に努めます。	(障がい福祉課) 令和5年度の海部東部障害者総合支援協議会からあま市・大治町障がい者支援協議会への組織再編に伴い、協議会の隔月開催や専門部会の再編成などによる機能強化を図った。

【IV 防災・防犯の推進】

①防災意識の高揚	◆防災訓練等への障がい者に対する呼びかけを、自主防災会に対して働きかけることで、障がい者が地域防災に参加しやすい環境を整えます。	(危機管理課) 社会福祉協議会及び福祉施設と連携し、総合防災訓練において、自主防災会に対し車いすでの避難体験及び乗降車訓練を実施し、障がい者の防災について理解を深めることができた。
	◆災害発生時に困ることのないよう、障がい者自らにおいても障がいの特性に応じた備品の備蓄等をしていただくよう、啓発に努めます。	(危機管理課) 災害用物資の備蓄や、避難生活を送るために必要な物資をまとめた非常持ち出し袋の準備を促進するため、広報に記事を掲載している。 (障がい福祉課) 災害時に備えるための準備等を記載した冊子「障がいがある人たちの災害24時～いのちを守る自助・共助マニュアル～」の啓発や海部東部消防組合と連携してNet119の普及推進を行った。
②指定避難所に関する情報提供	◆車いすの乗り入れができるか等、指定避難所の環境を事前に調査し、障がい者に対する情報の提供に努めます。	(危機管理課) 令和2年度より、障がい者の方が固定電話を用いて災害時の避難情報や避難所開設情報を受け取れるよう、「災害情報電話通報サービス」を開始し、情報の提供に務めている。 (障がい福祉課) 聴覚障がいのある人や外国人など、意思疎通に困難がある人がスムーズに意思表示ができるよう、市内の指定避難所にコミュニケーションボードを設置している。
③避難行動要支援者対策の推進	◆避難行動要支援者名簿の更新を図り、円滑な安否確認を行います。	(社会福祉課) 円滑な安否確認が行えるよう避難行動要支援者名簿を更新した。その上で、対象の避難行動要支援者に避難支援等関係者への名簿提供を同意するか確認し、同意を得られた方で避難行動要支援者名簿(同意者名簿)を作成した。

	◆避難行動要支援者避難支援プランを作成することにより、自主防災会、民生委員児童委員等との連携を強化し、障がい者に対する支援体制の充実を図ります。	(社会福祉課) 避難支援等関係者(自主防災会及び民生委員児童委員等)に避難行動要支援者名簿(同意者名簿)を提供することにより情報連携し、2地区の自主防災会にて個別避難計画を作成した。 (危機管理課) 自主防災会長等を対象に実施する「自主防災会情報交換会」において、社会福祉課より防災における避難行動要支援者名簿の活用についての説明を行った。
④防犯意識の高揚	◆地域における見回りや定期的な訪問を行うことにより、犯罪が起きにくい地域づくりを進めるとともに障がい者が空き巣や詐欺等の被害に遭わないようにするため、防犯について積極的な啓発に努めます。	(危機管理課) 生活安全相談員が中心となり定期的に地域の見回りを実施した。 空き巣や詐欺等への警戒を促すため、定期的に広報へ記事を掲載した。 窓口において防犯啓発プレートを配布している。

2 成果目標の達成状況

第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画では国の基本指針に基づき、数値目標を設定しました。それらの到達状況については以下の通りです。

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

国の基本指針

- ・令和元年度末時点の施設入所者数6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。
- ・令和5年度末時点の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本とする。

■第6期障がい福祉計画の到達状況

項 目	目標値	実績	備 考
令和元年度末の施設入所者数	—	47人	
地域生活移行者数	3人	4人	令和2年度から令和4年度末までに地域生活へ移行した人数
令和5年度末の施設入所者数	46人	47人	実績は令和4年度末時点の施設入所者数

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本指針

- ・精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を316日以上とすることを基本とする。
- ・令和5年度末の精神病床における1年以上の長期入院患者数(65歳以上・未満)の目標値を、国が提示する推計式を用いて設定する。
- ・精神病床における早期退院率に関して、入院後3か月時点の退院率については69%以上、入院後6か月時点の退院率については86%以上及び入院後1年時点の退院率については92%以上とすることを基本とする。

指 標	令和5年度目標
地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量	25人 (65 歳以上 12 人) (65 歳未満 13 人)

■第6期障がい福祉計画の到達状況

項 目	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	目標	実績	目標	実績	目標	実績 (見込)
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	1回	5回	1回	3回	1回	1回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	7人	10人	7人	10人	7人	16人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回	0回	1回	0回	1回	0回
精神障がい者の地域移行支援	0人	0人	1人	1人	1人	0人
精神障がい者の地域定着支援	0人	0人	0人	0人	1人	0人
精神障がい者の共同生活援助	32人	60人	32人	57人	32人	57人
精神障がい者の自立生活援助	0人	0人	0人	0人	0人	0人

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

国の基本指針

- ・地域生活支援拠点等について、令和5年度末までの間、各市町村または各圏域に1つ以上確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。

■第6期障がい福祉計画の到達状況

項 目	令和5年度	
	目標	実績見込
地域生活支援拠点等の整備数	1か所	1か所
地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数(回数/年)	1回	1回

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

国の基本指針

- ・一般就労への移行者数を令和元年度の1.27倍以上にする。
 うち 就労移行支援事業を通じた移行者数:1.30倍以上
 就労継続支援A型を通じた移行者数:1.26倍以上
 就労継続支援B型を通じた移行者数:1.23倍以上
- ・就労定着支援事業利用者:一般就労移行者のうち、7割が利用する。
- ・就労定着率8割以上の就労定着支援事業所:7割以上とする。

■第6期障がい福祉計画の到達状況

項 目	令和5年度 目標	令和4年度 実績
就労移行支援事業等(※1)を通じて一般就労に移行する者	14人	11人
うち就労移行支援事業を通じて一般就労に移行する者	12人	7人
うち就労継続支援A型事業を通じて一般就労に移行する者	1人	4人
うち就労継続支援B型事業を通じて一般就労に移行する者	1人	0人
就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち就労定着支援事業を利用する者	7割	5割
就労定着率(※2)が8割以上の就労定着支援事業所の割合	－(※3)	－

※1 就労移行支援事業等:生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援

※2 就労定着率:過去3年間の就労定着支援の総利用者数のうち前年度末時点の就労定着者数の割合

※3 計画策定時点で就労定着支援事業を実施する事業所が市内に存在しなかったため、未設定。

(5) 相談支援体制の充実・強化等

国の基本指針

・令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保する。

■第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の到達状況

項 目	令和5年度	
	目標	実績見込
基幹相談支援センター・委託相談支援事業等の総合的・専門的な相談支援を実施する体制の整備	実施	実施
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言回数(回／年)	2回	2回
地域の相談支援事業者の人材育成の支援回数(回／年)	1回	1回
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数(回／年)	1回	12回

(6) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

国の基本指針

・令和5年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築する。

■第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の到達状況

項 目	令和5年度	
	目標	実績見込
県が実施する障害福祉サービス等に係る研修やその他の研修への参加(人数)	2人	2人
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の会議等の実施(回数)	1回	1回

(7) 発達障がい者等に対する支援

国の基本指針

・ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数、ペアレントメンター(※1)の人数、ピアサポート(※2)活動への参加人数について、それぞれ見込を設定する。

■第2期障がい児福祉計画の到達状況

項 目	令和5年度	
	目標	実績見込
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	5人	38人
ペアレントメンターの人数	2人	1人
ピアサポートの活動への参加人数	4人	0人

※1 ペアレントメンター：自らも発達障がいのある子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親のこと。

※2 ピアサポート：同じ悩みや障がいを持ち、同じような立場にある仲間(ピア)が体験を語り合うなどして、支援を行う取組。

(8) 障がい児支援の提供体制の整備等

国の基本指針

- ・令和5年度までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。
- ・全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。
- ・主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。(市町村単独での設置が困難な場合は、圏域での設置)
- ・各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

■第2期障がい児福祉計画の到達状況

項 目	令和5年度	
	目標	実績見込
児童発達支援センターの設置	市内で1か所	市内で1か所
保育所等訪問支援の充実	市内で1か所	市内で1か所
主に重症心身障がい児を支援する事業所の確保	海部圏域で1か所	海部圏域で2か所
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	海部東部地域で1か所	市内で1か所
医療的ケア児支援のためのコーディネーターの配置	5人	5人

■保育所・認定こども園・放課後児童クラブにおける障がい児の受け入れ目標

種 別	利用ニーズを踏まえた必要な見込量 (人)	定量的な目標(人)					
		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込	実績	見込	実績	見込	実績
保育所	57	58	100	59	88	60	86
認定こども園	15	16	27	16	23	16	37
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	6	6	10	6	8	6	9

3 障害福祉サービスの実績

※障害福祉サービス等の利用量において使用されている、「人日」という単位は、1か月あたりの「利用人数」×「1人あたりの平均利用日数」で算出されるものです。そのサービスを全利用者で1か月あたり何日間利用したかを表した数値となります。

3-(1) 訪問系サービス

訪問系サービス全体では、令和3年度以降、利用人数、利用時間ともに計画値を上回っています。また、利用人数は令和2年度から令和5年度(上半期)にかけては約79%増、利用時間については令和2年度から令和5年度(上半期)にかけては約61%増と大幅な増加となっており、今後も増加が見込まれます。

■サービスの概要

サービス名	内容
居宅介護(ホームヘルプ)	居宅で入浴、排せつ、食事の介護や家事等の、生活全般にわたる支援を行うものです。
重度訪問介護	重度の肢体不自由等で常に介護を必要とする人を対象として、居宅で入浴、排せつ、食事の介護等から、外出時の移動支援等を総合的に行うものです。
同行援護	視覚障がい者を対象として、移動に必要な情報提供等、外出する際に必要な援助を行うものです。
行動援護	知的障がいまたは精神障がいにより行動に著しい困難を有する障がい者に対して、行動するときに生じ得る危険を回避するための必要な支援や、外出時の移動支援等を行うものです。
重度障害者等包括支援	常に介護を必要としている人の中でも介護の必要性が著しく高い人に、居宅介護等の障害福祉サービスを包括的に提供するものです。

■訪問系サービスの利用量推移(1か月あたり)

※令和5年度の利用実績については、上半期の値

	単位	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
訪問系サービス計	人	110	107	105	116	108	130	110	191
(実利用時間)	時間	1,858	2,149	2,080	2,477	2,100	2,795	2,120	3,456
実績/見込量比率(人)	%	—	97.3	—	110.5	—	120.4	—	173.6
実績/見込量比率(時間)	%	—	115.7	—	119.1	—	133.1	—	163.0
内 訳									
居宅介護(ホームヘルプ)	人	99	93	100	101	98	113	99	117
(実利用時間)	時間	1,681	2,045	1,980	2,363	1,890	2,672	1,908	3,263
実績/見込量比率(人)	%	—	93.9	—	101.0	—	115.3	—	118.2
実績/見込量比率(時間)	%	—	121.7	—	119.3	—	141.4	—	171.0
重度訪問介護	人	1	0	0	1	5	3	6	2
(実利用時間)	時間	6	0	0	3	105	53	106	113
実績/見込量比率(人)	%	—	0.0	—	—	—	60.0	—	33.3
実績/見込量比率(時間)	%	—	0.0	—	—	—	50.5	—	106.6
同行援護	人	7	9	2	10	3	10	3	8
(実利用時間)	時間	111	47	45	53	63	47	64	53
実績/見込量比率(人)	%	—	128.6	—	500.0	—	333.3	—	266.7
実績/見込量比率(時間)	%	—	42.3	—	117.8	—	74.6	—	82.8
行動援護	人	3	5	3	4	1	4	1	4
(実利用時間)	時間	60	57	55	58	21	23	21	27
実績/見込量比率(人)	%	—	166.7	—	133.3	—	400.0	—	400.0
実績/見込量比率(時間)	%	—	95.0	—	105.5	—	109.5	—	128.6
重度障害者等包括支援	人	0	0	0	0	1	0	1	0
(実利用時間)	時間	0	0	0	0	21	0	21	0
実績/見込量比率(人)	%	—	—	—	—	—	0.0	—	0.0
実績/見込量比率(時間)	%	—	—	—	—	—	0.0	—	0.0

3-(2) 日中活動系サービス

日中活動系サービスでは、就労継続支援(A型)、就労継続支援(B型)といった就労支援サービスにおいて、利用人数、利用日数ともにいずれの年度も計画値を上回っており、増加傾向が見られます。

■サービスの概要

サービス名	内容
生活介護	常に介護を必要とする人を対象として、主に昼間に入浴や排せつ、食事の介護、創作的活動または生産活動の機会を提供するものです。
自立訓練(機能訓練)	身体障がい者または難病患者等を対象とし、理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーション等を行うものです。
自立訓練(生活訓練)	知的障がい者または精神障がい者を対象とし、入浴、排せつや食事等の日常生活能力向上のための支援を行うものです。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する65歳未満の障がい者を対象として、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練等を行うものです。
就労継続支援(A型、B型)	一般企業等への就労が困難な障がい者を対象として、働く場を提供するとともに、必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行うものです。
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人に対し、障がい者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行うものです。
短期入所(福祉型、医療型)	居宅において介護者が病気等の場合に、障がい者支援施設等で入浴や排せつ、食事の介護等を行うものです。施設でサービスの提供を行う福祉型と病院や診療所でサービスの提供を行う医療型があります。
療養介護	常に医療と介護を必要とする人を対象として、医療機関で行われる機能訓練や療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護や日常生活の世話をを行うものです。

■日中活動系サービスの利用量推移(1か月あたり) ※令和5年度の利用実績については、上半期の値

サービス名	項目	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	見込量	人	165	150	152	155
		人日	2,707	2,580	2,600	2,630
	実績	人	144	159	170	156
		人日	2,570	2,741	2,813	2,790
	実績/見込量比率	%	87.3	106.0	111.8	100.6
		%	94.9	106.2	108.2	106.1
自立訓練 (機能訓練)	見込量	人	3	2	2	2
		人日	40	34	36	38
	実績	人	1	2	2	3
		人日	18	24	32	50
	実績/見込量比率	%	33.3	100.0	100.0	150.0
		%	45.0	70.6	88.9	131.6
自立訓練 (生活訓練)	見込量	人	6	3	3	3
		人日	60	40	42	42
	実績	人	2	2	7	8
		人日	21	42	101	98
	実績/見込量比率	%	33.3	66.7	233.3	266.7
		%	35.0	105.0	240.5	233.3
就労移行支援	見込量	人	17	32	35	38
		人日	280	460	470	480
	実績	人	25	26	24	25
		人日	418	456	405	452
	実績/見込量比率	%	147.1	81.3	68.6	65.8
		%	149.3	99.1	86.2	94.2

サービス名	項目	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労継続支援 (A 型)	見込量	人	120	130	132	134
		人日	2,280	2,552	2,592	2,631
	実績	人	137	154	174	149
		人日	2,601	2,846	2,777	2,903
	実績/見込量比率	%	114.2	118.5	131.8	111.2
		%	114.1	111.5	107.1	110.3
就労継続支援 (B 型)	見込量	人	135	165	170	175
		人日	2,369	2,655	2,736	2,816
	実績	人	174	191	208	217
		人日	2,820	3,025	3,348	3,670
	実績/見込量比率	%	128.9	115.8	122.4	124.0
		%	119.0	113.9	122.4	130.3
就労定着支援	見込量	人	1	5	7	8
	実績	人	7	7	10	12
	実績/見込量比率	%	700.0	140.0	142.9	150.0
短期入所 (福祉型)	見込量	人	70	60	60	62
		人日	316	260	260	268
	実績	人	38	52	59	66
		人日	201	322	397	377
	実績/見込量比率	%	54.3	86.7	98.3	106.5
		%	63.6	123.8	152.7	140.7
短期入所 (医療型)	見込量	人	11	6	6	6
		人日	28	18	18	18
	実績	人	1	1	1	2
		人日	4	3	1	5
	実績/見込量比率	%	9.1	16.7	16.7	33.3
		%	14.3	16.7	5.6	27.8
療養介護	見込量	人	5	8	8	9
	実績	人	6	6	6	7
	実績/見込量比率	%	120.0	75.0	75.0	77.8

3-(3) 居住系サービス

居住系サービスでは、共同生活援助(グループホーム)の利用人数は、令和2年度から令和5年度(上半期)にかけて約43%の増加となっており、今後も増加が見込まれます。また、施設入所支援については国の指針に基づき削減を見込んでおりましたが、横ばい傾向となっています。

■サービスの概要

サービス名	内容
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等を退所し、地域で一人暮らしを始めた人を対象に、定期的な訪問や随時の対応により、必要な情報提供等を行うものです。
共同生活援助(グループホーム)	夜間や休日に共同生活を営む住居で、相談その他日常生活の援助を行うものです。
施設入所支援	施設入所者に対して主に夜間に入浴、排せつ、食事の介護等のサービスを提供するものです。

■居住系サービスの利用量推移(1か月あたり)

※令和5年度の利用実績については、上半期の値

サービス名	項目	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	見込量	人	3	1	2	2
	実績	人	0	0	0	0
	実績/見込量比率	%	0	0	0	0
共同生活援助 (グループホーム)	見込量	人	59	84	86	88
	実績	人	88	109	121	126
	実績/見込量比率	%	149.2	129.8	140.7	143.2
施設入所支援	見込量	人	50	47	46	46
	実績	人	46	49	49	47
	実績/見込量比率	%	92.0	104.3	106.5	102.2

3-(4) 相談支援

相談支援では、計画相談支援で利用人数が計画値を上回って推移しています。

■サービスの概要

サービス名	内容
計画相談支援	障がい者が利用するサービスの内容等を定めたサービス等利用計画の作成を行い、一定期間ごとに見直しを行うものです。
地域移行支援	障害者支援施設等に入所している障がい者、または精神科病院に入院している精神障がい者を対象に、住居の確保や地域生活への移行に関する相談や支援を行うものです。
地域定着支援	居宅において、単身で生活している人や同居している家族から支援を受けられない人を対象に、常時の連絡体制を確保して、相談や緊急時の対応等を行うものです。

■相談支援の利用量推移(1か月あたり)

※令和5年度の利用実績については、上半期の値

サービス名	項目	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	見込量	人	85	100	105	110
	実績	人	102	115	121	145
	実績/見込量比率	%	120.0	115.0	115.2	131.8
地域移行支援	見込量	人	1	1	1	1
	実績	人	0	0	1	1
	実績/見込量比率	%	0	0	100.0	100.0
地域定着支援	見込量	人	1	1	1	2
	実績	人	1	1	1	1
	実績/見込量比率	%	100.0	100.0	100.0	50.0

3-(5) 障がい児支援サービス

障がい児支援では、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、障害児相談支援で増加傾向がみられ、特に児童発達支援については、令和2年度から令和5年度(上半期)にかけて利用人数が約149%増、利用日数が約188%増と極めて大きな増加が見られます。

■サービスの概要

サービス名	内容
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行うものです。
医療型児童発達支援	児童発達支援に加え、治療を行うものです。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等により外出が著しく困難な児童に対し、居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行うものです。
放課後等デイサービス	学校に就学中の児童に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上の訓練等を行うものです。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障がい児に対して、他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行うものです。また、保育所等の職員に対する支援方法等の指導を行うものです。
障害児相談支援	障がい児支援のサービスの利用にあたって、障害児支援利用計画を作成し、その内容が適切かどうか一定期間ごとに見直しを行うものです。

■障がい児支援サービスの利用量推移(1か月あたり)※令和5年度の利用実績については、上半期の値

サービス名	項目	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	見込量	人	70	75	80	82
		人日	562	530	554	563
	実績	人	49	94	121	122
		人日	408	745	1,148	1,174
	実績/見込量比率	%	70.0	125.3	151.3	148.8
		%	72.6	140.6	207.2	208.5
医療型 児童発達支援	見込量	人	3	3	3	3
		人日	35	17	18	19
	実績	人	3	3	2	1
		人日	13	17	8	3
	実績/見込量比率	%	100.0	100.0	66.7	33.3
		%	37.1	100.0	44.4	15.8
居宅訪問型 児童発達支援	見込量	人	2	2	2	2
		人日	10	10	10	10
	実績	人	0	0	0	0
		人日	0	0	0	0
	実績/見込量比率	%	0	0	0	0
		%	0	0	0	0
放課後等 デイサービス	見込量	人	240	300	320	330
		人日	2,395	3,603	3,840	3,967
	実績	人	310	346	392	422
		人日	3,488	3,725	4,053	4,626
	実績/見込量比率	%	129.2	115.3	122.5	127.9
		%	145.6	103.4	105.5	116.6

サービス名	項目	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保育所等訪問支援	見込量	人	2	3	3	3
		人日	3	3	3	3
	実績	人	3	16	30	34
		人日	3	23	44	35
	実績/見込量比率	%	150.0	533.3	1,000.0	1,133.3
		%	100.0	766.7	1,466.7	1,166.7
障害児相談支援	見込量	人	70	55	59	62
	実績	人	54	64	77	100
	実績/見込量比率	%	77.1	116.4	130.5	161.3

4 地域生活支援事業の実績

【必須事業】

4-（1）相談支援事業

■事業の概要

事業名	内容
理解促進研修・啓発事業	障がい者が日常生活及び社会生活をするうえで生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障がい者に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動等を行うものです。
自発的活動支援事業	障がい者、その家族、地域住民等が地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動等）を支援するものです。
障害者相談支援事業	障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援等、障がい者等の権利擁護のために必要な援助を行い、障がい者等が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう支援をするものです。
障害者自立支援協議会	あま市、大治町で構成するあま市・大治町障がい者支援協議会にて、地域の障がい福祉についての課題の協議、研修等の啓発事業、個別の事例検討等を行うものです。
基幹相談支援センター	地域における相談支援の拠点として総合的な相談業務及び成年後見制度利用支援事業等を実施する機関です。
基幹相談支援センター等機能強化事業	基幹相談支援センター等に専門的職員を配置したり、地域における相談支援事業者等に対する指導・助言等の取組を実施したりすることにより、相談支援機能の強化を図るものです。
住宅入居等支援事業	保証人がいない等の理由により、賃貸契約による一般住宅への入居が困難な障がい者に対し、入居に必要な支援を行うものです。
成年後見制度利用支援事業	知的障がい及び精神障がい等を理由として判断能力が不十分な方々を保護する制度である成年後見制度の利用を支援するものです。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築等を行うものです。

■相談支援事業の利用量推移(年間)

※令和5年度の利用実績については、上半期の値

事業名	項目	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・啓発事業	実施見込		未実施	実施	実施	実施
	実施状況		実施	実施	実施	実施
自発的活動支援事業	実施見込		未実施	未実施	未実施	未実施
	実施状況		未実施	未実施	未実施	未実施
障害者相談支援事業	実施見込	か所	4	2	2	2
	実施状況	か所	2	2	2	2
	実績/見込比率	%	50.0	100.0	100.0	100.0
障害者自立支援協議会	実施見込		実施	実施	実施	実施
	実施状況		実施	実施	実施	実施
基幹相談支援センター	実施見込		実施	未実施	実施	実施
	実施状況		未実施	未実施	未実施	未実施
基幹相談支援センター等 機能強化事業	実施見込		未実施	実施	実施	実施
	実施状況		未実施	未実施	未実施	未実施
住宅入居等支援事業	実施見込		未実施	未実施	未実施	未実施
	実施状況		未実施	未実施	未実施	未実施
成年後見制度利用支援事業	見込量	件	実施	3	4	4
	利用実績	件	1	1	0	0
	実績/見込比率	%	—	33.3	0	0
成年後見制度法人後見支援 事業	実施見込		未実施	未実施	未実施	未実施
	実施状況		未実施	未実施	未実施	実施

4-(2) 意思疎通支援事業

■事業の概要

事業名	内容
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	意思疎通を図ることに支障のある障がい者等に、手話通訳者・要約筆記者の派遣をすることにより、意思疎通の円滑化を図るものです。
手話通訳者設置事業	意思疎通を図ることに支障のある障がい者等に、庁舎内の窓口での各種手続きや相談等のための手話通訳者を設置し、意思疎通の円滑化を図るものです。
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がい者との交流活動の促進、市の広報活動等の支援者として期待される手話奉仕員(日常会話程度の手話表現技術を取得した者)の養成研修を行うものです。

■意思疎通支援事業の利用量推移(1か月あたり) ※令和5年度の利用実績については、上半期の値

事業名	項目	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	見込量	件	95	71	75	78
	実績	件	67	60	54	86
	実績/見込量比率	%	70.5	84.5	72.0	110.3
手話通訳者設置事業 (設置通訳者数※1)	見込量	人	実施	1	1	1
	実績	人	実施	1	1	1
手話奉仕員養成研修事業 (受講者数※2)	見込量	人	実施	10	10	10
	実績	人	中止	中止	19	14

※1 手話通訳者設置事業については令和3年度より設置通訳者数を見込量、実績に記載。

※2 手話奉仕員養成研修事業については令和3年度より受講者数を見込量、実績に記載。

4－(3) 日常生活用具給付事業

日常生活用具給付事業は日常生活の便宜を図るため、障がい者等に対し、日常生活用具を給付するものです。給付の対象となる用具は以下の種目があります。

■用具種目の概要

用具の種目	内容
介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マットその他の障がい者等の身体介護を支援する用具並びに障がい児が訓練に用いるいす等のうち、障がい者等及び介助者が容易に使用できるものであって、実用性のあるものです。
自立生活支援用具	入浴補助用具、聴覚障がい者用屋内信号装置その他の障がい者等の入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具のうち、障がい者等が容易に使用することができるものであって、実用性のあるものです。
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器、盲人用体温計その他の障がい者等の在宅療養等を支援する用具のうち、障がい者等が容易に使用することができるものであって、実用性のあるものです。
情報・意思疎通支援用具	点字器、人工喉頭その他の障がい者等の情報収集、情報伝達、意思疎通等を支援する用具のうち、障がい者等が容易に使用することができるものであって、実用性のあるものです。
排泄管理支援用具	ストーマ装具その他の障がい者等の排泄管理を支援する用具及び衛生用品のうち、障がい者等が容易に使用することができるものであって、実用性のあるものです。
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	障がい者等の居宅生活動作等を円滑にする用具であって、設置に小規模な住宅改修を伴うものです。

■日常生活用具給付事業の利用量推移(年間)※令和5年度の利用実績については、上半期の値を基に推計

用具の種目	項目	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護・訓練支援用具	見込量	件	9	6	6	7
	実績	件	5	5	6	6
	実績/見込量比率	%	55.6	83.3	100.0	85.7
自立支援生活用具	見込量	件	17	16	17	18
	実績	件	14	9	12	11
	実績/見込量比率	%	82.4	56.3	70.6	61.1
在宅療養等支援用具	見込量	件	34	16	18	19
	実績	件	14	19	13	12
	実績/見込量比率	%	41.2	118.8	72.2	63.2
情報・意思疎通支援用具	見込量	件	8	7	7	7
	実績	件	3	6	7	11
	実績/見込量比率	%	37.5	85.7	100.0	157.1
排泄管理支援用具	見込量	件	2,210	2,005	2,060	2,107
	実績	件	2,123	2,030	1,996	2,080
	実績/見込量比率	%	96.1	101.2	96.9	98.7
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	見込量	件	2	4	4	4
	実績	件	5	2	0	1
	実績/見込量比率	%	250.0	50.0	0	25.0

4-(4) 移動支援事業

■事業の概要

事業名	内容
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者にヘルパー等を派遣し、外出のための支援を行うものです。

■移動支援事業の利用量推移(1か月あたり)

※令和5年度の利用実績については、上半期の値

事業名	項目	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
移動支援事業	見込量	人	51	30	33	36
		延時間	436	156	168	180
	実績	人	23	29	32	37
		延時間	141	212	239	254
	実績/見込量 比率	%	45.1	96.7	97.0	102.8
		%	32.3	135.9	142.3	141.1

4-(5) 地域活動支援センター事業

■事業の概要

事業名	内容
地域活動支援センター事業	創作的活動及び生産活動の機会の提供並びに社会との交流促進等の便宜を供与するものです。

■地域活動支援センター事業の利用量推移(1か月あたり) ※令和5年度の利用実績については、上半期の値

事業名	項目	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域活動支援 センター事業	見込量	事業所	5	5	5	5
		人	67	66	68	68
		延日数	800	720	728	728
	実績	事業所	5	7	7	7
		人	66	74	74	83
		延日数	709	814	814	967
	実績/見込量 比率	%	100.0	140.0	140.0	140.0
		%	98.5	112.1	108.8	122.1
		%	88.6	113.1	111.8	132.8

【任意事業】

4－(6) 訪問入浴サービス事業

■事業の概要

事業名	内容
訪問入浴サービス事業	家庭での入浴が困難な身体障がい者の自宅を訪問して、入浴サービスを提供し、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図るものです。

■訪問入浴サービス事業の利用量推移(1か月あたり)※令和5年度の利用実績については、上半期の値

事業名	項目	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問入浴サービス事業	見込量	人	6	7	7	8
		延日数	38	42	42	48
	実績	人	5	3	4	4
		延日数	31	22	24	24
	実績/見込量 比率	%	83.3	42.9	57.1	50.0
		%	81.6	52.4	57.1	50.0

4－(7) 日中一時支援事業

■事業の概要

事業名	内容
日中一時支援事業	日中における活動の場を提供し、障がい者の家族の就労支援及び障がい者を日常的に介護している家族の一時的な休息を確保することで、障がい者の自立及び社会参加の促進を図るものです。

■日中一時支援事業の利用量推移(1か月あたり) ※令和5年度の利用実績については、上半期の値

事業名	項目	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
日中一時支援事業	見込量	人	85	100	105	110
		延日数	465	805	816	824
	実績	人	102	98	95	101
		延日数	821	779	775	870
	実績/見込量 比率	%	120.0	98.0	90.5	91.8
		%	176.6	96.8	95.0	105.6

4-(8) 更生訓練費支給事業

■事業の概要

事業名	内容
更生訓練費支給事業	障害者総合支援法に基づく就労移行支援事業または自立訓練事業を利用している障がい者に更生訓練費を支給し、社会復帰の促進を図るものです。

■更生訓練費支給事業の利用量推移(1か月あたり) ※令和5年度の利用実績については、上半期の値

事業名	項目	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
更生訓練費 支給事業	見込量	人	5	10	10	11
		延日数	80	180	180	198
	実績	人	10	9	7	14
		延日数	166	99	104	606
	実績/見込量 比率	%	200.0	90.0	70.0	127.3
		%	207.5	55.0	57.8	306.1

4-(9) 自動車改造費・自動車運転免許取得費助成事業

■事業の概要

事業名	内容
自動車改造費助成事業	身体障がい者が自ら所有し運転する、自動車の改造に要する費用の一部を助成することにより、就労・通院・通学等地域での自立生活及び社会参加を促進するものです。
自動車運転免許取得費助成事業	身体障がい者が就労・通院・通学等社会活動への参加を目的として、普通自動車免許を新規取得する場合に、取得するために要する費用の一部を助成するものです。

■自動車改造費・自動車運転免許取得費助成事業の利用量推移(年間)

※令和5年度の利用実績については、上半期の値を基に推計

事業名	項目	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自動車改造費 助成事業	見込量	件	9	10	10	10
	実績	件	6	5	2	2
	実績/見込量 比率	%	66.7	50.0	20.0	20.0
自動車運転免許 取得費助成事業	見込量	人	1	1	1	1
	実績	人	0	1	2	1
	実績/見込量 比率	%	0	100.0	200.0	100.0

第4章

第3次あま市障がい者計画

- 1 基本目標
- 2 障がい者計画の体系
- 3 分野別施策



第4章 第3次あま市障がい者計画

1 基本目標

あま市総合計画基本目標と施策の大綱による位置付け

基本目標 Ⅲ
心身ともに健康に
暮らせるまち



施策 2
市民力を活用した地域共生社会を
実現するまちをつくります



SDGsアイコン 1

基本目標 Ⅰ

■障がいのある人の権利とコミュニケーションが尊重されるまち

全ての人は生まれながらに基本的人権を有しており、障がいがあるという理由で侵害されたり、制限されたりすることがあってはなりません。そこには自分の考えを表現し、相手の言葉を正しく理解するためのコミュニケーションを行う権利も含まれます。

これらの権利が尊重されるまちとして、権利擁護、コミュニケーション支援、相談支援に関する施策を推進していきます。

基本目標 Ⅱ

■障がいのある人が健康に自分らしく生活できるまち

健康に自分らしく日常生活を送ることは、全ての人が願うことです。しかしながら、障がいのある人にとって、それを実現するには様々な障壁が存在する場合があります。

これらの障壁を取り除くため、暮らし、健康、児童、教育、防災・防犯といった日常生活に係る分野での支援を実施していきます。

基本目標 Ⅲ

■障がいのある人が生きがいを持って社会と関わりあうことができるまち

生きがいを持って社会生活を送るには、仕事や趣味、サークル、ボランティアなど、社会における役割や居場所があることが大きな支えになります。

障がいのある人が生きがいを持って社会と関わりあうための手助けとして、社会参加、就労支援、社会資源といった社会生活に係る分野での支援に取り組んでいきます。

¹ SDGs「持続可能な開発目標」2015年国連サミットで採択された国際目標：目標3 すべての人に健康と福祉を

2 障がい者計画の体系

「障がいのある人もない人も、ともに想い、支えあうまち“あま”」という基本理念のもと、3つの基本目標と11の分野別施策を定め総合的かつ計画的に推進します。

基本理念

障がいのある人もない人も、ともに想い、支えあうまち“あま”

総合計画基本理念

- 1 地域の力を結集する共創のまちづくり
- 2 持続可能な魅力・活力あるまちづくり
- 3 次代につなぐまちづくり

施策を横断して取り組む
3つの視点

基本目標

I 障がいのある人の権利と
コミュニケーションが尊重されるまち

II 障がいのある人が健康に自分らしく
生活できるまち

III 障がいのある人が生きがいを持って
社会と関わりあうことができるまち

分野別施策

1 権利擁護

2 コミュニケーション

3 相談支援

1 暮らし

2 健康

3 児童

4 教育

5 防災・防犯

1 社会参加

2 就労支援

3 社会資源

3 分野別施策

I 障がいのある人の権利とコミュニケーションが尊重されるまち

(1) 権利擁護

現状と課題

- 国において、障がいを理由とする差別の解消を目的として、障害者差別解消法が平成28年4月に施行されました。
- また、令和3年6月の法改正により、令和6年4月より民間事業者にも「不当な差別的取扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」が義務化されます。
- 障がい者の尊厳を守るために、障害者虐待防止法が平成24年10月に施行されました。
- 当事者アンケートでは、障害者差別解消法の認知度（「法の名称も内容も知っている」、「法の名称は知っているが、内容は知らない」の合計値）が25.9%と3割を下回る結果となっており、まだまだ周知が十分とは言えないと考えられます。
- また、本市の窓口等での対応については、「どちらかといえば配慮されている」が45.2%と最も多く、次いで「配慮がされている」が23.7%で、合わせて7割近くの方が“配慮されている”（「配慮がされている」「どちらかといえば配慮されている」の合計）と感じていることが分かります。一方で、「どちらかといえば配慮されていない」が8.4%、「配慮されていない」が3.2%と、1割以上の方が“配慮されていない”（「配慮されていない」「どちらかといえば配慮されていない」の合計）と感じており、より一層の配慮のある対応が必要と考えられます。

今後の方向性

- 障害者差別解消法の周知等、障がいを理由とする差別解消に向けた取組を行います。
- 障がいのある人の虐待防止のため、啓発活動等の取組を推進していきます。
- 権利擁護相談、成年後見制度等の利用促進を図ります。

①障がい理由とする差別の解消

- ◆障害者差別解消法の周知に努め、差別解消についての啓発を行います。
- ◆障がい理由とする差別の解消の推進に関する職員の対応要領に則った職員の窓口対応や、職員研修会等の開催に努めます。

②障がい者の虐待防止

- ◆障害者虐待防止法の周知に努め、虐待防止についての啓発を行います。
- ◆障がい者に対する虐待予防・早期対応を適切に行うため、虐待等防止ネットワーク協議会を核として、関係機関と協働したセーフティネットの充実等、虐待防止の取組を推進・強化していきます。

③成年後見制度等の利用促進

- ◆成年後見制度の利用を希望する知的障がい者や精神障がい者で、家庭裁判所への申立費用を捻出することが困難な人に対して、その費用を助成し、成年後見制度の利用を支援します。
- ◆成年後見制度の利用を継続できるよう、成年後見人等への報酬の支払いが困難な人に対して、その費用を助成します。

④権利擁護相談

- ◆権利擁護センター(社会福祉課)と連携して、自己の判断のみでは意思決定が困難な障がいのある人に対する権利擁護相談の充実を図ります。

(障がいに関する主なシンボルマーク)

 障害者のための国際シンボルマーク 障がい者が利用できる施設等であることを表すマーク	 身体障害者標識(四つ葉マーク、クローバーマーク) 肢体不自由者が運転する車に表示するマーク	 視覚障害者のための国際シンボルマーク 視覚障がい者を示す国際シンボルマーク
 聴覚障害者シンボルマーク(耳マーク) 聞こえが不自由なことを表すと同時に、聞こえない人・聞こえにくい人への配慮を表すマーク	 聴覚障害者標識 聴覚障がい者が運転する車に表示するマーク	 身体障害者補助犬啓発マーク 身体障害者補助犬(盲導犬、介助犬、聴導犬)啓発マーク
 オストメイトマーク 人工肛門・人工膀胱を保有している方(オストメイト)のための設備があることを表すマーク	 ハート・プラスマーク 身体内部に障がいがあることを表すマーク	 ヘルプマーク 義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方等、外見から分からなくても援助や配慮を必要としていることを知らせるためのマーク

(2) コミュニケーション

現状と課題

- 本市では、障がいのある人が情報を取得しやすいよう、広報、市公式ウェブサイト等を分かりやすく提供するように努めてきました。また、聴覚、音声機能、言語機能等の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に対し、手話通訳や要約筆記等により、情報やコミュニケーションの支援を行ってきました。
- 障がい当事者アンケート自由記入欄では情報提供について、「ホームページ、広報などで福祉サービスについてもっとわかりやすく説明してもらえるようにしてほしい」というご意見をいただきました。
- 団体ヒアリングでは、「地域でお寺カフェの開催、障がいのある方だけでなく、地域の方と共にコミュニケーションを通じて集う場やよろず相談ができる場をつくり、親亡き後の相談の場として活用しては」との「共生社会」の具体的な提案も頂きました。

今後の方向性

- 障がいのある人に円滑に情報提供し、意思疎通支援を図ることができるよう、情報・コミュニケーション支援体制の整備を進めます。
- 意思疎通支援の活動者を増やすため、市民ボランティアの活動を支援していきます。

主要施策

①広報・市公式ウェブサイトによる情報発信

- ◆広報や市公式ウェブサイトについて、伝えたい情報が正しく伝わるよう、情報アクセシビリティに配慮します。

②障がい特性に応じたコミュニケーション支援

- ◆聴覚障がい者等のコミュニケーション支援のため、手話通訳者及び要約筆記者等の派遣並びに手話通訳者の窓口設置等、コミュニケーション支援を促進します。

③市民ボランティア活動の支援

- ◆社会福祉協議会の設置するボランティアセンターにおいて、意思疎通支援等の支援者養成のため、ボランティア連絡協議会を中心に様々な分野の活動を支援します。

④手話言語等の普及啓発

- ◆手話奉仕員養成講座や市職員及び民生委員・児童委員等に対して行う手話実践講習会等の開催により手話言語等の普及啓発を行います。

⑤きめ細かな情報の提供

- ◆障がい福祉の制度を網羅した「あま市障がい福祉はんどぶっく」を作成し、手帳交付の機会等に制度の周知を行い、わかりやすい情報提供を行います。
- ◆広報の内容を朗読・録音した「声の広報」・点字広報をボランティアにより作成し活用します。

(3) 相談支援

現状と課題

- 障がい当事者のアンケート調査では、悩みを相談する相手は「家族や親せき」、「友人・知人」の身近な支援者や、「かかりつけの医師や看護師」、「ホームヘルパーなどサービス事業所の人」等医療や福祉関係者が多いという結果が出ています。
- 団体ヒアリングにて、地域の相談支援の拠点となる基幹相談支援センターについても、設置を求めるご意見をいただいています。
- あま市・大治町障がい者支援協議会(以下「障がい者支援協議会」という。)において、障がい当事者や相談支援事業所を中心とした障がい福祉サービス事業所等で構成する地域のネットワークを形成し、様々な取組を行っています。

今後の方向性

- 相談支援事業所等の相談窓口は、障がいのある人や家族等が相談できる場所として、関係機関との連携を図り、情報提供や専門的な相談・助言等総合的な相談支援体制づくりを進めていきます。
- 障がい者支援協議会を活用し、障がいのある人の地域生活を支援するための取組を実施していきます。

主要施策

①障がい者相談支援事業

- ◆社会福祉協議会による総合的な相談により、ライフステージにおける途切れのない相談支援を実施していきます。また、基幹相談支援センターの設置に向けた協議、検討を進めます。

②障がい者支援協議会

- ◆事務局として、協議会(年6回開催)と専門部会(相談支援部会・こども支援部会・就労支援部会・生活支援部会)を開催し、地域の課題を抽出し、対策について協議を進めます。

③その他の相談体制

- ◆児童発達支援センターによる相談、こころの健康相談等、より専門的な相談機能の充実に努めます。

Ⅱ 障がいのある人が健康に自分らしく生活できるまち

(1) 暮らし

現状と課題

- グループホームは、団体ヒアリングでも親亡き後の不安を解消するために重要であるというご意見をいただいております、支援体制の充実が求められています。
- 障がいのある人の高齢化が進んでおり、障害福祉サービスから介護保険サービスへのスムーズな移行のため、制度の理解のための相談体制が必要となります。
- 障がい当事者のアンケート調査では、将来の生活に対する不安についてたずねたところ、「経済的に安定した生活を送ることができるか」という回答が最も多かったことから、経済的な支援が求められています。

今後の方向性

- 障がいのある人の暮らしを支える訪問系・居住系のサービスについて、ニーズを踏まえた上で適正な量のサービス提供がなされるように、計画していきます。
- 物価高騰など社会情勢の変化を踏まえ、経済的な不安の解消・軽減につながる施策を展開します。

主要施策

①障がい福祉サービス(訪問系サービス・居住系サービス)

- ◆居宅介護や重度訪問介護等の訪問系サービスや共同生活援助(グループホーム)等の居住系サービスの充実を図ります。

②地域生活移行に関する支援

- ◆入所施設や精神科病院とグループホーム等の地域の社会資源との連携を図り、地域生活への移行支援に努めます。

③各種手当による経済的支援

- ◆国による特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当、県による在宅重度障害者手当、市による心身障害者扶助料といった各種手当により経済的支援を行い、障害年金などの情報提供に努めます。

④生活困窮者への相談支援

- ◆経済的な事情で生活が困窮する障がいのある人への家計改善、生活水準の向上等について、生活困窮者自立支援窓口(社会福祉課)と連携した相談体制を整備します。

⑤介護保険サービスとの連携

- ◆地域包括支援センター(高齢福祉課)や居宅介護支援事業所(ケアマネージャー)と連携し、障がいのある高齢者がスムーズに介護保険サービスを利用できるよう支援します。

(2) 健康

現状と課題

- 本市では、保健師や臨床心理士による相談窓口や、電話で24時間受付可能な相談窓口を開設しております。また、健康相談、こころの相談室、精神保健相談会等で必要に応じて定期的な受診の促しをすることで、障がいのある人の健康の保持、増進に努めてきました。
- 障がい当事者のアンケート調査では、障がいのある人にとって、普段の悩みや困ったことの相談先は、「かかりつけの医師や看護師」が「家族や親せき」の次に多くなっており、医療機関とのつながりの強さがうかがえます。
- 希望する暮らしを送るためにはどのような支援があればよいと思いますかという問いに対しては「経済的な負担の軽減」の次に「在宅で医療的ケアなどが適切に受けられること」が34.1%となっており、在宅での医療ニーズの高さがうかがえます。

今後の方向性

- 障がいのある人が住み慣れた地域において自立した生活を送ることができるよう健康管理の支援や医療費負担の軽減等を図ります。

主要施策

①生活習慣病予防対策

- ◆特定健診・各種がん検診等の実施により、障がいの原因となる生活習慣病等の予防や早期発見に努めるとともに、受診率向上を目指します。

②感染症対策

- ◆新型コロナウイルスやインフルエンザなどの感染症について重症化のリスクがある障がい者の感染対策を図ります。

③福祉医療

- ◆障害者医療：身体障害者手帳・療育手帳所持者で一定の条件に該当する方、自閉症状群と診断された方等の、保険診療による入・通院医療費自己負担額を助成します。
- ◆精神障害者医療：精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方に保険診療による入・通院医療費自己負担額を助成します。

④自立支援医療

- ◆更生医療：身体障害者手帳をお持ちの18歳以上の方が、その障がいの程度を軽くし、あるいは障がいを取り除くために、指定医療機関において受ける手術等の処置に要する医療費の一部を給付します。
- ◆育成医療：身体に障がいのある児童等が、その障がいの程度を軽くし、あるいは障がいを取り除くために、指定医療機関において受ける手術等の処置に要する医療費の一部を給付します。
- ◆精神通院：精神疾患のある方が、その治療のために通院医療を受ける場合、それにかかる医療費の一部を給付します。

(3) 児童

現状と課題

- 本市では障がいの早期発見、早期療育に向け保健事業の充実を図り、また、障がいのある児童や発達に遅れのある児童に対し、児童発達支援センターや親子療育等での支援を進めてきました。
- 障がい当事者のアンケート調査では、保育や教育について今後必要なことについてたずねたところ、「保育や教育について相談できる人や場所を増やしてほしい」という回答も多くみられたことから、各機関と連携した療育支援体制の確立が求められています。

今後の方向性

- 今後も継続して早期発見、早期療育に向けて保健事業の充実を図ります。
- 障がいのある児童の健全な成長と発達を促進するため、各ライフステージに応じた療育・保育を行っていきます。

主要施策

①障がい児通所サービス(児童発達支援・放課後等デイサービス等)

- ◆障がいや発達障がいのある児童に対して、児童発達支援や放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等のサービスを提供し、健全な育成を促します。

②母子保健事業

- ◆各種の相談や教室、健康診査を通して、身体の異常や発達障害等を早期に発見するとともに、適切な支援が受けられるよう関係機関との連携を図ります。
- ◆1歳6か月児健診や3歳児健診で発達の遅れがみられる場合は、保護者への適切な対応ができるよう働きかけます。また、未受診者の把握により、虐待の予防や早期発見に努めます。

③児童発達支援センター事業

- ◆児童発達支援センターにより、発達に不安がある児童への支援について保健、医療、福祉、教育の各機関と連携して療育支援体制の充実に努めます。

④親子通園事業

- ◆心身の発達の遅れやそのおそれのある児童に対して集団療育を実施することにより、児童の社会生活適応能力と基本的生活習慣の自立促進を図ります。

⑤医療的ケア児支援

- ◆日常的に医療的なケアを必要とする医療的ケア児への支援のための協議の場を設置し、関係機関との連携を図ります。
- ◆医療的ケア児への支援の総合調整をする医療的ケア児等コーディネーターの養成に努めます。

(4) 教育

現状と課題

- 本市では、障がいの理解促進のため家庭、学校、地域等あらゆる場面において、啓発・交流を進めてきました。教育現場では、特別な支援が必要な児童が交流学級で過ごす時間を確保できるよう、教員に対して障がいのある児童とのかかわり方に関する研修を、また児童に対して福祉実践教室を行ってきました。
- 現在、インクルーシブ教育の推進、実現が求められており、障がい当事者アンケート調査では、保育や教育について今後必要なことについて、「障がいの特性に応じた配慮をしてほしい」という回答が多くみられました。
- こうした現状を踏まえて、さらに学校、地域、職場等での障がい者理解を促進するよう、関係機関と連携を図りながら、取り組んでいく必要があります。

今後の方向性

- 障がい者に対する理解は、幼いころから身近で過ごすことにより、深まると考えられます。学校・地域等では啓発や相互の交流機会を増やし、障がいへの理解を深めることで、人間関係作りを進めていきます。

主要施策

①障がい理解を深める教育の実施

- ◆地域や学校といった場での相互交流の機会を大切にし、引き続き啓発の充実を図ります。
- ◆小中学校において、福祉実践教室やボランティア活動をはじめとする体験活動を推進します。

②インクルーシブ教育(※)

- ◆障がいのある児童と障がいのない児童とが分け隔てなく教育を受けられるよう、インクルーシブ教育を推進します。
- ◆施設・設備面を始めとする個々の障がいの状況に応じた合理的配慮に基づくバリアフリー化等の整備に努めます。

③福祉に関する教育体制

- ◆研修等を通じて、教職員一人ひとりが障がいのある児童・生徒への理解の向上に努め、学校全体としての福祉に関する教育体制の整備を図ります。

※インクルーシブ教育：障がいの有無に関係なく共に学び、「共生社会」の実現を目指した教育のこと。インクルーシブ教育の実現には支援が必要な児童への合理的配慮の提供が不可欠であり、人員や設備等の環境整備が求められます。

(5) 防災・防犯

現状と課題

- 本市では、災害時のための「避難行動要支援者名簿」の作成等に努めてきました。また、避難のための個別避難計画の必要性も高まっています。
- 障がい当事者のアンケート調査では、災害時に一人で避難できるかたずねたところ、「できる」が29.9%、「できない」が43.6%、「わからない」が21.6%となっています。このように、6割を超える人が避難について不安を抱えている（「できない」、「わからない」）という実態がありますので、災害時の避難体制が課題となります。
- 障がい当事者アンケートでは、どのような犯罪に不安を感じるかたずねたところ、「詐欺・悪徳商法」で 53.2%、「空き巣・侵入盗」で 44.4%と、それぞれ半数近い人が不安を感じていることが分かりました。これらの犯罪には特に重点的な防犯体制の強化が求められます。

今後の方向性

- 障がいのある人が安全・安心な環境で生活できるよう、地域の防災・防犯対策を推進していきます。

主要施策

①防災に関する啓発活動

- ◆防災訓練等、障がいのある人の地域防災への参加を推進します。
- ◆冊子「障害がある方たちの災害24時～いのちを守る自助・共助マニュアル～」等により、災害時の障がい理解に関する啓発に努めます。
- ◆事業所の災害時における BCP(業務継続計画)策定等に関する情報提供を行います。

②災害時のコミュニケーション支援

- ◆指定避難所等にコミュニケーションボードを設置し、意思疎通に困難を伴う人のコミュニケーション支援を図ります。
- ◆災害時に支援が必要であることを周囲に伝え、支援を受けやすくするための防災パンダナを作成し、配布及び指定避難所への設置を行います。

③避難行動要支援者名簿

- ◆避難行動要支援者名簿を活用し、民生委員・児童委員や自主防災会等と共に円滑な安否確認が行えるように努めます。
- ◆発災時に円滑な避難が可能となるよう、避難行動要支援者の個別避難計画の作成を進めます。

④防犯対策

- ◆地域における見回り等により犯罪が起きにくい地域づくりを進め、また、障がいのある人に対しても詐欺や空き巣等の犯罪被害に遭うことを防ぐために、啓発活動や情報提供等を積極的に行います。

Ⅲ 障がいのある人が生きがいを持って社会と関わりあうことができるまち

(1) 社会参加

現状と課題

- 本市では、障がいのある人への社会参加促進のため、外出支援の充実やスポーツ・文化活動等への参加促進を行ってきました。
- 障がい当事者のアンケート調査で、障がい者が地域や社会に積極的に参加していくためには、どのようなことが大切かたずねたところ、「障がい者が参加しやすいように配慮すること」が最も多く、次いで「障がい者自身の積極性」、「障がい者理解のための広報や福祉教育の充実」等となっていました。このように、障がい者の参加に対する周囲の環境づくりが求められています。

今後の方向性

- 外出支援は、障がいのある人にとって地域生活に無くてはならないサービスであり、同行援護、行動援護、移動支援等のサービスの充実を図っていきます。
- 障がいのある人の地域への積極的な参加の促進と障がい福祉のボランティア等の人材育成を進めていきます。

主要施策

①障がい福祉サービス及び地域生活支援事業(移動サービス)

- ◆外出する際の支援として、同行援護、行動援護、移動支援のサービスを提供することにより社会参加への支援をします。

②社会参加への支援

- ◆障がいのある人が自分らしく生活を送り、また、障がいに対する理解を得る手段として、スポーツ・文化活動を行う場の確保に努めます。

③投票に関する支援

- ◆障がいにより選挙権の行使が制限されることのないよう、投票所におけるバリアフリーの徹底や投票支援を行い、投票に対する意識向上を図ります。

④自動車等に関する費用助成

- ◆身体に障がいのある人が就労・通院・通学等のため、普通自動車免許の新規取得に要した経費の一部や、本人が所有・運転する自動車を必要に応じて改造する費用の一部を助成することにより社会参加を促進します。

⑤各種ボランティア講座の開設

- ◆市民に対するボランティア意識の向上に向け、ニーズに沿った各種ボランティア講座の開設を図ります。

(2) 就労支援

現状と課題

- 本市の就労系サービスの1か月あたりの平均利用者数の令和2年度から令和5年度までの3年間の伸びをみると、就労継続支援A型は137人から149人、就労継続支援B型は174人から217人とそれぞれ利用者の増加がみられました。
- 団体ヒアリングでは、就労支援の一環として、市役所内での事業所の物品販売に関するご意見もいただきました。

今後の方向性

- 障がいのある人が、障がいの特性やその人の目標等に応じて、日中の居場所として一般就労や福祉的就労、創作的活動等が選択できるような環境づくりを進めていきます。
- 市役所庁舎を活用した市内の就労支援事業所の自主製品の販売を行うことで、就労の支援及び地域との交流の場を提供していきます。
- 障がいのある人の就労意欲の向上や就労環境の改善のための取組として、就労支援事業所への優先的な機会提供を行います。

主要施策

①障がい福祉サービス及び地域生活支援事業(日中活動系サービス)

- ◆一般就労に関する支援である就労移行支援、就労定着支援、福祉的就労に関する支援である就労継続支援(A型、B型)、日中の居場所を提供し創作的活動等を行う生活介護、地域活動支援センター等のサービスを支給することにより、社会活動の支援を行います。

②就労に関する情報・相談の提供

- ◆就労や障がい者雇用に関して、ハローワークや海部障害者就業・生活支援センターと連携した相談体制を構築します。
- ◆障がい者支援協議会の就労支援部会において「はたらく情報発信フェア」を開催し、障がいのある人のはたらく場所に関する情報提供を推進します。

③就労支援事業者への優先的な機会提供

- ◆就労支援施設で制作する自主製品等を市役所庁舎等で販売する機会を提供し、障がいのある人の就労の支援につなげます。
- ◆あま市障害者就労施設等からの物品等の調達方針に基づき、引き続き障がい者就労施設からの優先的な物品等調達を行っていきます。

(3) 社会資源

現状と課題

- 障がい者支援協議会のネットワークを中心に民間の障がい福祉サービス事業所等の社会資源の把握・活用に努めてまいりました。年々事業所数は増加しており、今後は支援の質の向上が求められます。
- 本市では、平成27年11月に新築移転した市民病院、令和5年5月に開庁した市役所新庁舎といった公共施設をはじめとして、バリアフリーに配慮した福祉のまちづくりに取り組んでいます。
- また本市では、平成29年3月に公共施設総合管理計画を策定しました。さらに平成31年3月には個別施設計画として公共施設再配置計画を策定し、老朽化が進む公共施設の計画的な最適化・長寿命化を行ってきました。
- 公共施設再配置計画において、障がい者福祉サービス施設である美和ひまわり作業所については改修、七宝福祉作業所(既に事業終了)、くすのきの家、くすのきの家(西館)については民間活力の導入という方針を決定しました。

今後の方向性

- 今後も公共施設等のバリアフリー化等、福祉のまちづくりを推進していきます。
- 障がい福祉サービス事業所の中でも、就労支援事業所及び共同生活援助については、各種調査の中でニーズが高く、団体ヒアリングでも整備が求められています。公共施設再配置計画に基づき、民間活力の導入による整備促進に努めます。

主要施策

①障がい福祉サービス事業所の把握・活用

- ◆障がい者支援協議会において、障がい福祉マップの作製・活用等により、市内の障がい福祉サービス事業所を把握し、支援を必要とする人に適切に情報提供を行います。

②福祉のまちづくり

- ◆バリアフリー化を推進し、ひとにやさしい建築物や道路・公園・トイレ・駐車スペース等の整備・改善に取り組み、福祉のまちづくりを進めます。

③公共施設を活用した福祉事業

- ◆市役所庁舎におけるライトアップやパネル展示等、公共施設を活用した障がい福祉に関する周知や啓発活動を実施していきます。

④市営障がい者福祉サービス施設の改修・民間活力導入

- ◆公共施設再配置計画に基づいた施設の改修及び民間活力の導入を進めます。

⑤旧市役所庁舎跡地を活用した福祉事業者の誘致

- ◆市役所新庁舎への移転に伴い、解体を実施している旧庁舎の跡地の利活用として、障害福祉サービスを運営する事業者を誘致し、地域の社会資源の更なる充足を目指します。

第5章

第7期あま市障がい福祉計画

- 1 障がい福祉計画の基本方針
- 2 計画の期間
- 3 計画の対象
- 4 計画の内容
- 5 令和8年度の数値目標（成果目標）
- 6 障害福祉サービス等の見込量（活動指標）



第5章 第7期あま市障がい福祉計画

1 障がい福祉計画の基本方針

本計画は、障害者総合支援法第88条を根拠として、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保を目的として策定します。国の基本指針（「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」）を踏まえ、地域の実情に沿った成果目標及び活動指標を定めます。

【国の基本指針】

①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援

- ・重度障害者等への支援に係る記載の拡充
- ・障害者総合支援法の改正による地域生活支援拠点等の整備の努力義務化等を踏まえた見直し

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神保健福祉法の改正等を踏まえた更なる体制整備
- ・医療計画との連動性を踏まえた目標値の設定

③福祉施設から一般就労への移行等

- ・一般就労への移行及び定着に係る目標値の設定
- ・一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時利用に係る記載の追記

④障害児のサービス提供体制の計画的な構築

- ・児童発達支援センターの機能強化と地域の体制整備
- ・障害児入所施設からの移行調整の取組の推進
- ・医療的ケア児等支援法の施行による医療的ケア児等に対する支援体制の充実
- ・聴覚障害児への早期支援の推進の拡充

⑤発達障害者等支援の一層の充実

- ・ペアレントトレーニング等プログラム実施者養成推進
- ・発達障害者地域支援マネージャーによる困難事例に対する助言等の推進

⑥地域における相談支援体制の充実・強化

- ・基幹相談支援センターの設置等の推進
- ・協議会の活性化に向けた成果目標の新設

⑦障害者等に対する虐待の防止

- ・自治体による障害者虐待への組織的な対応の徹底
- ・精神障害者に対する虐待の防止に係る記載の新設

⑧地域共生社会の実現に向けた取組

- ・社会福祉法に基づく地域福祉計画等との連携や、市町村による包括的な支援体制の構築の推進に係る記載の新設

⑨障害福祉サービスの質の確保

- ・都道府県による相談支援専門員等への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修等の実施を活動指標に追加

⑩障害福祉人材の確保・定着

- ・ICTの導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設
- ・相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数

⑪よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害(児)福祉計画の策定

- ・障害福祉データベースの活用等による計画策定の推進
- ・市町村内のより細やかな地域単位や重度障害者等のニーズ把握の推進

⑫障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進

・障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の要請等の促進に係る記載の新設

⑬障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化

・障害福祉計画等の策定時における難病患者、難病相談支援センター等からの意見の尊重

⑭その他：地方分権提案に対する対応

・計画期間の柔軟化

・サービスの見込量以外の活動指標の策定を任意化

2 計画の期間

令和6年度から令和11年度までの6年間とし、3年が経過する令和8年度に中間見直しを行います。

3 計画の対象

- ・身体障がい者
- ・知的障がい者
- ・精神障がい者(発達障がいを含む)
- ・難病患者等その他心身機能の障がいがあって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活及び社会生活に相当な制限を受ける状態にある人

4 計画の内容

- (1)第7期あま市障がい福祉計画は、計画の実施により達成すべき目標(成果目標)と目標達成に向けて定期的な状況確認を行うための指標(活動指標)を定め、数値目標及び必要なサービス量確保のための方策を定めます。
- (2)令和6年度から令和11年度までの各年度における障害福祉サービス及び地域生活支援事業等の見込量とその見込量を確保するための方策を定めます。

5 令和8年度の数値目標(成果目標)

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の 基本指針	●令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が令和8年度末までに地域生活へ移行することとするとともに、令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減することを基本とする。
------------	--

【目標設定の考え方】

地域移行者数については、令和4年度末時点での施設入所者数は47人となっているため、本計画における目標値は、国の指針に基づいて算出される3人として設定します。

施設入所者数については、令和4年度末時点での施設入所者数を踏まえ、本計画における目標値は、国の指針に基づいて3人減少とし44人として設定します。

項 目	目標値	備 考
施設入所者数(実績)	47人	令和4年度末の施設入所者数
【目標値】 施設入所者数	44人	令和8年度末の施設入所者数
【目標値】 地域生活移行者数	3人	令和8年度末までに地域生活へ移行する人数
【目標値】 施設入所者削減数	3人	令和8年度末までに削減する施設入所者の数

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本指針	●精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を325.3日以上とすることを基本とする。 ●令和8年度末の精神病床における1年以上長期入院患者数の目標値を、国が提示する推計式を用いて設定する。 ●令和8年度末における入院後3か月時点、入院後6か月時点及び入院後1年時点の退院率の目標値をそれぞれ68.9%以上、84.5%以上及び91.0%以上として設定することを基本とする。
--------	---

【目標設定の考え方】

国の基本指針に示す、精神障がい者の精神病床から地域生活への移行という方向性を踏まえ、長期入院患者の地域生活への移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量を目標値として設定します。本市の基盤整備量は、2.4人とします。

指 標	令和8年度目標
地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量	2.4人

■活動指標

項 目	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
協議の場の開催回数	5回	5回	5回	5回	5回	5回
協議の場への関係者の参加者数	10人	10人	10人	10人	10人	10人
協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回	1回	1回	1回	1回	1回
精神障がい者の地域移行支援	1人	1人	1人	1人	1人	1人
精神障がい者の地域定着支援	1人	1人	1人	1人	1人	1人
精神障がい者の共同生活援助	57人	57人	57人	58人	58人	58人
精神障がい者の自立生活援助	0人	0人	0人	0人	0人	0人
精神障がい者の自立訓練(生活訓練)	0人	0人	0人	0人	0人	0人

(3) 地域生活支援拠点等有する機能の充実

国の基本指針	●令和8年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワークなどによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。 ●令和8年度末までに、各市町村又は圏域において、強度行動障害を有する者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする。
----------------------	---

【目標設定の考え方】

地域生活支援拠点等については令和2年度に開始した、あま市地域生活支援拠点事業について、その機能の充実を図るため、年1回、運用状況の検証及び検討を行います。

項 目	令和4年度実績	令和8年度目標	備 考
令和8年度末の地域生活支援拠点等の整備	1か所	1か所	海部東部地域で地域生活支援拠点等を整備
効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築	-	有	コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築
年1回以上運用状況の検証及び検討	-	1回／年	年1回以上、支援の実績等を踏まえ、運用状況を検証及び検討

項 目	令和8年度目標	備 考
強度行動障がい者の支援体制の整備	有	令和8年度末までに、強度行動障がい者を有する障がい者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制を圏域で整備

項 目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域生活支援拠点等の設置箇所数	1か所	1か所	1か所
地域生活支援拠点等におけるコーディネーターの配置人数	1人	1人	1人
地域生活支援拠点等の検証及び検討の年間実施回数	1回	1回	1回

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

国の基本指針	●令和8年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を令和3年度実績の1.28倍以上にすることを基本とする。そのうち、就労移行支援事業については1.31倍以上、就労継続支援A型事業については概ね1.29倍以上、就労継続支援B型事業については概ね1.28倍以上を目指すこととする。 ●就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本とする。 ●就労定着支援事業の利用者数については、令和3年度の実績の1.41倍以上とすることを基本とする。 ●就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを基本とする。
----------------------	---

【目標設定の考え方】

国の基本指針を踏まえ、福祉施設から一般就労への移行者数についての目標値は、21人と設定します。うち就労移行支援事業を通じて一般就労に移行する者は11人、うち就労継続支援A型事業を通じて一般就労に移行する者は8人、うち就労継続支援B型事業を通じて一般就労に移行する者は2人と設定しました。

令和8年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち就労定着支援事業を利用する者は6人とします。また、一般就労移行率5割以上の就労移行支援事業所及び就労定着率7割以上の就労定着支援事業所の割合については、計画策定時点において、各事業を実施する事業所が市内に存在しないため、設定しません。

項 目	令和3年度 実績	令和8年度 目標値	備 考
一般就労移行者数	15人	21人	福祉施設を通じて一般就労へ移行する人数(1.28 倍以上)
就労移行支援事業 の一般就労移行者数	8人	11人	就労移行支援事業を利用して一般就労へ移行する人数 (1.31 倍以上)
就労継続支援(A型) 事業の一般就労移行 者数	6人	8人	就労継続支援(A型)事業を利用して一般就労へ移行する人数 (1.29 倍以上)
就労継続支援(B型) 事業の一般就労移行 者数	1人	2人	就労継続支援(B型)事業を利用して一般就労へ移行する人数 (1.28 倍以上)
就労定着支援事業の利用者数	4人	6人	就労定着支援事業の利用者数 (1.41 倍以上)

(5) 相談支援体制の充実・強化等

国の基本指針	●令和8年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。 ●協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを基本とする。
----------------------	---

【目標設定の考え方】

国の基本指針を踏まえ、地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とし、基幹相談支援センター・委託相談支援事業等の総合的・専門的な相談支援を実施する体制の整備を進めていきます。

指 標	令和8年度目標
基幹相談支援センターの設置	設置に向けた検討
地域の相談支援体制の強化を図る体制の確保	実施
協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等	実施

項 目	見込み		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センター※による地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	3件	3件	3件
基幹相談支援センター※による地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数	3件	3件	3件
基幹相談支援センター※による地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	3件	3件	3件
基幹相談支援センター※による個別事例の支援内容の検証の実施回数	3件	3件	3件
基幹相談支援センター※における主任相談支援専門員の配置数	1人	1人	1人
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数	12回	12回	12回
協議会における事例検討の参加事業者・機関数	10	10	10
協議会の専門部会の設置数	1	1	1
協議会の専門部会の実施回数	2回	2回	2回

※基幹相談支援センター未設置の場合は、委託相談支援事業所

(6) 障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築

国の基本指針	●令和8年度末までに、都道府県及び市町村において障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。
--------	---

【目標設定の考え方】

国の基本指針を踏まえ、障害者総合支援法の具体的内容を理解するための取組を行い、障害福祉サービス等の利用状況を把握し、障がい者等が真に必要とする障害福祉サービス等が提供できているかの検証を進めていきます。

指 標	令和8年度目標
県が実施する障害福祉サービス等に係る研修やその他の研修への参加(人数)	2人
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の会議等の実施(回数)	1回

(7) 発達障がい者等への支援

国の基本指針	●ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数及び実施者数、ペアレントメンターの人数、ピアサポート活動への参加人数について、それぞれ見込を設定する。
--------	---

【目標設定の考え方】

保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、発達障がい者等及びその家族に対する支援体制の整備を進めていきます。

指 標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	20人	20人	20人
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数	1人	1人	1人
ペアレントメンターの人数	1人	1人	1人
ピアサポートの活動への参加人数	1人	1人	1人

6 障害福祉サービス等の見込量(活動指標)

訪問系サービス、日中活動系サービスの充実、地域生活移行の促進、地域生活支援の推進に向けて、必要となる障害福祉サービス等の量を見込み、計画的な整備を行っていきます。

■福祉サービス種類

障害福祉サービス		地域生活支援事業
訪問系サービス	居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	理解促進研修・啓発事業 自発的活動支援事業 相談支援事業 成年後見制度利用支援事業 成年後見制度法人後見支援事業 意思疎通支援事業 日常生活用具給付事業 移動支援事業 地域活動支援センター事業
	生活介護 自立訓練(機能訓練) 自立訓練(生活訓練) 就労選択支援 新設 就労移行支援 就労継続支援(A型・B型) 就労定着支援 短期入所(福祉型・医療型) 療養介護	任意事業
居住系サービス		障がい児支援
自立生活援助 共同生活援助(グループホーム) 施設入所支援		児童発達支援 居宅訪問型児童発達支援 放課後等デイサービス 保育所等訪問支援 障害児相談支援
相談支援	計画相談支援 地域移行支援 地域定着支援	

6-1 自立支援給付の見込量

(1) 訪問系サービス

■見込量(1か月あたり)

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
訪問系サービス 計	人	141	151	162	172	185	185
(実利用見込時間)	時間	3,139	3,524	3,936	4,439	4,982	5,591
居宅介護 (ホームヘルプ)	人	119	126	132	139	147	155
(実利用見込時間)	時間	3,005	3,379	3,780	4,273	4,805	5,403
重度訪問介護	人	5	6	8	9	11	12
(実利用見込時間)	時間	62	71	80	88	97	106
同行援護	人	11	12	13	14	15	17
(実利用見込時間)	時間	48	49	50	51	52	53
行動援護	人	6	7	9	10	12	14
(実利用見込時間)	時間	24	25	26	27	28	29
重度障害者等包括支援	人	0	0	0	0	0	0
(実利用見込時間)	時間	0	0	0	0	0	0

■ サービス見込量確保のための方策及び今後の方向性

- アンケート調査結果では今後6年以内の利用は、「居宅介護」で1割近くの利用者が増やしたいという意向を持っているため、提供体制の確保に努めます。
- 今まで利用されている人の利用だけでなく、入院・入所者の地域移行等による新たな利用者も見込まれるため、利用意向を踏まえたうえで、適切なサービスが利用できる提供体制の確保に努めます。

(2) 日中活動系サービス

■見込量(1か月あたり)

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
生活介護	人	172	173	175	177	178	180
	人日	2,897	2,984	3,074	3,166	3,260	3,358
自立訓練(機能訓練)	人	2	3	3	4	4	5
	人日	34	36	38	40	43	45
自立訓練(生活訓練)	人	8	9	10	11	12	14
	人日	119	140	164	193	227	267
就労選択支援 新設	人	—	0	1	1	2	2
	人日	—	0	2	2	4	4
就労移行支援	人	25	26	27	28	30	31
	人日	422	440	459	479	500	522
就労継続支援(A型)	人	194	217	243	271	303	338
	人日	2,977	3,192	3,423	3,670	3,935	4,219
就労継続支援(B型)	人	230	254	281	311	343	380
	人日	3,653	3,985	4,348	4,743	5,175	5,646
就労定着支援	人	11	13	14	16	17	18
短期入所(福祉型)	人	62	64	66	68	71	73
	人日	434	448	463	478	494	510
短期入所(医療型)	人	4	5	6	8	9	10
	人日	12	16	19	23	26	29
療養介護	人	6	7	7	7	7	8

■ サービス見込量確保のための方策及び今後の方向性

- アンケート調査結果では今後6年以内に「生活介護」、「短期入所」の利用を増やしたい、利用を始めたいという意向を持っている方が多くいるため、ニーズの高い日中活動系サービスの提供体制の確保に努めます。

<就労選択支援> 新設

※障害者総合支援法の改正により創設、令和7年10月より施行予定

- 就労先・働き方について障がい者本人が希望や能力、適性等に合った選択ができるよう、情報提供や本人と協同で就労アセスメントの整理及び作成をする等の支援をし、就労系障害福祉サービス事業所やハローワーク等との橋渡しを担うサービスです。
- 新たな制度となりますので、対象者への周知と利用促進を図ります。

(3) 居住系サービス

■見込量(1か月あたり)

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
自立生活援助	人	0	0	0	0	0	0
共同生活援助 (グループホーム)	人	139	160	184	212	243	280
施設入所支援	人	46	45	44	43	42	41

■ サービス見込量確保のための方策及び今後の方向性

<共同生活援助(グループホーム)>

- 施設入所者や長期入院者の地域生活への移行を促進するためにも、今後一層の需要が見込まれることから、引き続きグループホームの整備促進を図っていきます。
- グループホームの整備を促進するため、事業者に対する補助制度の活用の周知を行うとともに、地域住民の障がい者への理解を促します。

(4)相談支援

■見込量(1か月あたり)

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
計画相談支援	人	135	150	167	185	206	229
地域移行支援	人	1	1	1	1	1	1
地域定着支援	人	1	1	1	1	1	1

■ サービス見込量確保のための方策及び今後の方向性

- アンケート調査結果では今後6年以内の利用は、「計画相談支援」で約1割の方が利用を開始したいという意向を持っているため、相談支援専門員の資質向上や増員に努め、相談支援体制の充実を図ります。
- 障がいのある人がそれぞれのライフステージを通して、総合的かつ計画的に支援を受けることができるよう、相談支援やコーディネートに努めます。

6-2 地域生活支援事業の見込量

(1) 必須事業

■見込量(年間 ※例外除く)

○=実施予定(既に実施済みのため) △=実施について検討していく ×=実施しない

サービス名		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
理解促進研修・啓発事業		○	○	○	○	○	○
自発的活動支援事業		△	△	△	△	△	△
相談支援事業	障害者相談支援事業	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
	障害者自立支援協議会	○	○	○	○	○	○
	基幹相談支援センター	×	×	△	△	△	△
	基幹相談支援センター等機能強化事業	×	×	△	△	△	△
	住宅入居等支援事業	×	×	×	×	△	△
成年後見制度利用支援事業(実利用者数)		1人	1人	1人	1人	1人	1人
成年後見制度法人後見支援事業		○	○	○	○	○	○
意思疎通支援事業	手話通訳者・要約筆記者派遣事業	55件	56件	57件	58件	58件	59件
	手話通訳者設置事業(設置通訳者数)	1人	1人	1人	1人	1人	1人
	手話奉仕員養成研修事業(受講者数)	10人	10人	10人	10人	10人	10人
日常生活用具給付事業	介護・訓練支援用具	7件	8件	10件	11件	12件	13件
	自立生活支援用具	12件	13件	13件	14件	14件	15件
	在宅療養等支援用具	14件	15件	16件	17件	18件	19件
	情報・意思疎通支援用具	7件	7件	7件	7件	7件	7件
	排泄管理支援用具	2,000件	2,005件	2,009件	2,013件	2,017件	2,022件
	居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	2件	2件	2件	2件	2件	2件
移動支援事業	※1か月あたり	33人	34人	35人	36人	37人	38人
		244時間	254時間	264時間	274時間	285時間	297時間
地域活動支援センター事業	事業所数	7	8	8	9	9	10
	※1か月あたり	75人	81人	85人	89人	93人	97人
		852日	892日	934日	978日	1,024日	1,071日

■ サービス見込量確保のための方策及び今後の方向性

- 障がいのある人の地域生活におけるニーズを把握し、必要なサービスの利用を促進します。
- ニーズに合った見込量の確保のため、あま市・大治町障がい者支援協議会、市内及び近隣市町のサービス提供事業者と連携し、サービス提供を促進します。

<相談支援>

- 気軽に相談できる相談支援体制の整備と充実のため、その存在と機能について広く周知し、利用の拡大に努めます。
- ネットワーク体制の構築を図り、多面的な相談支援をするため、あま市・大治町障がい者支援協議会の機能の充実を図ります。

<意思疎通支援事業>

- 障がいのある人に対し、意思疎通支援事業の周知を図るとともに、手話通訳者、要約筆記者等の人材の派遣の充実を図り、サービスの利用を促進します。

<日常生活用具給付等事業>

- 一人ひとりの障がい特性やニーズ等を把握し、必要に応じて支給品目等の見直しの検討を行うとともに、日常生活用具の利用希望者の個々の障がいの特性に合わせた適切な給付をします。

<移動支援事業>

- 移動支援については、利用者のニーズの把握をし、地域の実情に応じた柔軟な運用を行います。

<地域活動支援センター事業>

- 地域活動支援センターの活動が活発に行われるよう情報提供や助言等の支援をします。

(2) 任意事業

その他の地域生活支援事業として、訪問入浴サービス事業、日中一時支援事業等を実施していきます。

■見込量(1か月あたり)

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
訪問入浴サービス事業	人	4	5	5	5	6	6
	日	26	28	30	33	35	38
日中一時支援事業	人	100	104	110	115	120	126
	日	812	851	893	936	981	1,028
更生訓練費支給事業	人	8	8	9	9	10	10
	日	107	110	113	117	120	120

■見込量(年間)

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
自動車改造費助成事業	件	4	4	5	5	5	5
自動車運転免許取得費助成事業	人	2	2	2	2	2	2

■ サービス見込量確保のための方策及び今後の方向性

<訪問入浴サービス事業>

- 利用者の意向を踏まえサービス事業者の確保に努めます。

<日中一時支援事業>

- 障がいのある人の支援や、介護者の負担の軽減のため、日中一時支援を提供します。

<更生訓練費支給事業>

- 障がいのある人のニーズを把握し、必要なサービスの利用を促進します。

<自動車改造費助成事業>

- 自動車改造費の補助制度の周知を図ります。

<自動車運転免許取得費助成事業>

- 自動車運転免許取得費の補助制度の周知を図ります。

第6章

第3期あま市障がい児福祉計画

- 1 障がい児福祉計画の基本方針
- 2 計画の期間
- 3 計画の対象
- 4 計画の内容
- 5 令和8年度の数値目標（成果目標）
- 6 障がい児サービスの見込量（活動指標）



第6章 第3期あま市障がい児福祉計画

1 障がい児福祉計画の基本方針

本計画は、児童福祉法第33条の20を根拠として、障がい児の健やかな育成のための発達支援に向けたサービス提供体制の計画的な構築を目的として策定します。サービス提供体制の確保に向け、児童発達支援センターを中心とした地域支援体制の構築や、ライフステージに応じた切れ目の無い支援と保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等と連携した支援を検討していきます。

2 計画の期間

令和6年度から令和11年度までの6年間とし、3年が経過する令和8年度に中間見直しを行います。

3 計画の対象

- ・18歳未満の身体に障がいのある児童
- ・18歳未満の知的障がいのある児童
- ・18歳未満の精神に障がいのある児童
- ・18歳未満の難病の児童

4 計画の内容

- (1)第3期あま市障がい児福祉計画は、障がい児支援の体制整備の促進のため、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標を定めます。
- (2)令和6年度から令和11年度までの各年度における指定障害児通所支援または指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量とその見込量を確保するための方策を定めます。

5 令和8年度の数値目標(成果目標)

(1) 障がい児支援の提供体制の整備等

国の基本指針	●令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。 ●令和8年度末までに、全ての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制を構築することを基本とする。 ●各都道府県は難聴児支援を総合的に推進するための計画を策定するとともに、令和8年度末までに、難聴児支援のための中核的機能を果たす体制を確保すること及び新生児聴覚検査から療育につなげる連携体制の構築に向けた取組を進めることを基本とする。 ●令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は各圏域に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。 ●令和8年度末までに、各都道府県は医療的ケア児支援センターを設置し、医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターを配置することを基本とする。 ●障害児入所施設に入所している児童が18歳以降、大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるように、令和8年度末までに各都道府県及び各指定都市において、移行調整に係る協議の場を設置することを基本とする。
---------------	--

【目標設定】

指 標	令和4年度実績	令和8年度目標
児童発達支援センターの設置	市内で1カ所	市内で1カ所
障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制の構築	—	実施
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	海部圏域で各1カ所	市内で各1カ所
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	海部東部地域で1カ所	市内で1カ所
医療的ケア児支援のためのコーディネーターの配置	5人	5人

(2) 保育所・認定こども園・放課後児童クラブにおける障がい児の受け入れ目標

種別	利用ニーズを踏まえた必要な見込量(人)	定量的な目標(見込)(人)					
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
保育所	88	89	81	92	93	95	96
認定こども園	23	24	26	27	28	30	31
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	8	9	11	12	13	14	15

6 障がい児サービスの見込量(活動指標)

■見込量(1か月あたり)

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
児童発達支援	人	143	167	195	227	264	309
	人日	1,407	1,714	2,086	2,539	3,091	3,764
放課後等デイサービス	人	438	490	547	611	683	763
	人日	4,582	5,181	5,857	6,622	7,487	8,465
保育所等訪問支援	人	32	34	36	39	41	43
	人日	47	49	52	55	57	60
居宅訪問型児童発達支援	人	0	0	0	0	0	0
	人日	0	0	0	0	0	0
障害児相談支援	人	87	99	112	128	145	154

■ サービス見込量確保のための方策及び今後の方向性

- 児童発達支援については、児童発達支援センター事業によって、支援体制の強化を図ります。
- アンケート調査結果では今後6年以内の利用希望について、「放課後等デイサービス」で利用を増やしたい・始めたい、今と同じぐらい利用したい、「障害児相談支援」で利用を始めたいという回答が多かったため、安定した事業の継続を図ります。
- 相談支援専門員の資質向上や増員に努め、障害児相談支援の充実を図ります。

第7章

障がいのある人の意識とニーズ

- 1 障がい当事者アンケート調査結果
- 2 サービス提供事業所アンケート調査結果
- 3 関係団体ヒアリング結果



第7章 障がいのある人の意識とニーズ

1 障がい当事者アンケート調査結果

あま市では、障がい当事者に対して、生活の実態と今後の意向をお伺いするアンケート調査を実施しました。

■調査の目的・内容

本調査は、あま市障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画を策定するため、本市に居住する障がいのある方(身体・知的・精神)の日常生活などの現状や福祉サービスに対するニーズなどを把握することを目的に実施しました。

■調査対象者(抽出前)

身体障害者手帳、療育手帳もしくは精神障害者保健福祉手帳所持者または障害福祉サービス受給者証もしくは地域生活支援事業受給者証所持者 計4,634人

■調査方法

郵送調査(返信用封筒を同封)

■調査期間

令和5年7月25日～8月16日(調査基準日 令和5年7月1日)

■送付対象者数、有効回答者数、回答率

無作為抽出後の送付対象者数は、全体で2,000人、うち906人(有効906人)から回答を得ることができました。有効回答者数を送付対象者数で除した回答率は45%でした。

■送付対象者数、有効回答者数、回答率

送付対象者数	有効回答者数	回答率
2,000	906	45%

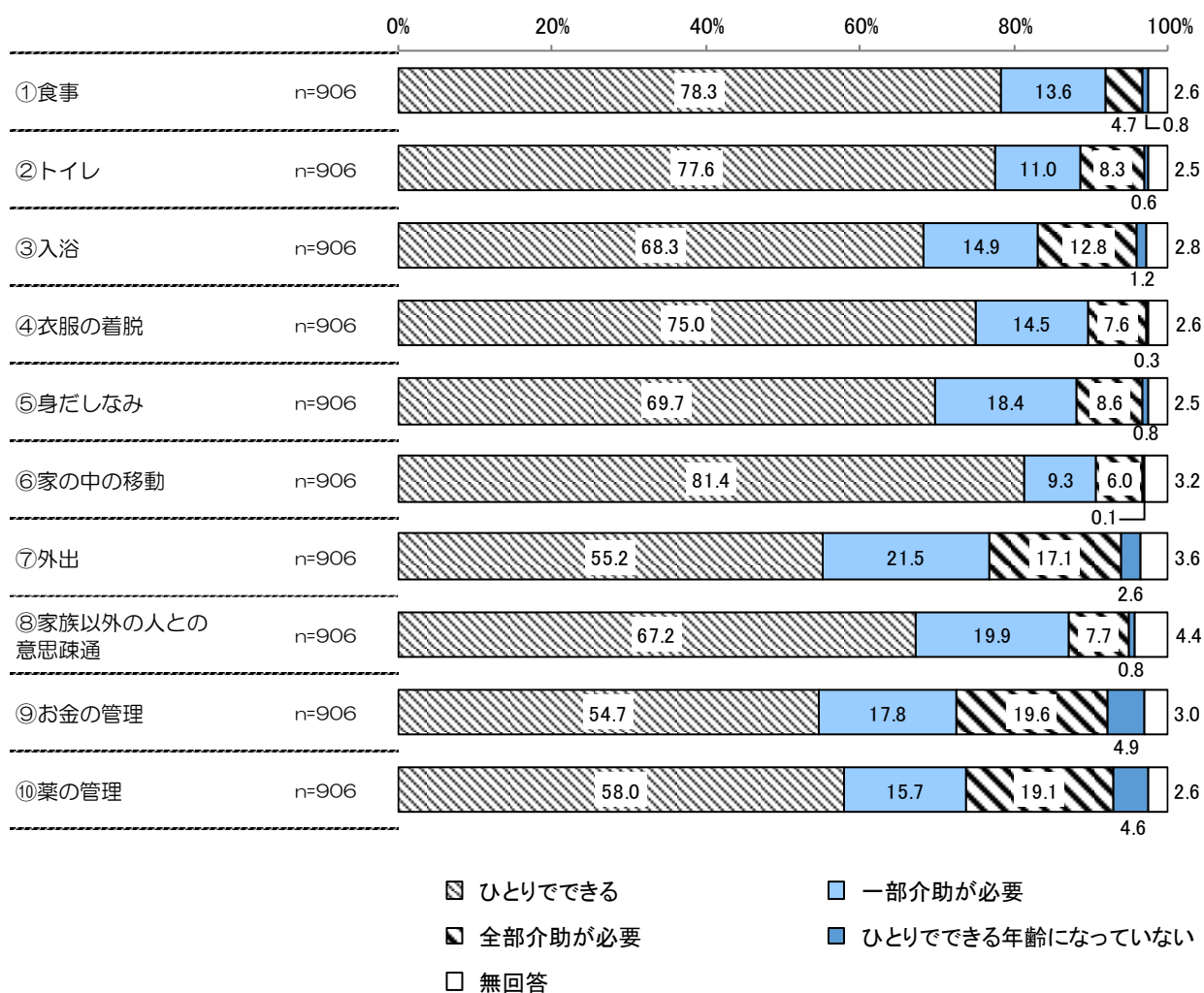
■調査結果の見方

- (1) 回答率はすべて%(パーセント)で表し、その質問の回答者数を母数として算出しました。
- (2) 母数となるべき回答者数は、「n=」または「調査数」として記載しました。回答率は、この数を100%として算出しています。
- (3) 回答率(%)は、小数点以下第2位を四捨五入して算出しました。そのため、各選択肢の回答率の合計が100%にならない場合があります。
- (4) 複数回答が可能な質問では、回答率算出の母数は回答者数とし、その項目を選び○印をつけた人が全体からみて何%なのかという見方をしました。そのため、各項目の比率の合計は100%とはなりません。
- (5) 本報告書の表の見出し及び文章中での回答選択肢の表現は、趣旨が変わらない程度に簡略化して掲載している場合があります。
- (6) 「身体障がい」「知的障がい」「精神障がい」「重複障がい」のいずれにも該当しないものは「その他」としています。
- (7) 比較可能なものは、第5期障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画(平成29年度実施)並びに第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画(令和2年度実施)策定に係るアンケート調査の結果を掲載しています。

(1)年齢・性別・ご家族などについて

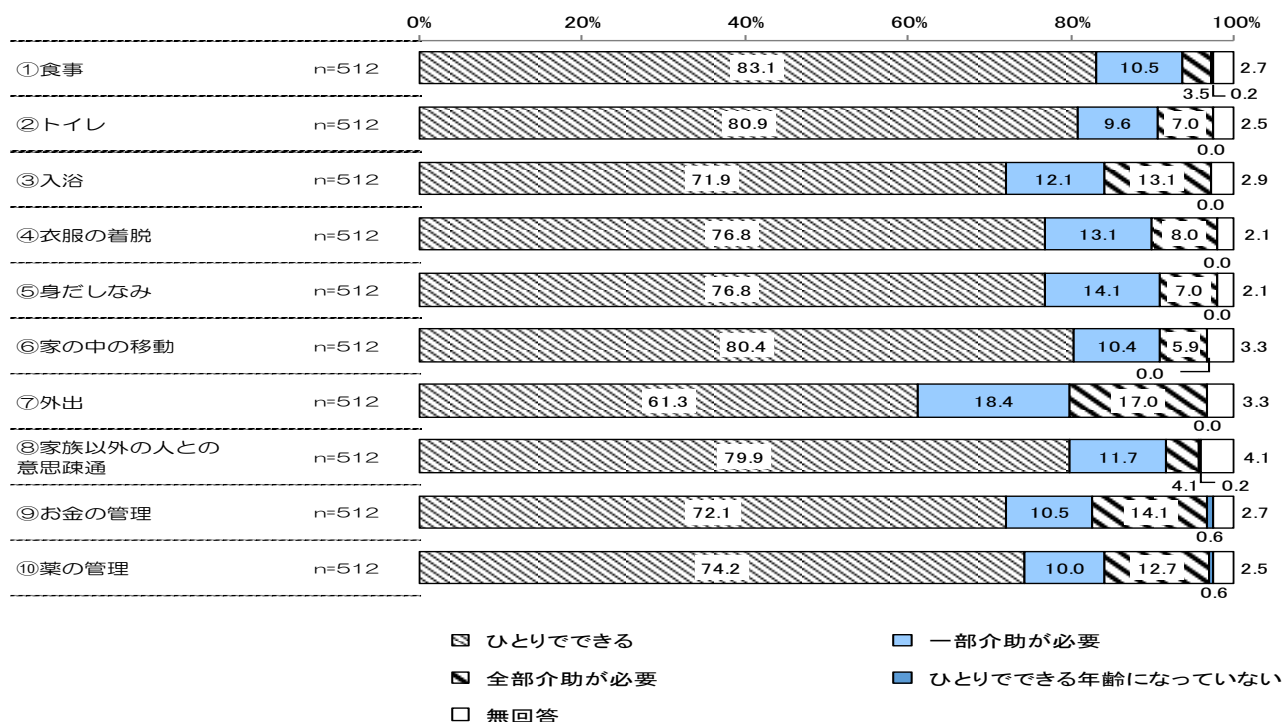
問7 日常生活で、次のことをどのようにしていますか。①から⑩のそれぞれにお答えください。(①から⑩それぞれに○を1つ)乳幼児等の場合は[4 ひとりでできる年齢になっていない]を選択してください。

障がい者の日常生活動作の介助の必要性については、「⑦外出」「⑨お金の管理」「⑩薬の管理」などで、介助を必要とする人が多くなっています。



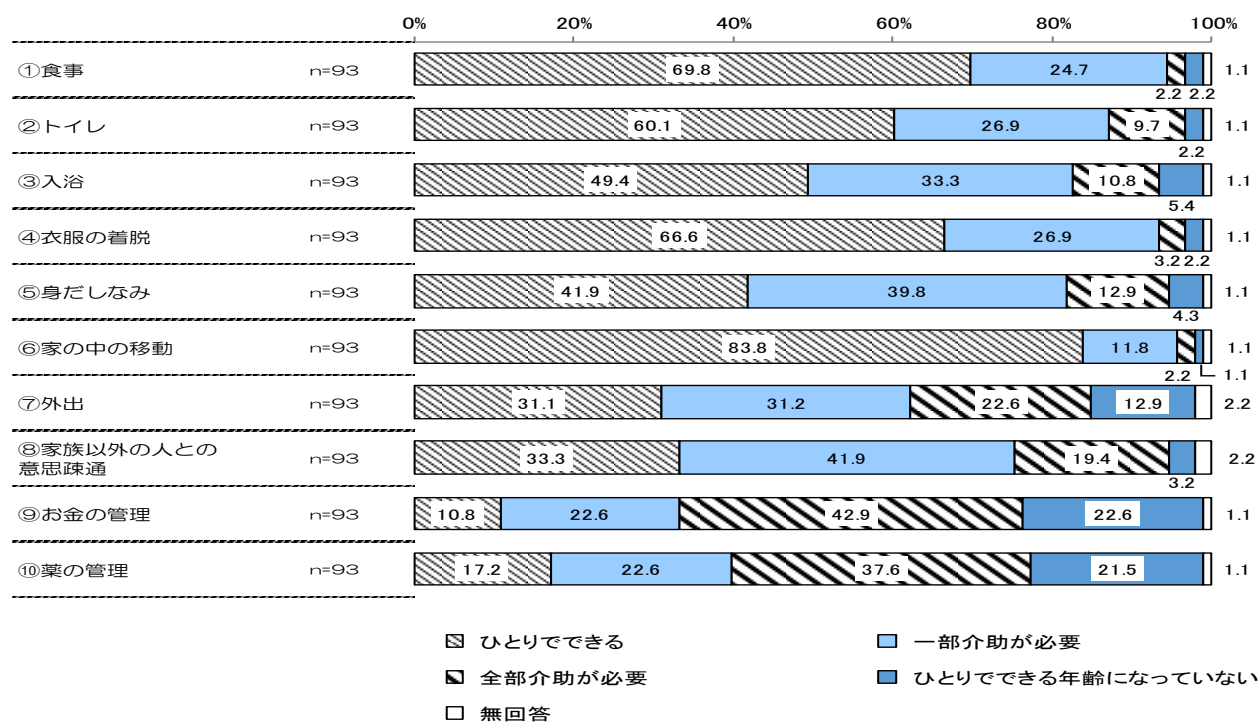
【身体障がい:介助の必要性】

身体障がいでは「⑦外出」「③入浴」「⑨お金の管理」の順で、一部介助または全部介助を必要とする人が多くなっています。



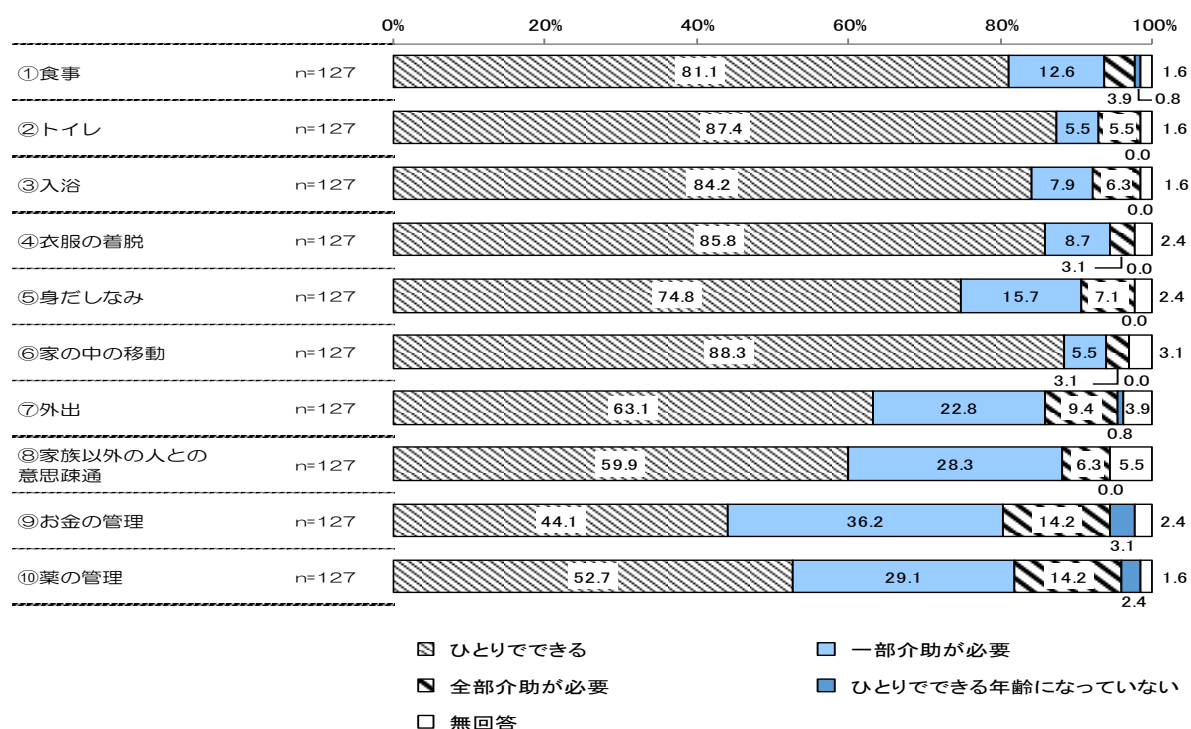
【知的障がい:介助の必要性】

知的障がいでは「⑨お金の管理」「⑧家族以外の人との意思疎通」「⑩薬の管理」の順で、一部介助または全部介助を必要とする人が多くなっています。



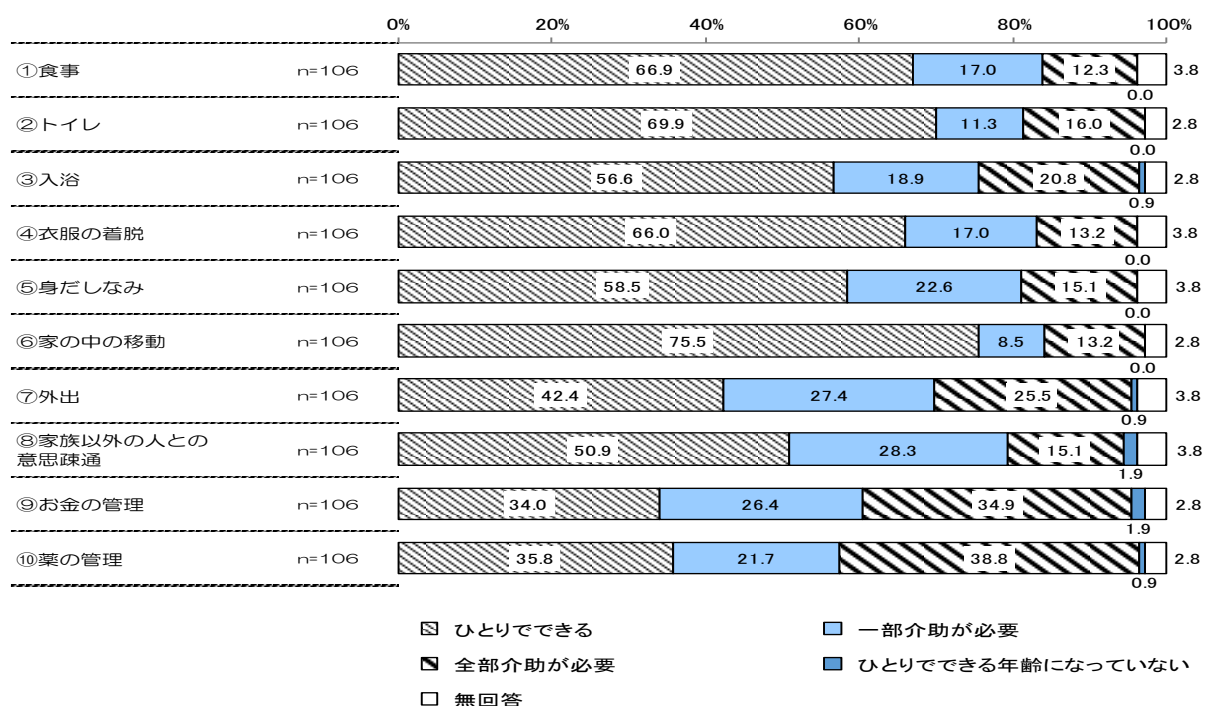
【精神障がい：介助の必要性】

精神障がいでは「⑨お金の管理」「⑩薬の管理」「⑧家族以外の人との意思疎通」の順で、一部介助または全部介助を必要とする人が多くなっています。



【重複障がい：介助の必要性】

重複障がいでは「⑨お金の管理」「⑩薬の管理」「⑦外出」の順で、一部介助または全部介助を必要とする人が多くなっています。

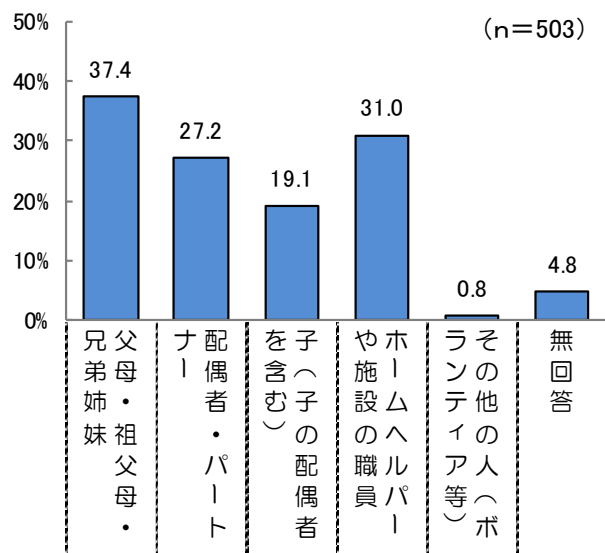


<問7で「2 一部介助が必要」、「3 全部介助が必要」又は「4 ひとりでできる年齢になっていない」と答えた方

問8 あなたを介助してくれる方は主に誰ですか。(あてはまるものすべてに○)

主に介助している方については、「父母・祖父母・兄弟姉妹」が37.4%と最も多く、次いで「ホームヘルパーや施設の職員」が31.0%となっています。

障がい別でみると、身体障がいでは「配偶者・パートナー」が最も多くなっています。知的障がい、精神障がい、重複障がいでは「父母・祖父母・兄弟姉妹」が最も多くなっています。



		調査数	問8 主な介助者					無回答
			父母・祖父母・兄弟姉妹	配偶者・パートナー	子(子の配偶者を含む)	ホームヘルパーや施設の職員	その他の人(ボランティア等)	
全体		503	37.4	27.2	19.1	31.0	0.8	4.8
障がい別	身体障がい	216	10.6	45.4	34.7	33.3	1.9	1.9
	知的障がい	84	86.9	1.2	0	29.8	0	4.8
	精神障がい	79	34.2	22.8	15.2	29.1	0	7.6
	重複障がい	78	50.0	16.7	5.1	33.3	0	9.0
	その他	46	56.5	15.2	10.9	21.7	0	6.5

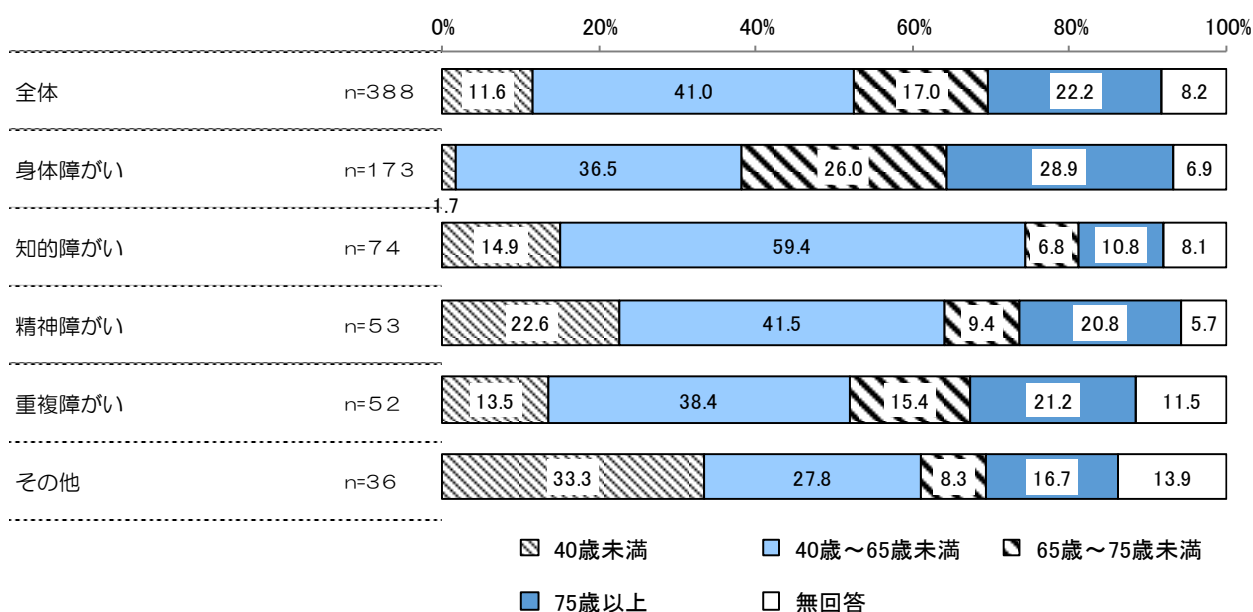
<問8で「1. 父母・祖父母・兄弟姉妹」～「3. 子(子の配偶者を含む)」と答えた方>

問9 あなたを介助してくれる家族で、介助者の方の年齢、性別、健康状態、悩み等をお答えください。

① 年齢(令和5年4月1日現在)

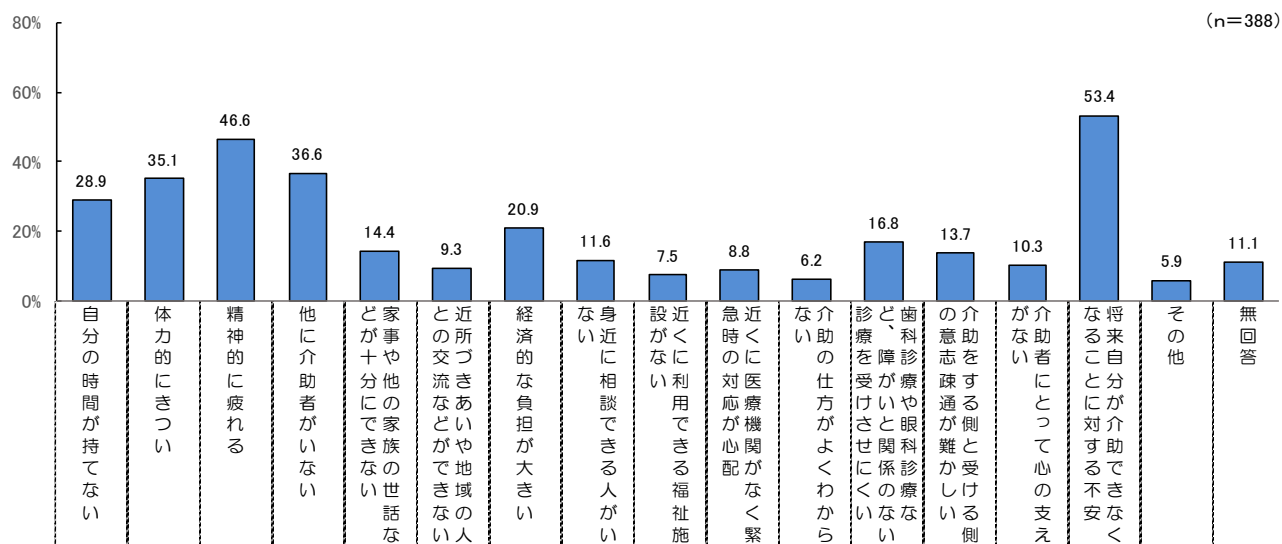
主に介助している方の年齢については、「40歳～65歳未満」が41.0%と最も多く、次いで「75歳以上」が22.2%となっています。

障がい別でみると、身体障がい、知的障がい、精神障がい、重複障がいで「40歳～65歳未満」が最も多くなっています。



④ 主な介助者の方が介助する上での悩みや問題は何ですか。(あてはまるものすべてに○)

主な介助者の方が介助する上での悩みや問題については、「将来自分が介助できなくなることに対する不安」が53.4%と最も多く、次いで「精神的に疲れる」が46.6%、「他に介助者がいない」が36.6%、「体力的にきつい」が35.1%となっています。

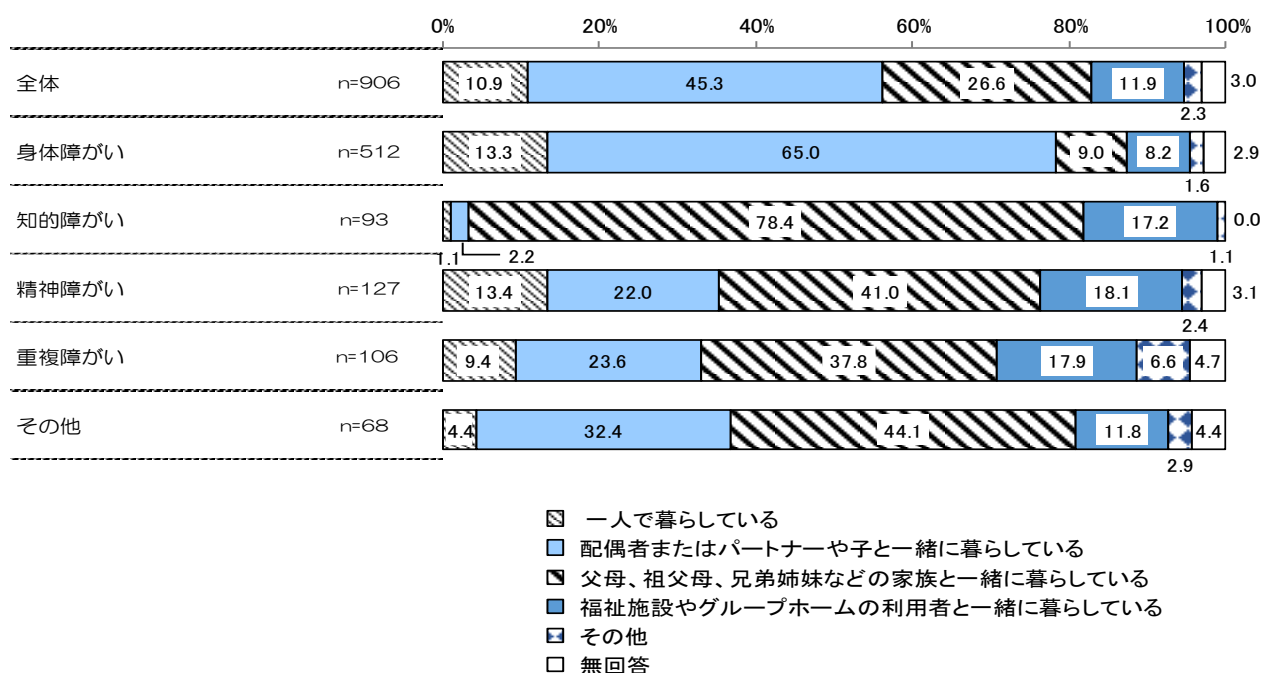


(2)住まいや暮らしについて

問22 あなたは現在どのように暮らしていますか。(〇は1つだけ)

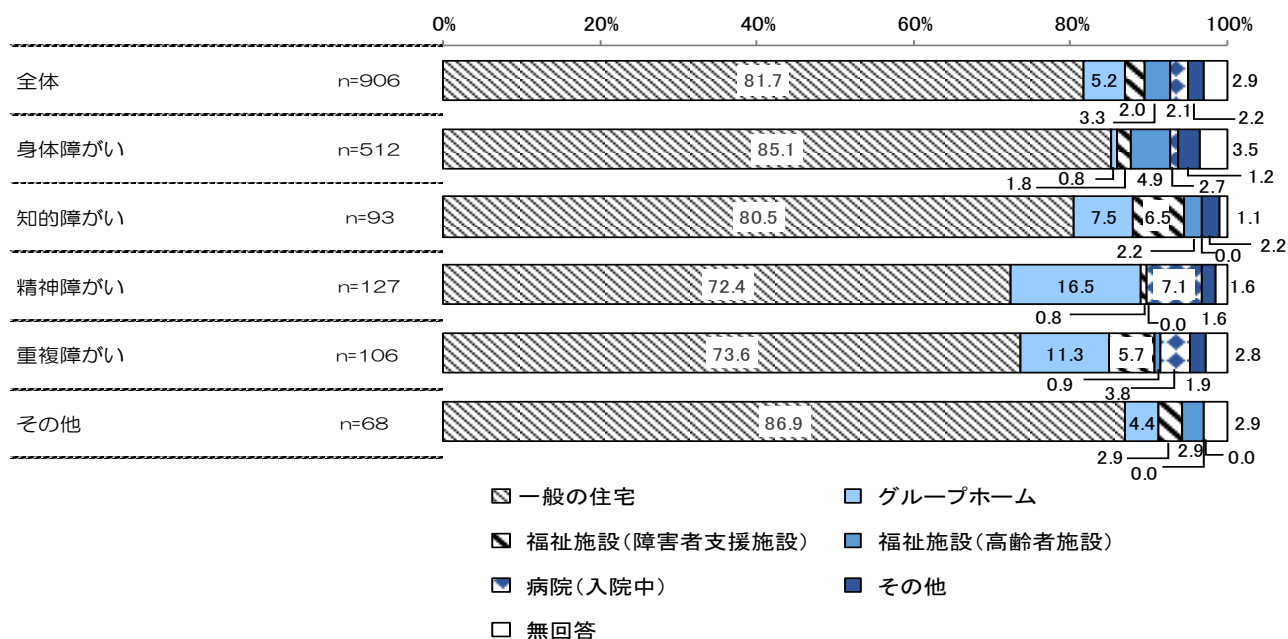
① 一緒に暮らしている人の有無

現在の暮らしについては、「配偶者またはパートナーや子と一緒に暮らしている」が45.3%と最も多くなっています。障がい別でみると、知的障がいでは「父母、祖父母、兄弟姉妹などの家族と一緒に暮らしている」が約8割となっています。



② 暮らしている場所

現在暮らしている場所については、いずれの障がい別においても「一般の住宅」が最も多くなっています。また、障がい別で比較すると「グループホーム」「病院(入院中)」の割合は精神障がい、「福祉施設(障害者支援施設)」の割合は知的障がい最も多くなっています。



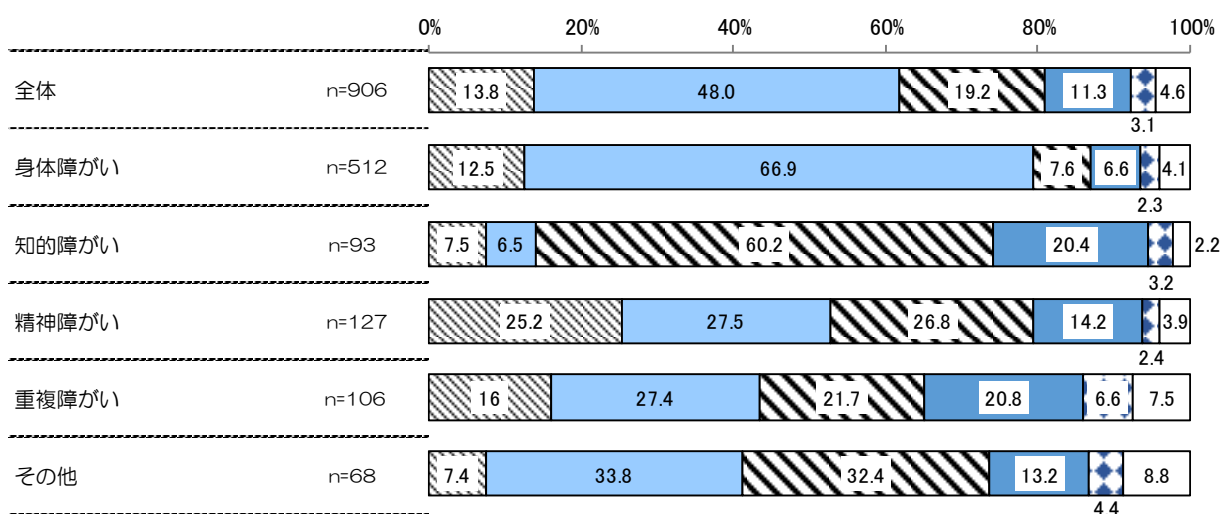
問23 あなたは将来(概ね6年以内)にどのような暮らしをしたいと思いますか。

(○は1つだけ)

① 一緒に暮らしたい人の有無

今後概ね6年以内に一緒に暮らしたい人の有無については、「配偶者またはパートナーや子どもと一緒に暮らしたい」が48.0%となっています。

障がい別でみると、知的障がいでは「父母、祖父母、兄弟姉妹などの家族と一緒に暮らしたい」が6割を超えています。



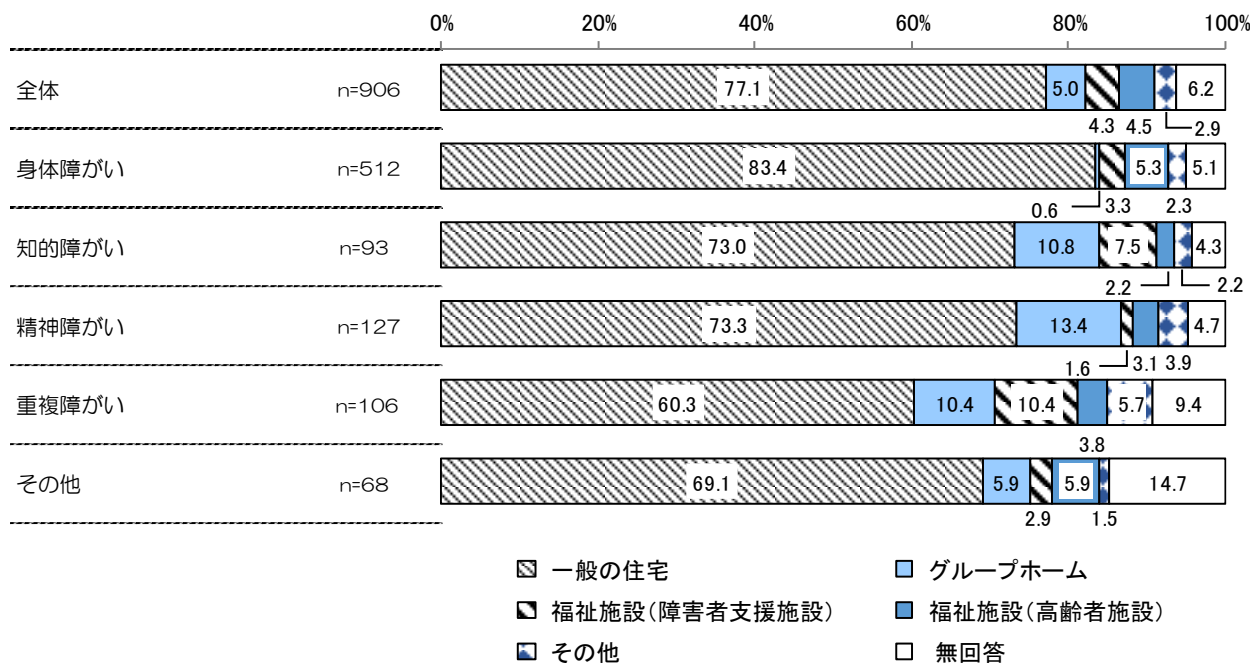
- ☒ 一人暮らし
- ☒ 配偶者またはパートナーや子どもと一緒に暮らしたい
- ☒ 父母、祖父母、兄弟姉妹などの家族と一緒に暮らしたい
- ☒ 福祉施設やグループホームの利用者と一緒に暮らしたい
- ☒ その他
- ☐ 無回答

		調査数	問23(1)一緒に暮らしたい人の有無					
			一人で暮らしたい	配偶者またはパートナーや子どもと一緒に暮らしたい	父母、祖父母、兄弟姉妹などの家族と一緒に暮らしたい	福祉施設やグループホームの利用者と一緒に暮らしたい	その他	無回答
全体		906	13.8	48.0	19.2	11.3	3.1	4.6
障がい別	身体障がい	512	12.5	66.9	7.6	6.6	2.3	4.1
	知的障がい	93	7.5	6.5	60.2	20.4	3.2	2.2
	精神障がい	127	25.2	27.5	26.8	14.2	2.4	3.9
	重複障がい	106	16.0	27.4	21.7	20.8	6.6	7.5
	その他	68	7.4	33.8	32.4	13.2	4.4	8.8

② 暮らしたい場所

今後概ね6年以内に暮らしたい場所については、「一般の住宅」が77.1%と最も多く、次いで「グループホーム」が5.0%となっています。

障がい別でみると、いずれの障がいにおいても「一般の住宅」が最も多くなっており、特に身体障がいでは83.4%となっています。



		調査数	問23（2）暮らしたい場所					
			一般の住宅	グループホーム	福祉施設（障害者支援施設）	福祉施設（高齢者施設）	その他	無回答
全体		906	77.1	5.0	4.3	4.5	2.9	6.2
障がい別	身体障がい	512	83.4	0.6	3.3	5.3	2.3	5.1
	知的障がい	93	73.0	10.8	7.5	2.2	2.2	4.3
	精神障がい	127	73.3	13.4	1.6	3.1	3.9	4.7
	重複障がい	106	60.3	10.4	10.4	3.8	5.7	9.4
	その他	68	69.1	5.9	2.9	5.9	1.5	14.7

問22(2)現在暮らしている場所 と 問23(2)今後暮らしたい場所

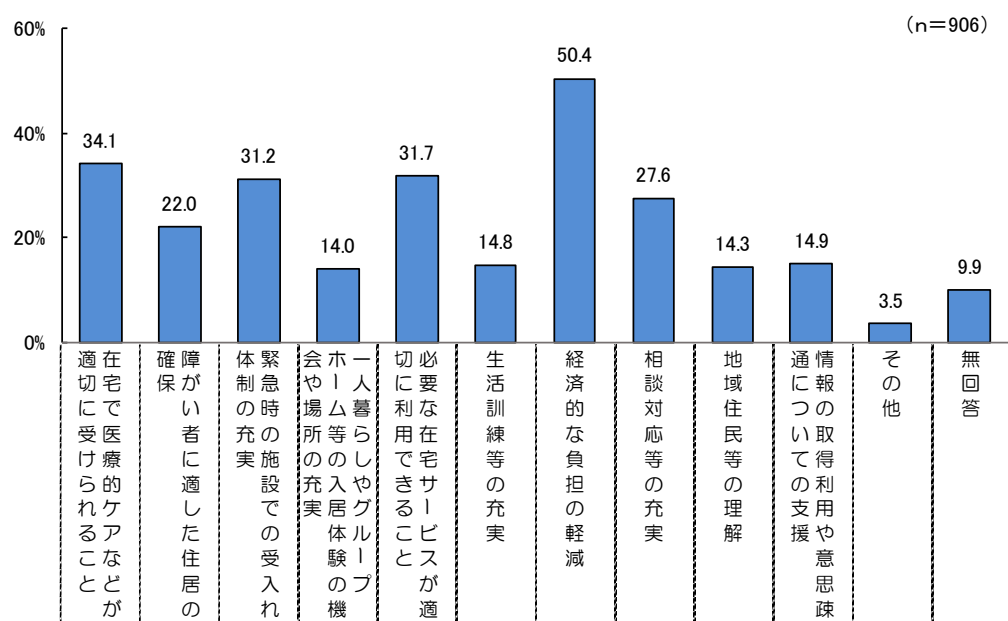
現在暮らしている場所別で今後暮らしたい場所を比較すると、「一般の住宅」「グループホーム」「福祉施設(障害者支援施設)」「福祉施設(高齢者施設)」では多くの方が同じ場所での生活を希望しています。現在、病院に入院している方は、およそ半数の方が「一般の住宅」での生活を希望し、「グループホーム」「福祉施設(障害者支援施設)」での生活をそれぞれ約1割の方が希望しています。

		調査数	問23(2)暮らしたい場所					無回答
			一般の住宅	グループホーム	福祉施設 (障害者支援施設)	福祉施設 (高齢者施設)	その他	
全体		906	77.1	5.0	4.3	4.5	2.9	6.2
問22 (2) 暮らしている場所	一般の住宅	740	88.7	1.6	2.6	2.2	1.4	3.5
	グループホーム	47	21.3	63.7	0	6.4	4.3	4.3
	福祉施設(障害者支援施設)	24	12.5	0	70.8	4.2	0	12.5
	福祉施設(高齢者施設)	30	16.7	0	0	70.0	0	13.3
	病院(入院中)	19	47.4	10.5	10.5	0	21.1	10.5
	その他	20	35.0	5.0	5.0	0	45.0	10.0
	無回答	26	30.8	0	0	0	3.8	65.4

問24 希望する暮らしを送るためには、どのような支援があればよいと思いますか。
(あてはまるものすべてに○)

希望する暮らしを送るための必要な支援については、「経済的な負担の軽減」が50.4%と最も多く、次いで、「在宅で医療的ケアなどが適切に受けられること」が34.1%、「必要な在宅サービスが適切に利用できること」が31.7%、「緊急時の施設での受入れ体制の充実」が31.2%となっています。

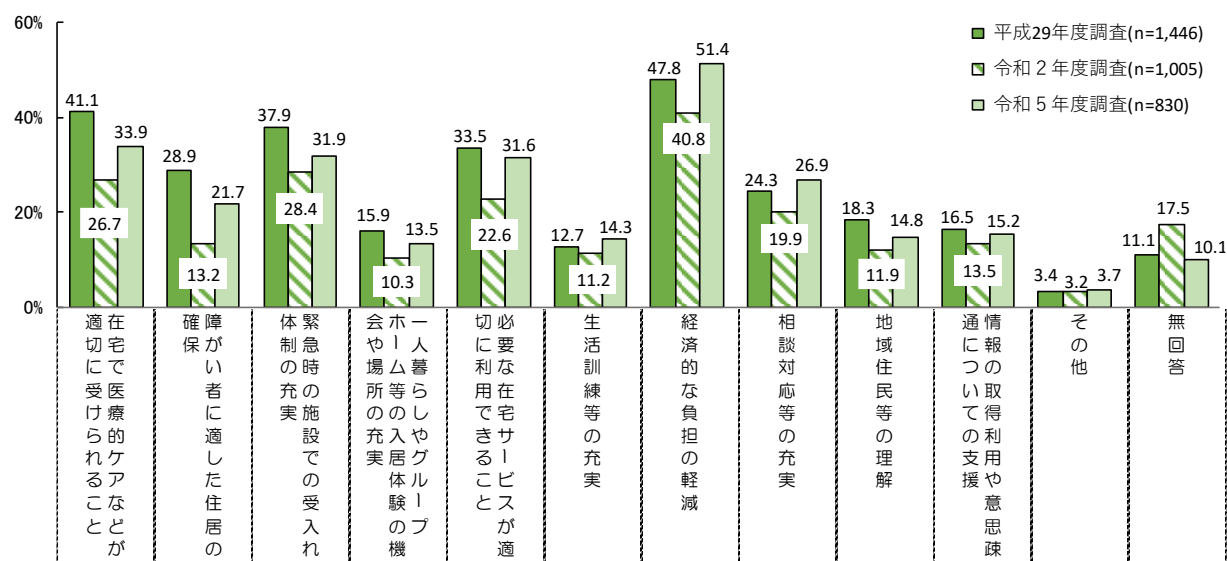
障がい別でみると、いずれの障がいにおいても「経済的な負担の軽減」が最も多くなっています。



		調査数	問24 希望する暮らしを送るために必要な支援											
			在宅で医療的ケアなどが適切に受けられること	障がい者の居保	適切な住居の確保	緊急時の施設受入れ体制の充実	一人暮らしやグループホーム等での入居体験の機会や場所の充実	必要なサービスが適切に利用できること	生活訓練等の充実	経済的な負担の軽減	相談対応等の充実	地域住民等の理解	情報の取得利用や意思疎通についての支援	その他
全体		906	34.1	22.0	31.2	14.0	31.7	14.8	50.4	27.6	14.3	14.9	3.5	9.9
障がい別	身体障がい	512	44.7	20.9	34.8	8.2	37.1	10.0	47.9	18.8	9.6	10.9	3.1	9.6
	知的障がい	93	11.8	29.0	32.3	36.6	25.8	41.9	49.5	47.3	32.3	33.3	1.1	10.8
	精神障がい	127	22.0	17.3	20.5	16.5	26.0	10.2	60.6	41.7	19.7	13.4	5.5	6.3
	重複障がい	106	25.5	34.0	34.9	17.9	22.6	16.0	56.6	27.4	14.2	18.9	3.8	11.3
	その他	68	20.6	10.3	17.6	16.2	23.5	20.6	42.6	41.2	16.2	16.2	5.9	16.2

【回答割合の推移】

前回の調査結果と比較してみると、順番の入れ替わりはあるものの、同様の傾向が見られます。

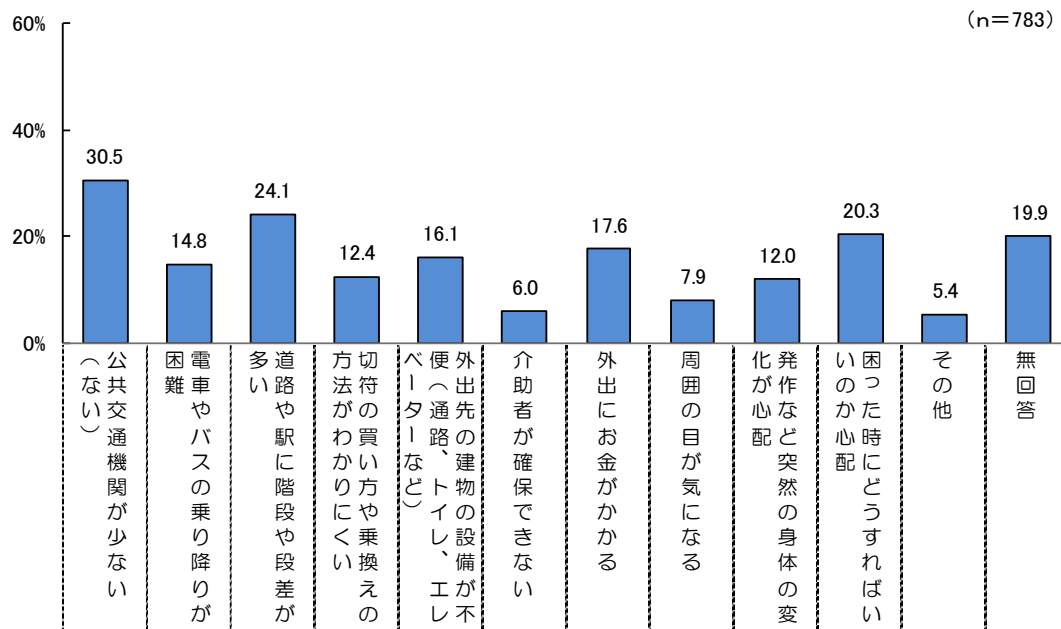


(3)日中活動や就労について

問29 外出する時に困ることは何ですか。(あてはまるものすべてに○)

外出時に困ることについては、「公共交通機関が少ない(ない)」が30.5%と最も多く、次いで「道路や駅に階段や段差が多い」が24.1%、「困った時どうすればいいのか心配」が20.3%となっています。

障がい別でみると、身体障がいでは「道路や駅に階段や段差が多い」が32.4%と最も多く、次いで「公共交通機関が少ない(ない)」が30.9%となっています。知的障がいでは「困った時どうすればいいのか心配」が36.9%と最も多く、次いで「公共交通機関が少ない(ない)」が29.8%となっています。精神障がいでは「公共交通機関が少ない(ない)」及び「外出にお金がかかる」が36.4%となっています。重複障がいでは、「公共交通機関が少ない(ない)」が最も多くなっています。いずれの障がいにおいても「公共交通機関が少ない(ない)」と回答した人が多くみられます。



		調査数	問29 外出する際に困ること											
			公共交通機関が少ない(ない)	電 車 バスの乗り降りが困難	や の降 段が 多い	道路や 駅に 階段 が多い	切符の 買い方 や乗換 えの方法が わかりにくい	外出先の 建物の設備 が不便 (通路、 トイレ、 エレベーター など)	介助者が 確保できない	外出に お金がかかる	周囲の 目が気になる	発作など突然の 身体の変化が 心配	困った時 どうすれば いいのか心配	その他
全体		783	30.5	14.8	24.1	12.4	16.1	6.0	17.6	7.9	12.0	20.3	5.4	19.9
障 が い 別	身体障がい	447	30.9	17.0	32.4	7.8	19.7	5.1	12.5	4.0	10.1	13.9	6.3	21.0
	知的障がい	84	29.8	9.5	8.3	28.6	9.5	8.3	15.5	11.9	9.5	36.9	4.8	22.6
	精神障がい	107	36.4	7.5	9.3	12.1	10.3	3.7	36.4	20.6	13.1	31.8	6.5	12.1
	重複障がい	86	27.9	20.9	23.3	19.8	17.4	10.5	26.7	10.5	25.6	24.4	1.2	16.3
	その他	59	22.0	10.2	11.9	13.6	6.8	6.8	11.9	5.1	8.5	18.6	3.4	27.1

問30 あなたは、平日の日中を主にどのように過ごしていますか。(○は1つだけ)

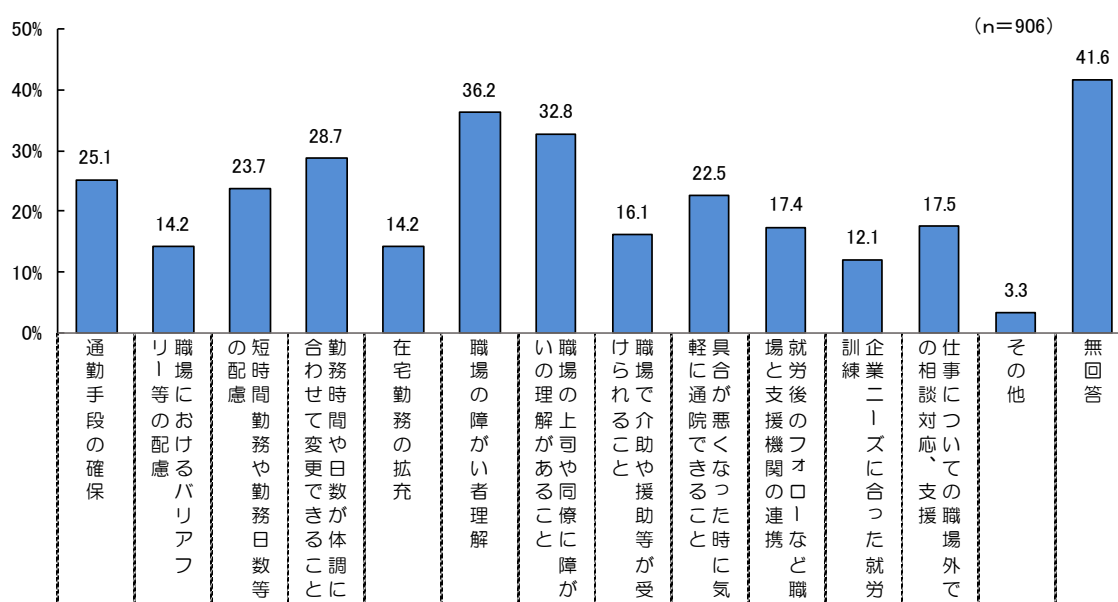
平日の主な過ごし方については、「自宅で過ごしている」が33.3%と最も多く、次いで「会社勤めや、自営業、家業などで収入を得る仕事をしている」が16.0%、「福祉施設、作業所等に通っている(就労継続支援A型も含む)」が9.7%となっています。

障がい別でみると、全体との差が大きいものは、知的障がい「福祉施設、作業所等に通っている(就労継続支援A型も含む)」が30.1%となっています。

		問30 平日の日中の主な過ごし方															
	調査数	会社勤めや、自営業、家業などで収入を得る仕事をしている	ボランティアなど、収入を得ない仕事をしている	専業主婦(主夫)をしている	福祉施設、作業所等に通っている(就労継続支援A型も含む)	病院などのデイケアに通っている	自助グループ等に参加している	地域活動支援センターを利用している	リハビリテーションを受けている	自宅で過ごしている	入所している施設や病院等に通っている	大学、専門学校、職業訓練校などに通っている	特別支援学校に通っている	一般の小学校、高校に通っている	幼稚園、保育園、障害児通所施設などに通っている	その他	無回答
		16.0	0.7	7.8	9.7	4.5	0.2	0.6	2.3	33.3	7.1	0.4	2.0	5.3	2.9	3.9	3.3
障がい別	全体	906	16.0	0.7	7.8	9.7	4.5	0.2	0.6	2.3	33.3	7.1	0.4	2.0	5.3	2.9	3.9
	身体障がい	512	17.6	1.0	11.5	1.2	5.3	0.2	0.2	3.5	43.1	6.8	0	0.4	1.2	0	4.3
	知的障がい	93	16.1	0	0	30.1	0	0	1.1	0	3.2	6.5	0	12.9	11.8	18.3	0
	精神障がい	127	17.3	0.8	3.9	24.4	2.4	0.8	1.6	0	27.5	7.1	0.8	0	7.1	0	4.7
	重複障がい	106	12.3	0	2.8	18.9	5.7	0	0.9	1.9	28.3	10.4	2.8	3.8	4.7	0	4.7
	その他	68	7.4	0	5.9	4.4	7.4	0	0	1.5	19.1	4.4	0	0	25.0	13.2	2.9

問34 あなたは、障がい者の就労支援として、どのようなことが必要だと思いますか。
(あてはまるものすべてに○)

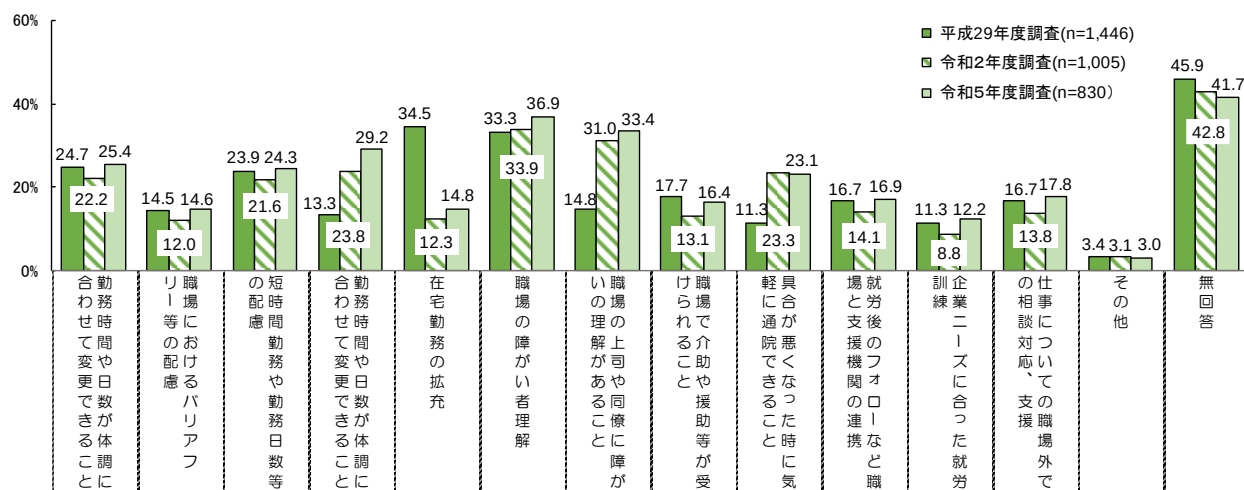
障がい者の就労支援として必要なことについては、「職場の障がい者理解」が36.2%と最も多く、次いで「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」が32.8%、「勤務時間や日数が体調に合わせて変更できること」が28.7%、「通勤手段の確保」が25.1%、「短時間勤務や勤務日数等の配慮」が23.7%、「具合が悪くなった時に気軽に通院できること」が22.5%となっており、障がい者の就労に対するニーズは多岐に渡っています。



		調査数	問34 障がい者の就労支援としての必要なこと													
			通勤手段の確保	職場におけるバリアフリー等の配慮	短時間勤務や勤務日数等の配慮	勤務時間や日数が体調に合わせて変更できること	在宅勤務の拡充	職場の障がい者理解	職場の上司や同僚に障がいの理解があること	職場で介助や援助等が受けられること	具合が悪くなった時に気軽に通院できること	就労後のフォローなど職場と支援機関の連携	企業ニーズに合った就労訓練	仕事についての職場外での相談対応、支援	その他	無回答
全体		906	25.1	14.2	23.7	28.7	14.2	36.2	32.8	16.1	22.5	17.4	12.1	17.5	3.3	41.6
障がい別	身体障がい	512	21.9	15.0	18.8	22.7	12.9	27.0	25.0	11.7	18.6	8.8	6.3	8.8	3.7	51.0
	知的障がい	93	40.9	11.8	31.2	35.5	14.0	53.8	46.2	30.1	22.6	38.7	29.0	33.3	1.1	22.6
	精神障がい	127	24.4	13.4	40.2	48.8	19.7	49.6	44.9	20.5	37.0	30.7	13.4	30.7	3.1	25.2
	重複障がい	106	28.3	14.2	24.5	30.2	13.2	47.2	42.5	19.8	28.3	20.8	17.9	22.6	4.7	29.2
	その他	68	23.5	13.2	19.1	25.0	16.2	39.7	35.3	16.2	16.2	23.5	22.1	29.4	1.5	47.1

【回答割合の推移】

これまでの調査結果と比較すると、「勤務時間や日数が体調に合わせて変更できること」「職場の障がい者理解」「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」において、増加傾向がみられます。

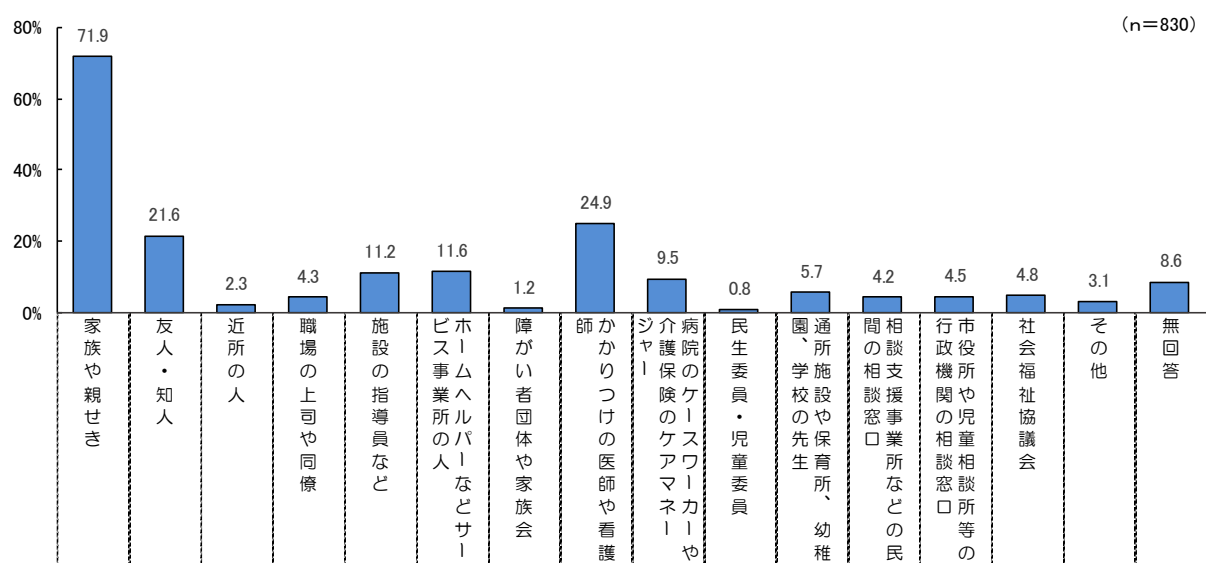


(4)相談相手・情報収集について

問35 あなたは、普段、悩みや困ったことをどなたに相談しますか。

(あてはまるものすべてに○)

普段、悩みや困ったことの相談者については、「家族や親せき」が71.9%と最も多く、次いで「かかりつけの医師や看護師」が24.9%、「友人・知人」が21.6%となっています。



問36 あなたは障がいのことや福祉サービスなどに関する情報を、どこから知ることが多いですか。(あてはまるものすべてに○)

障がいのことや福祉サービスなどに関する情報を知る媒体については、「家族や親せき、友人・知人」が27.7%と最も多く、次いで「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」が26.9%、「行政機関の広報誌」が24.7%、「インターネット」が23.2%となっています。

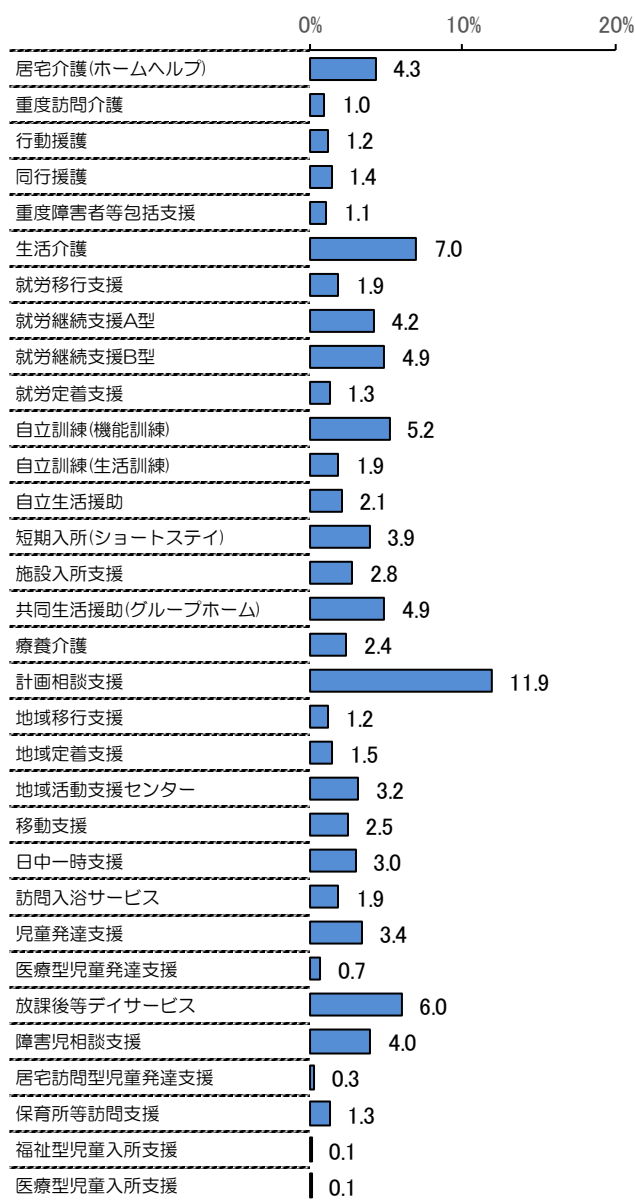
障がい別でみると、身体障がいでは「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」「行政機関の広報誌」、知的障がいでは「家族や親せき、友人・知人」「サービス事業所の人や施設職員」、精神障がいでは「インターネット」「かかりつけの医師や看護師」、重複障がいでは「家族や親せき、友人・知人」「インターネット」「サービス事業所の人や施設職員」等が多くあげられています。

		問36 障がいのことや福祉サービスなどに関する情報の入手先														
		調査数	本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース	行政機関の広報誌	インターネット	家族や親せき、友人・知人	サービス事業所の人や施設職員	障がい者団体や家族会	かかりつけの医師や看護師	病院のケースワーカーや介護保険のケアマネジャー	民生委員・児童委員	通所施設や保育所、幼稚園、学校の先生	相談支援事業所などの民間の相談窓口	行政機関の相談窓口	その他	無回答
全体		906	26.9	24.7	23.2	27.7	16.8	2.6	20.2	12.5	1.3	3.9	3.6	5.2	2.5	10.4
障がい別	身体障がい	512	34.0	32.0	20.5	25.0	8.6	2.1	20.3	14.6	2.0	0.6	1.2	4.3	0.8	10.9
	知的障がい	93	20.4	14.0	26.9	39.8	37.6	5.4	14.0	0	0	19.4	6.5	6.5	4.3	8.6
	精神障がい	127	17.3	16.5	29.1	25.2	25.2	0.8	27.6	13.4	1.6	0	9.4	9.4	7.1	5.5
	重複障がい	106	16.0	15.1	24.5	32.1	22.6	4.7	21.7	15.1	0	4.7	3.8	2.8	2.8	9.4
	その他	68	17.6	14.7	25.0	29.4	25.0	2.9	11.8	7.4	0	13.2	7.4	5.9	4.4	19.1

(5)障害福祉サービス等の利用について

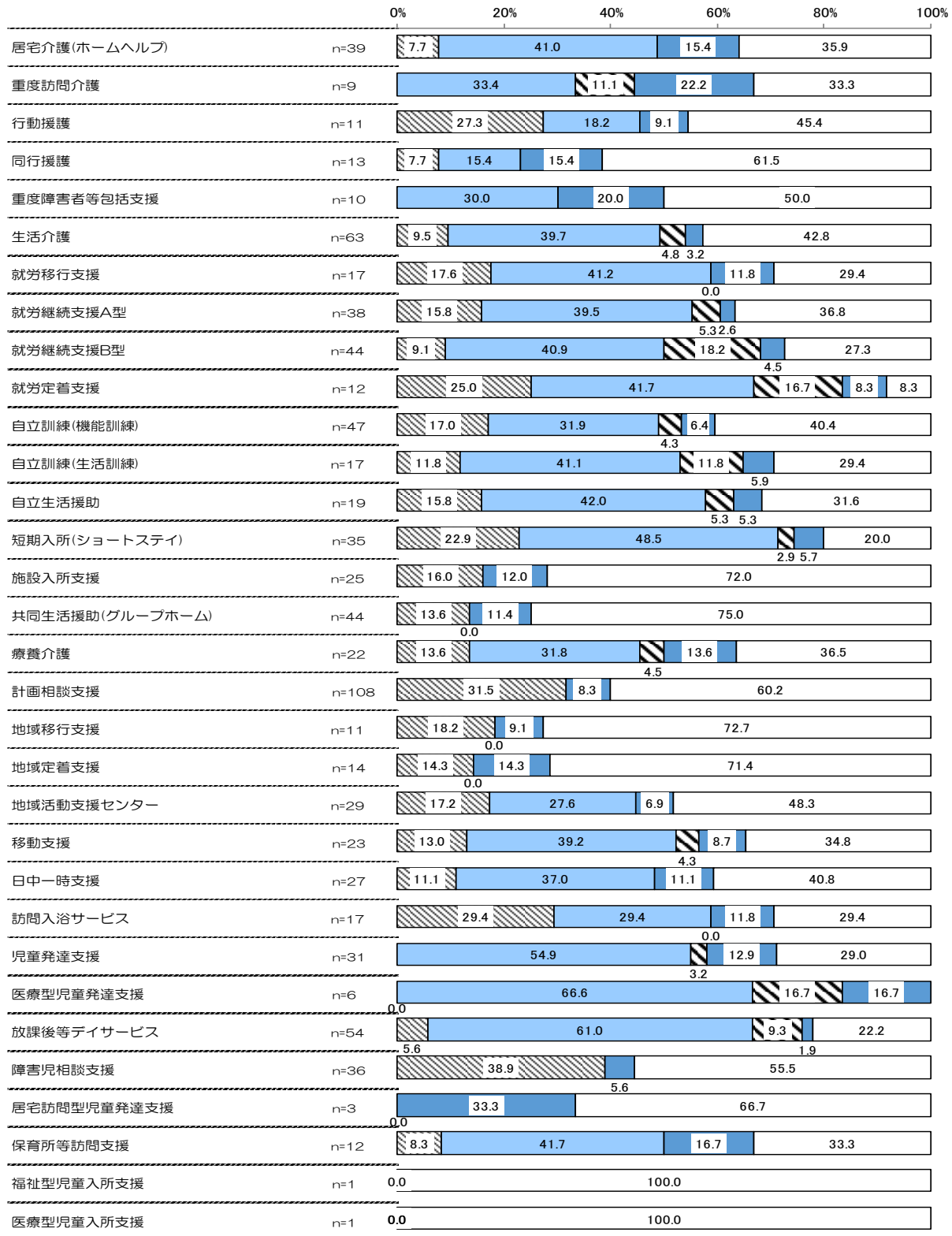
問38 あなたは次のサービスを利用していますか。また、これから利用する予定はありますか。

現在、利用している障害福祉サービスについては、「計画相談支援」が11.9%と最も多く、次いで「生活介護」が7.0%、「放課後等デイサービス」が6.0%、「自立訓練(機能訓練)」が5.2%となっています。



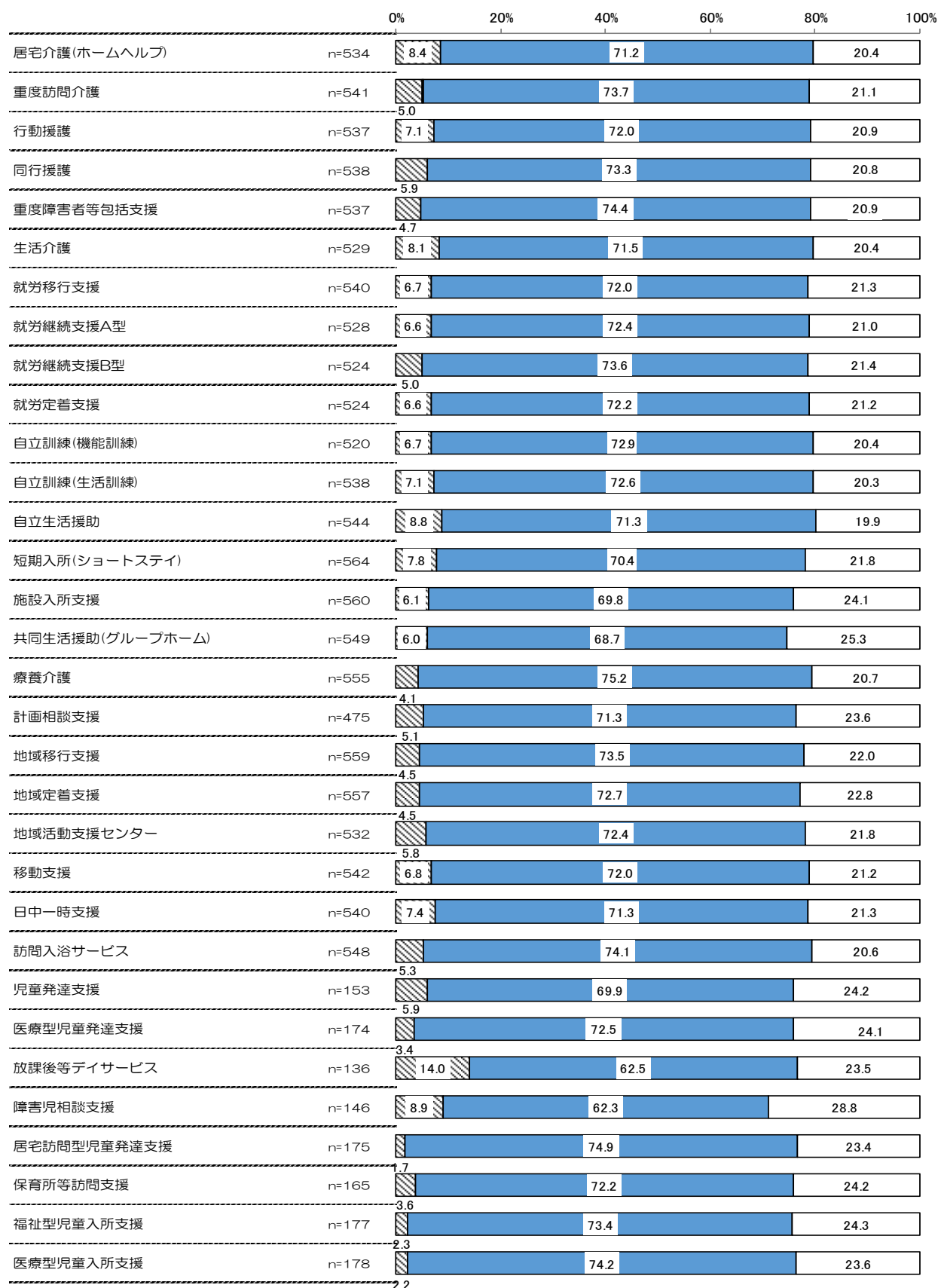
今後6年以内の利用希望については、「居宅介護(ホームヘルプ)」「就労移行支援」「就労継続支援B型」「就労定着支援」「自立訓練(生活訓練)」「自立生活援助」「短期入所(ショートステイ)」「児童発達支援」「医療型児童発達支援」「放課後等デイサービス」「保育所等訪問支援」などでは「今と同じくらい利用したい」が4割を超えています。

【現在、サービスを利用している】



■ 利用を増やしたい・始めたい
 ■ 今よりも利用を減らしたい
 ■ 今と同じくらい利用したい
 ■ 利用希望がない
 □ 無回答

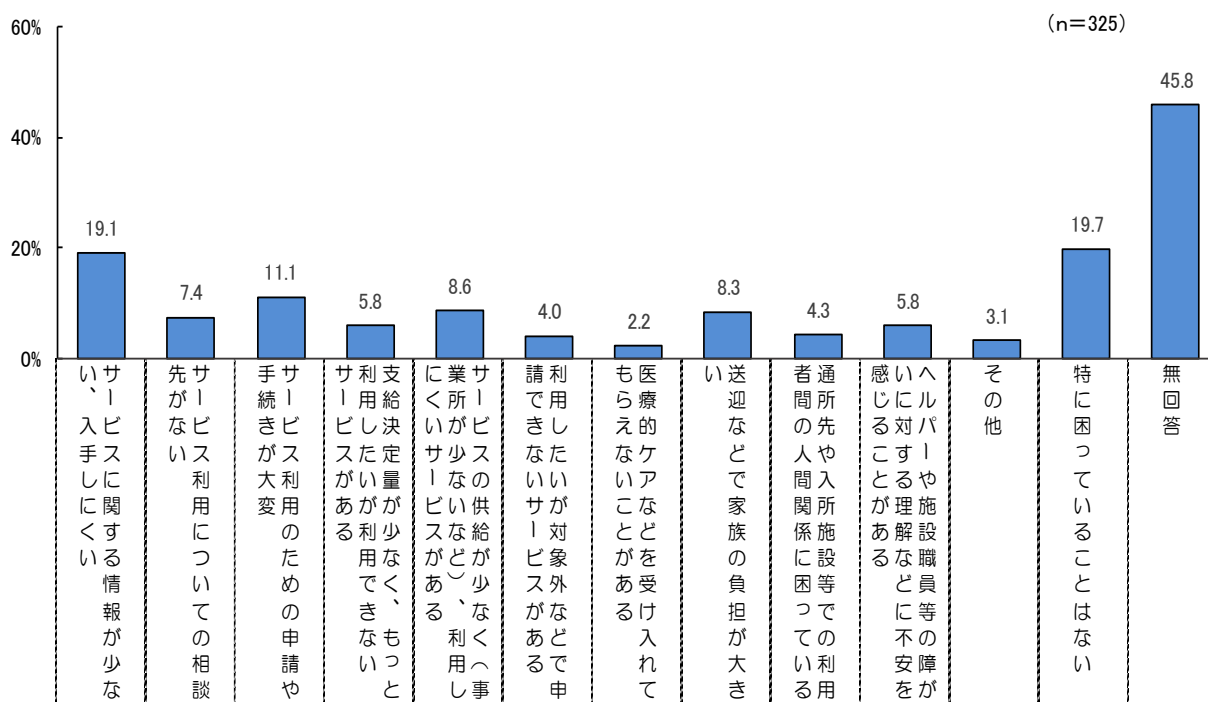
【現在、サービスを利用していない】



- ☒ 利用を増やしたい・始めたい
 ☒ 今と同じくらい利用したい
☒ 今よりも利用を減らしたい
 ☒ 利用希望がない
☐ 無回答

問41 サービスの利用で困っていることはありますか。(あてはまるものすべてに○)

サービスの利用で困っていることについては、「サービスに関する情報が少ない、入手しにくい」が19.1%と最も多く、次いで「サービス利用のための申請や手続きが大変」が11.1%となっています。障がい別でみると、いずれの障がいにおいても「サービスに関する情報が少ない、入手しにくい」が多くあげられています。



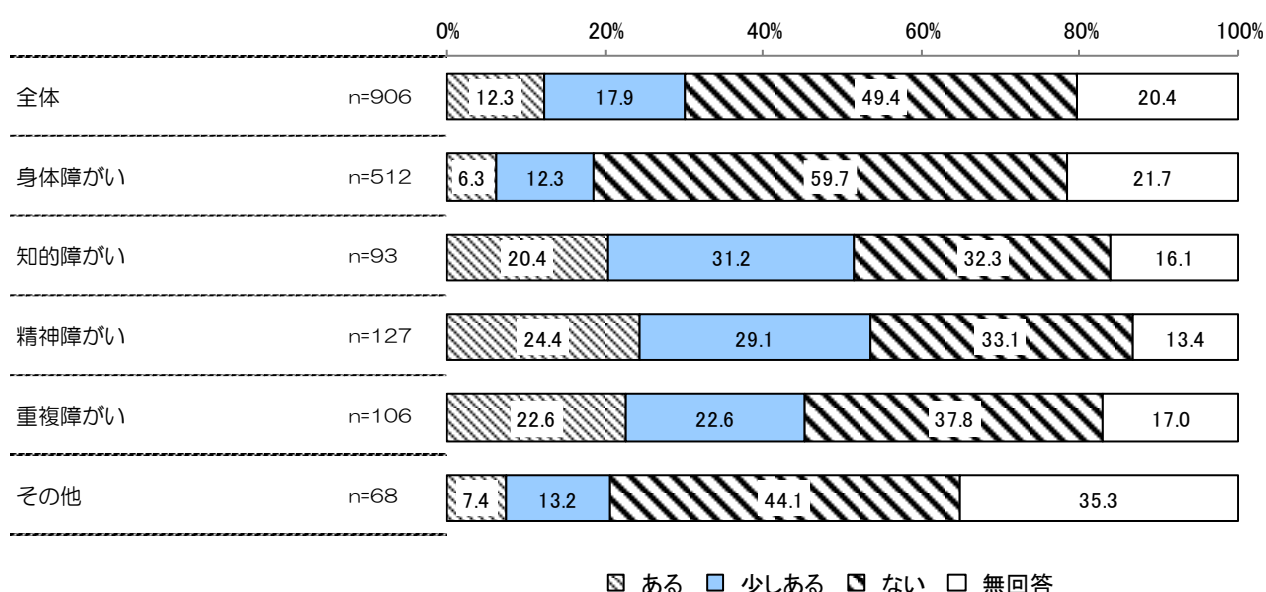
		調査数	問41 サービスの利用で困っていること												
			サービスに関する情報が少ない、 入手しにくい	サービス利用の量が少なく、 もっと利用したいがある	サービス利用の申請や 手続きが大変	支給決定が少なく、 もっとサービスが利用できる	医療的ケアなどを受け 入れてもらえないことがある	送迎などで家族の負担が 大きい	通所先や入所施設等での 利用の機会が少なく、 利用が難しい	ヘルパーや施設職員等の 障がいに対する理解などに 不安を感じる	その他	特に困っている ことはない	無回答		
全体		325	19.1	7.4	11.1	5.8	8.6	4.0	2.2	8.3	4.3	5.8	3.1	19.7	45.8
障がい別	身体障がい	94	12.8	3.2	8.5	6.4	6.4	1.1	3.2	4.3	5.3	4.3	2.1	19.1	54.3
	知的障がい	74	29.7	12.2	9.5	8.1	6.8	2.7	0	10.8	2.7	8.1	4.1	21.6	36.5
	精神障がい	64	17.2	7.8	12.5	4.7	7.8	6.3	3.1	3.1	7.8	4.7	6.3	18.8	50.0
	重複障がい	56	16.1	7.1	16.1	5.4	14.3	8.9	3.6	14.3	3.6	7.1	1.8	14.3	46.4
	その他	37	21.6	8.1	10.8	2.7	10.8	2.7	0	13.5	0	5.4	0	27.0	35.1

(6) 権利擁護・障がい者差別解消について

問44 あなたは、障がいがあることで差別を受けたり嫌な思いをする(した)ことがありますか。(〇は1つだけ)

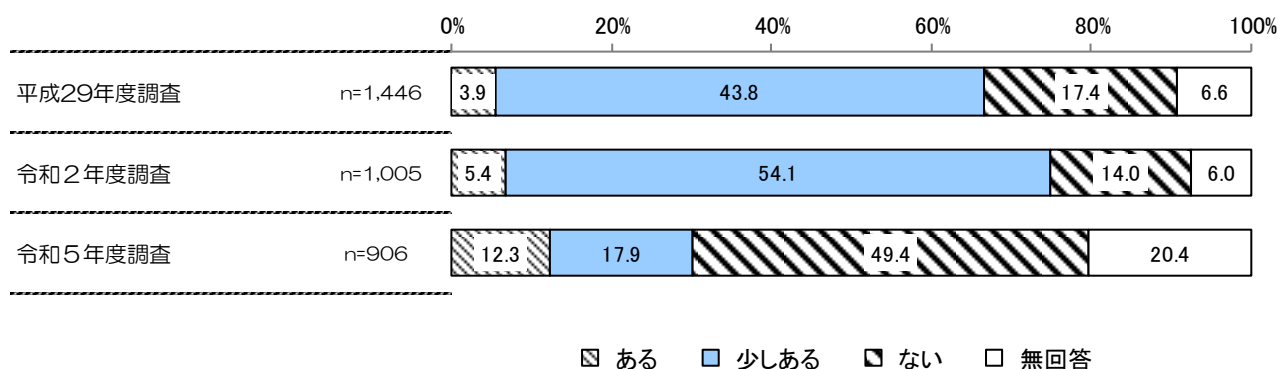
障がいがあることで差別を受けたり嫌な思いをする(した)ことがあるかについては、「ない」が49.4%と最も多くなっています。一方で、「ある」は12.3%、「少しある」は17.9%となっており、これらを合わせた、差別を受けたり嫌な思いをしたことがある人が約3割(30.2%)を占めています。

障がい別でみると、差別を受けたり嫌な思いをしたことが「ある」「少しある」の合計では、身体障がいでは18.6%にとどまっているものの、知的障がいでは51.6%、精神障がいでは53.5%、重複障がいでは45.2%となっています。



【回答割合の推移】

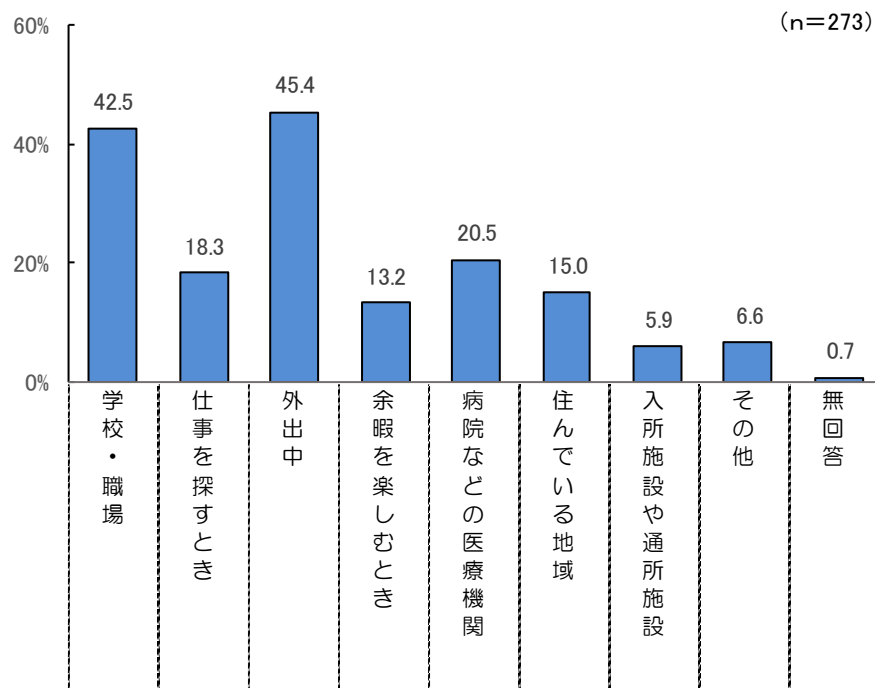
これまでの調査結果と比較すると、「ある」と回答した割合と、「ない」と回答した割合がそれぞれ増加しています。



<問44で、「1. ある」又は「2. 少しある」と答えた方にお聞きします。>

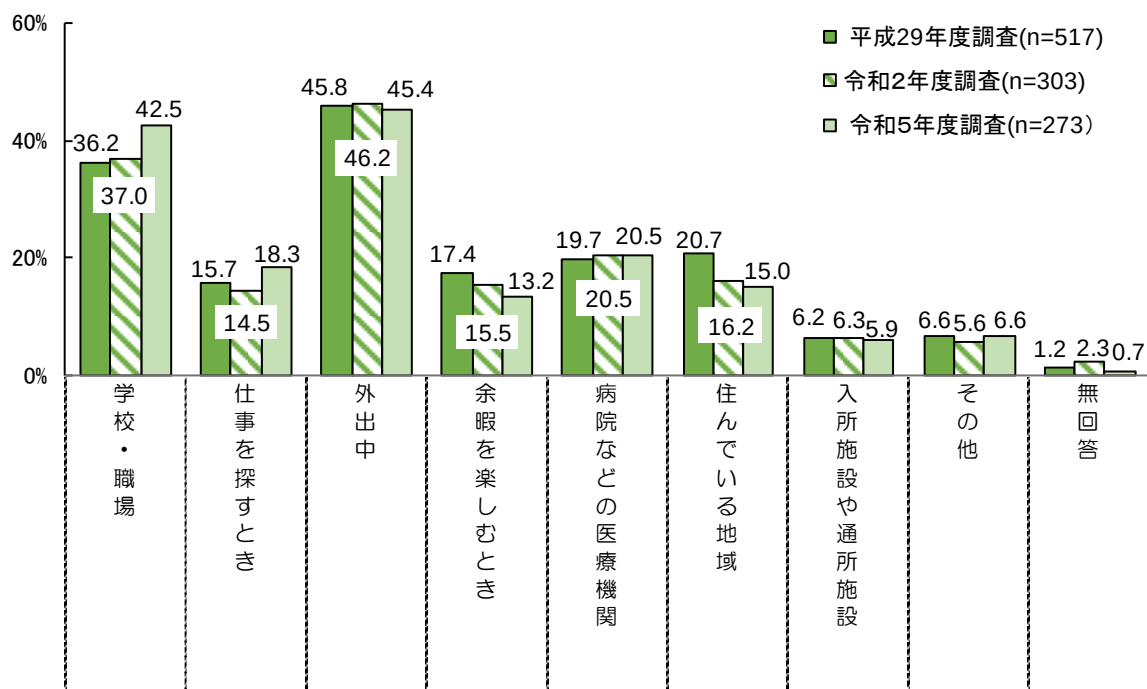
問45 どのような場所で差別を受けたり嫌な思いをしましたか。(あてはまるものすべてに○)

差別を受けたり嫌な思いをした場所については、「外出中」が45.4%と最も多く、次いで「学校・職場」が42.5%、「病院などの医療機関」が20.5%となっています。



【回答割合の推移】

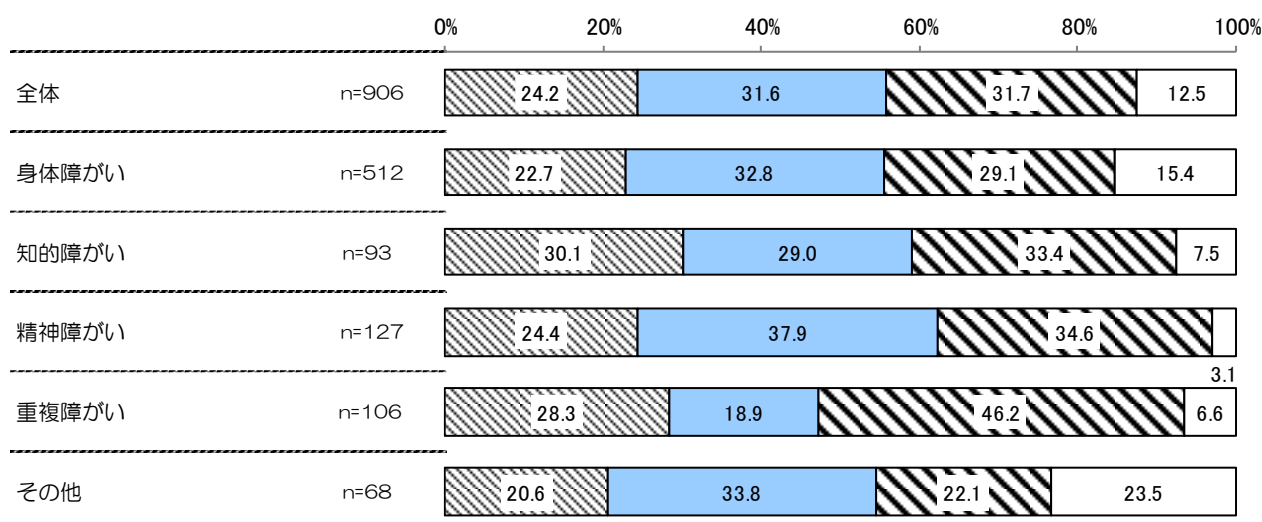
これまでの調査結果と比較すると、割合の変動はあるものの同様の傾向がみられます。



問46 成年後見制度についてご存じですか。(○は1つだけ)

成年後見制度の認知度については、「名前も内容も知らない」が31.7%と最も多くなっています。一方で、「名前も内容も知っている」は24.2%、「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」は31.6%となっており、これらを合わせた認知度は5割を超えています。

障がい別でみると、成年後見制度の認知度は、身体障がいでは55.5%、知的障がいでは59.1%、精神障がいでは62.3%、重複障がいでは47.2%となっています。

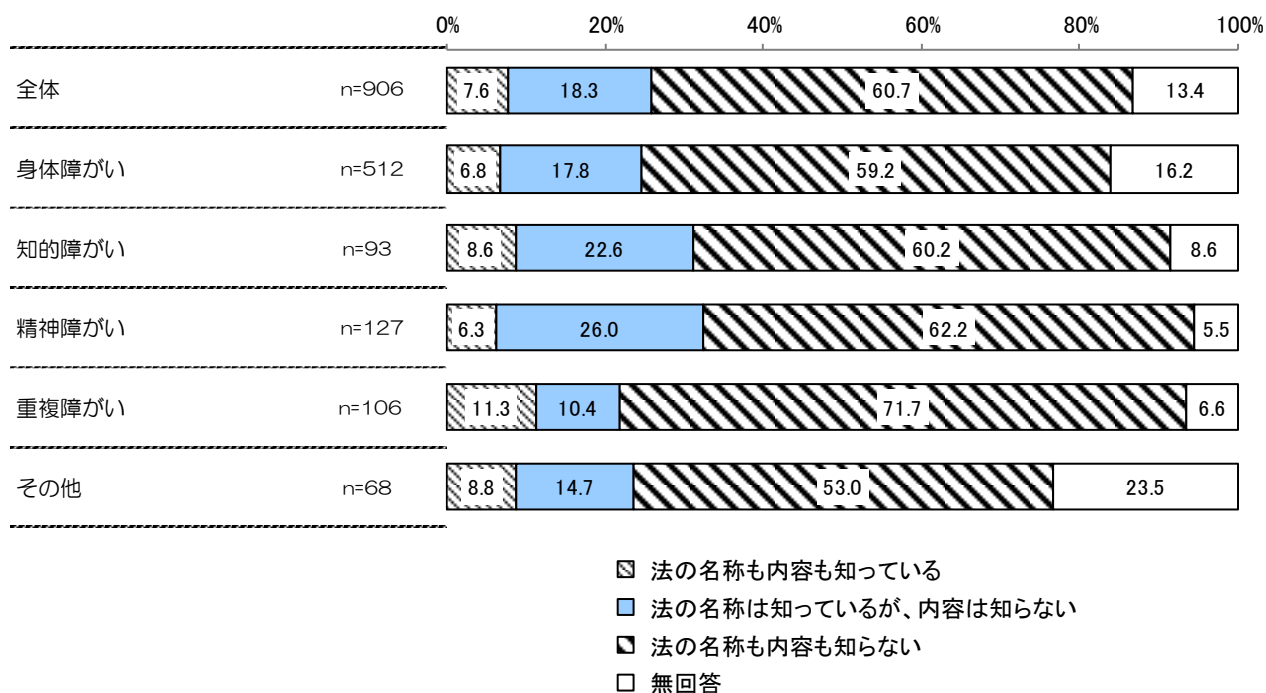


- ☒ 名前も内容も知っている
- ☒ 名前を聞いたことがあるが、内容は知らない
- ☒ 名前も内容も知らない
- ☐ 無回答

問47 あなたは、障害者差別解消法を知っていますか。(○は1つだけ)

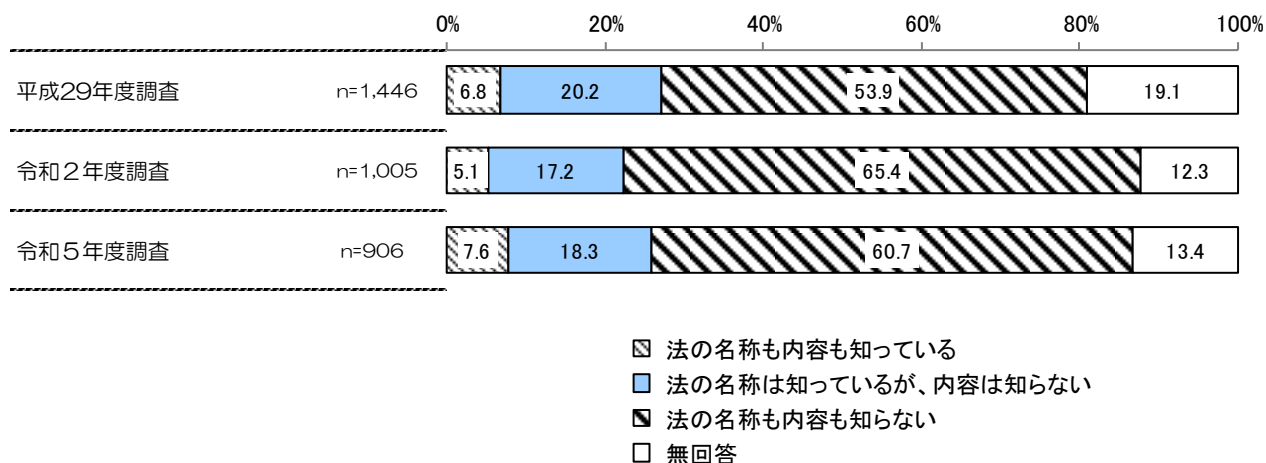
障害者差別解消法の認知度については、「法の名称も内容も知らない」が60.7%と最も多くなっています。一方で、「法の名称も内容も知っている」は7.6%、「法の名称は知っているが、内容は知らない」は18.3%となっており、これらを合わせた認知度は25.9%となっています。

障がい別でみると、障害者差別解消法の認知度は、知的障がいと精神障がいで3割を超えています。



【回答割合の推移】

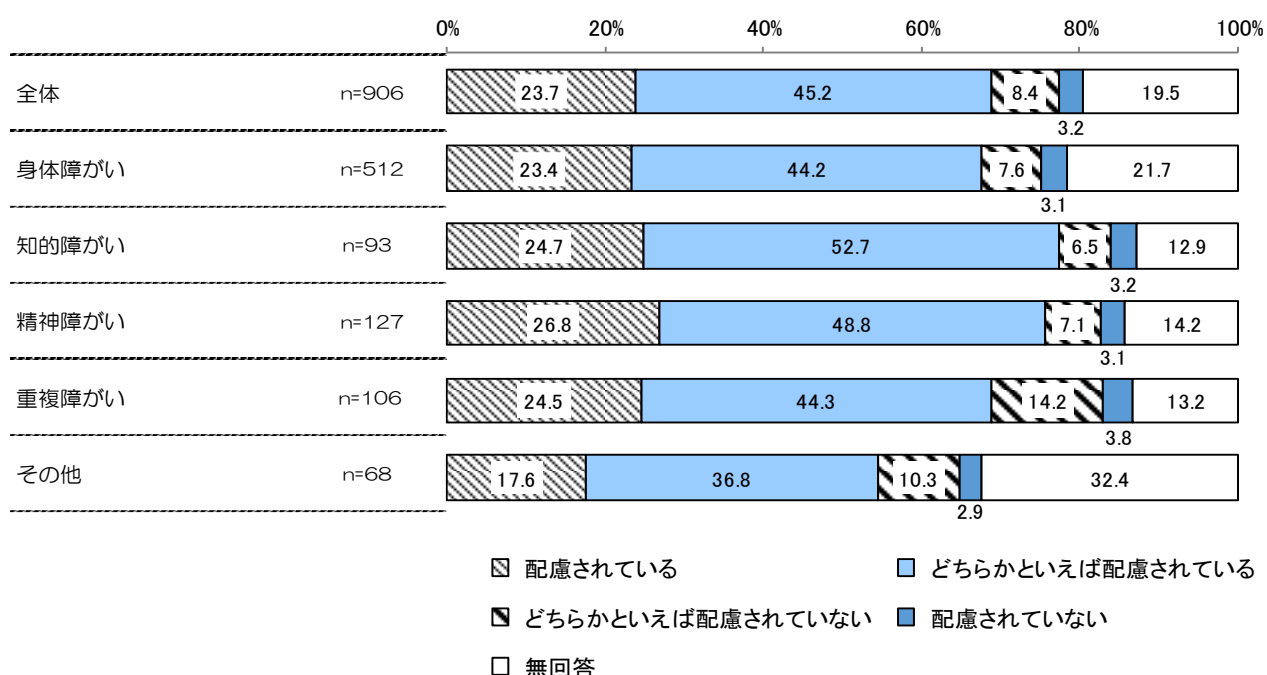
これまでの調査結果と比較すると、「法の名称も内容も知っている」「法の名称は知っているが、内容は知らない」を合わせた認知度は同程度となっています。



問48 あなたは、あま市役所(または市の公共施設等)の窓口等での対応について障がい者に対する配慮がされていると思いますか。(○は1つだけ)

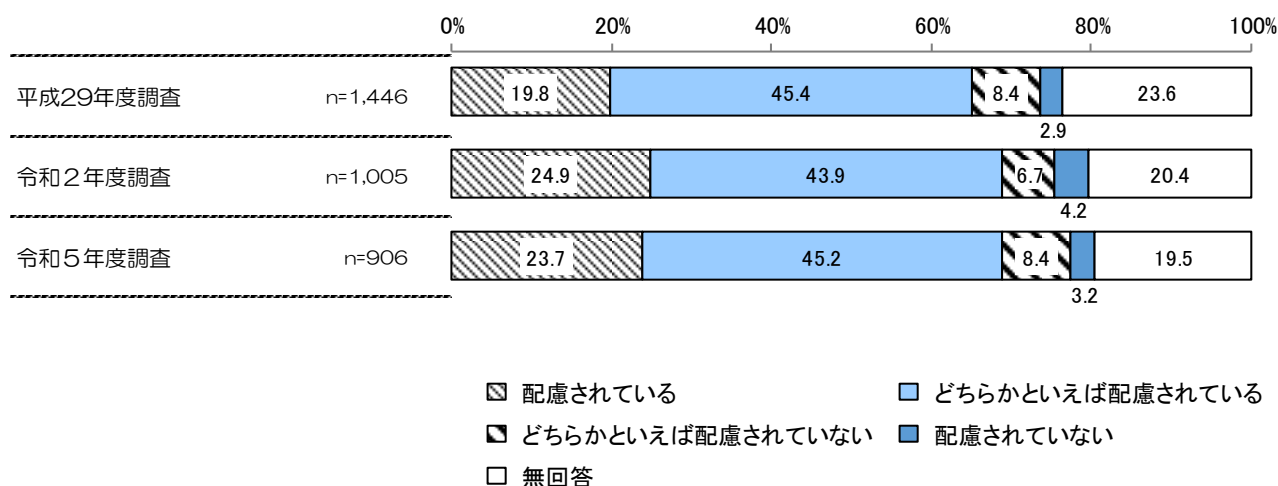
あま市役所(市の公共施設等)の窓口等での対応が障がい者に対する配慮がされているかについては、「どちらかといえば配慮されている」が45.2%と最も多く、次いで「配慮がされている」が23.7%となっており、これらを合わせた、配慮がされていると感じている人が約7割(68.9%)を占めています。

障がい別でみると、「配慮がされている」「どちらかといえば配慮されている」と感じている人は、身体障がいでは67.6%、知的障がいでは77.4%、精神障がいでは75.6%、重複障がいでは68.8%となっています。



【回答割合の推移】

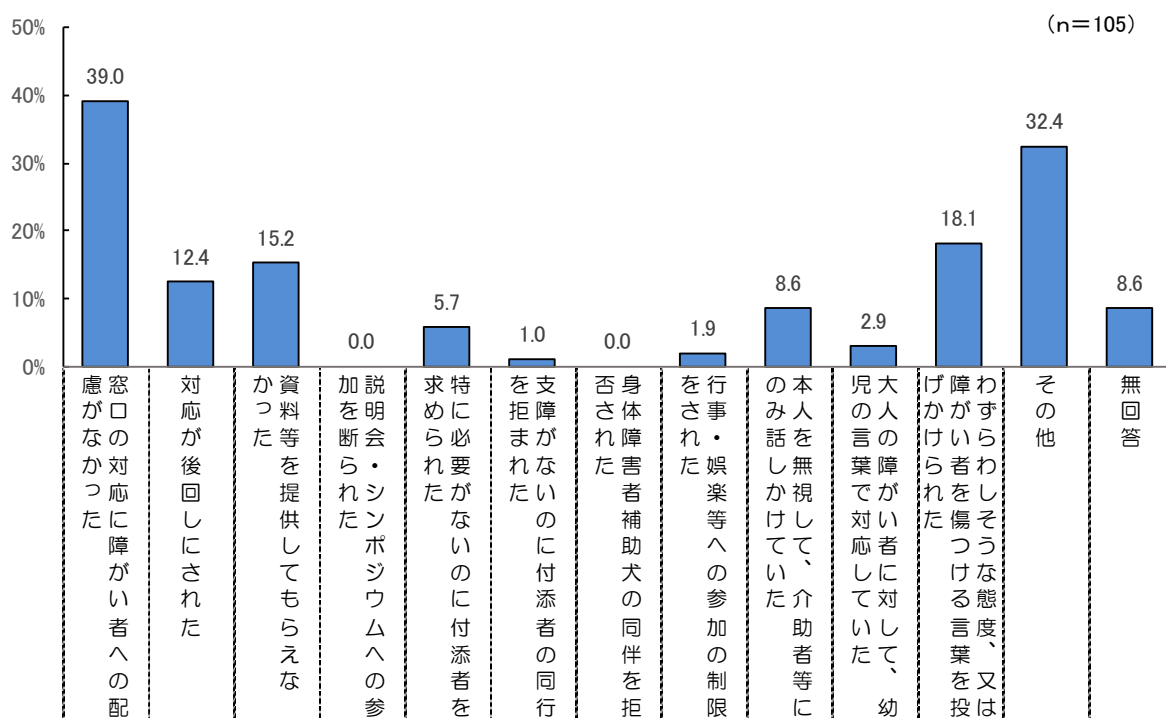
これまでの調査結果と比較すると、「配慮されている」「どちらかといえば配慮されている」を合わせた回答の割合は増加傾向にあります。



<問48で、「3. どちらかといえば配慮されていない」又は「4. 配慮されていない」と答えた方にお聞きします。>

問49 どのような場面で感じましたか。(あてはまるものすべてに○)

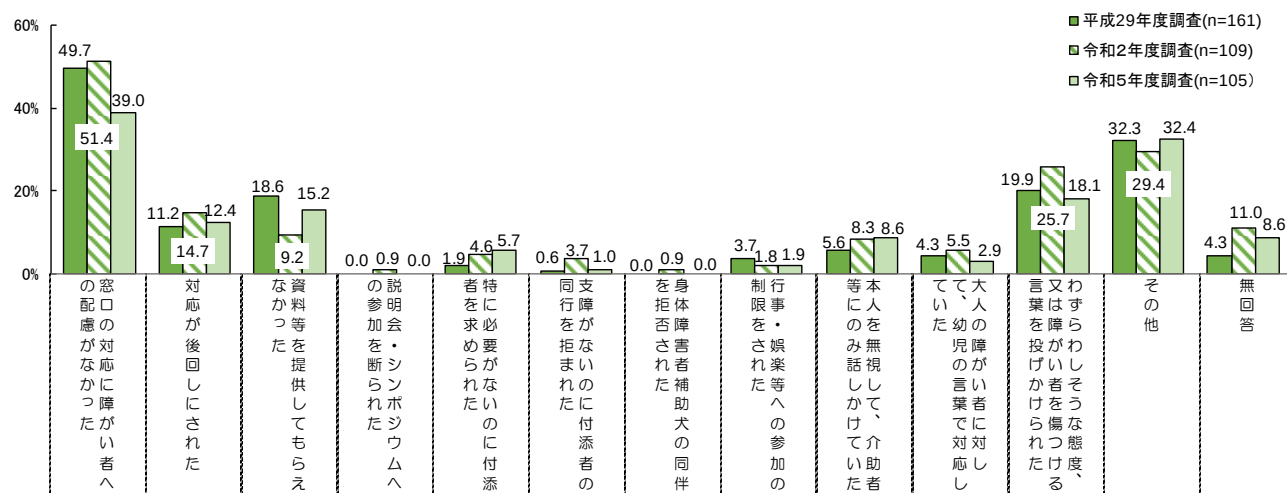
あま市役所(市の公共施設等含む)での対応で、配慮されていないと感じた場面については、「窓口の対応に障がい者への配慮がなかった」が39.0%と最も多くなっています。



		調査数	問49 障がい者に対する配慮がされていないと感じた場面												
			窓口の対応に障がい者への配慮がなかった	対応が後回しにされた	資料等を提供してもらえなかった	説明会・シンポジウムへの参加を断られた	特に必要がないのに付添者を求められた	支障がないのに付添者の同行を拒まれた	身体障害者補助犬の同伴を拒否された	行事・娯楽等への参加の制限をされた	本人を無視して、介助者等にのみ話しかけていた	大人の障がい者に、幼児の言葉で対応していた	わずらわしそうな態度、又は障がい者を傷つける言葉を投げかけられた	その他	無回答
全体		105	39.0	12.4	15.2	0	5.7	1.0	0	1.9	8.6	2.9	18.1	32.4	8.6
障がい別	身体障がい	55	32.7	9.1	16.4	0	5.5	1.8	0	1.8	9.1	3.6	16.4	29.1	14.5
	知的障がい	9	33.3	11.1	0	0	0	0	0	11.1	0	0	0	55.6	0
	精神障がい	13	76.9	7.7	15.4	0	7.7	0	0	0	7.7	0	30.8	15.4	7.7
	重複障がい	19	42.1	21.1	10.5	0	10.5	0	0	0	15.8	5.3	26.3	31.6	0
	その他	9	22.2	22.2	33.3	0	0	0	0	0	0	0	11.1	55.6	0

【回答割合の推移】

これまでの調査結果と比較すると、割合の変動はあるものの、同様の傾向がみられます。

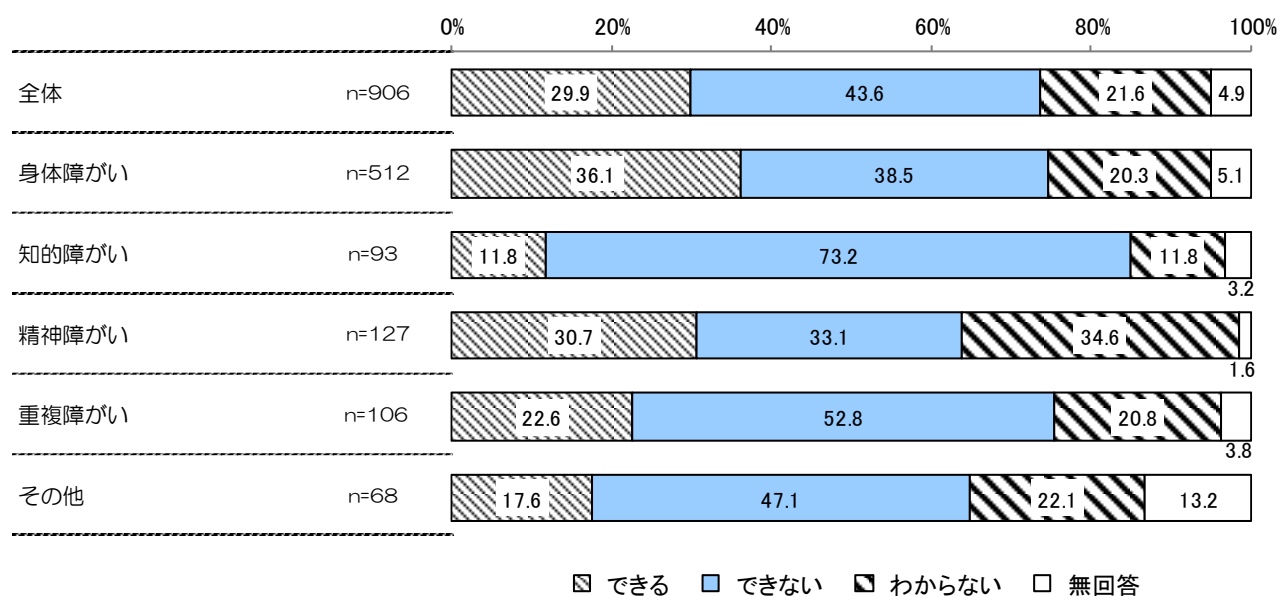


(7)災害時の避難等について

問50 あなたは、大雨・台風や地震等の災害時に一人で避難できますか。(〇は1つだけ)

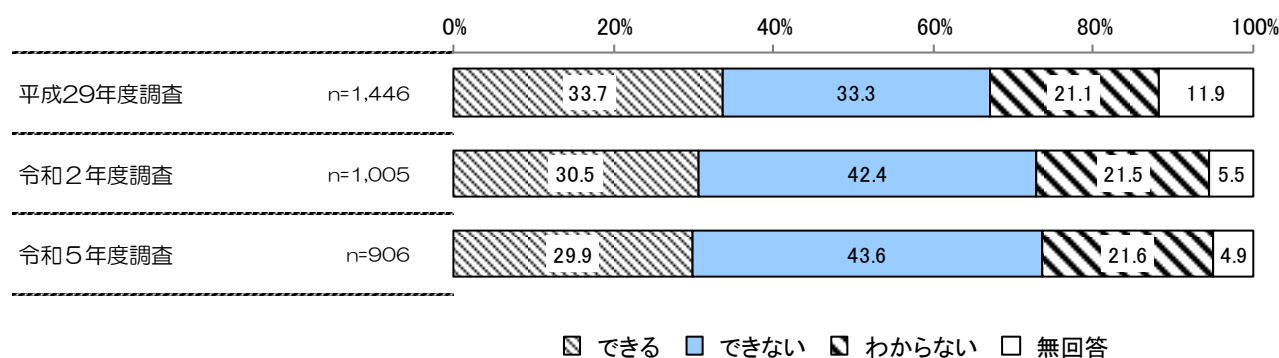
災害時における一人での避難については、「できる」が29.9%、「できない」が43.6%となっています。

障がい別でみると、一人で避難できる人は、身体障がいでは36.1%、知的障がいでは11.8%、精神障がいでは30.7%、重複障がいでは22.6%となっています。一方、一人で避難できない人は知的障がいや重複障がいでは5割を超えています。



【回答割合の推移】

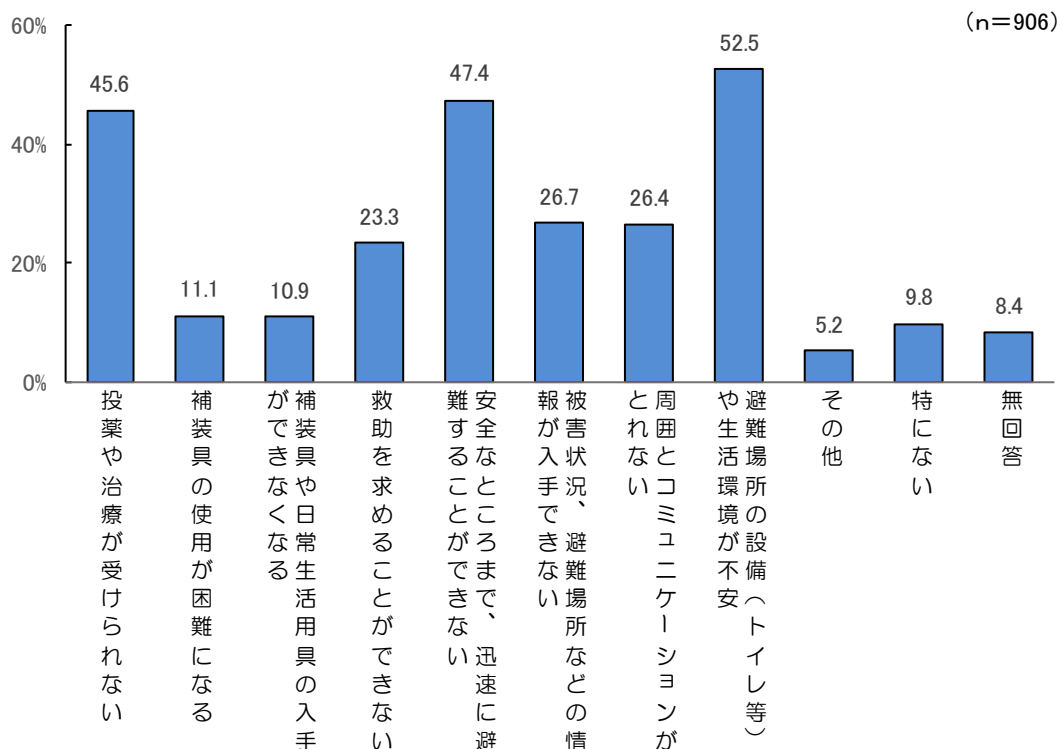
これまでの調査結果と比較すると、「できる」と回答した割合がやや減少し、「できない」「わからない」の割合が増加しています。



問53 大雨・台風や地震等の災害時に困ることはなんですか。(あてはまるものすべてに○)

災害時に困ることとして、「避難場所の設備(トイレ等)や生活環境が不安」が52.5%と最も多く、次いで「安全なところまで、迅速に避難することができない」「投薬や治療が受けられない」がそれぞれ4割を超えています。

障がい別でみると、身体障がい、精神障がい、重複障がいでは「避難場所の設備(トイレ等)や生活環境が不安」が、知的障がいでは「安全なところまで、迅速に避難することができない」が困ることの中で最も多くあげられています。



		調査数	問53 大雨・台風や地震等の災害時に困ること										
			投薬や治療が受けられない	補装具の使用が困難になる	補装具や日常生活用具の入手が難しくなる	救助を求めることができない	安全なところまで、迅速に避難することができない	被害状況、避難場所などの情報が入手できない	周囲とコミュニケーションがとれない	避難場所の設備(トイレ等)や生活環境が不安	その他	特にない	無回答
全体		906	45.6	11.1	10.9	23.3	47.4	26.7	26.4	52.5	5.2	9.8	8.4
障がい別	身体障がい	512	47.9	13.9	11.9	17.2	46.9	22.5	15.4	49.4	4.1	10.7	10.2
	知的障がい	93	26.9	5.4	8.6	58.1	68.8	53.8	63.4	55.9	2.2	8.6	4.3
	精神障がい	127	59.1	4.7	7.9	22.0	37.8	26.0	37.0	60.6	8.7	7.1	3.1
	重複障がい	106	49.1	14.2	15.1	30.2	48.1	30.2	37.7	56.6	6.6	6.6	6.6
	その他	68	23.5	5.9	5.9	13.2	38.2	17.6	20.6	50.0	8.8	14.7	13.2

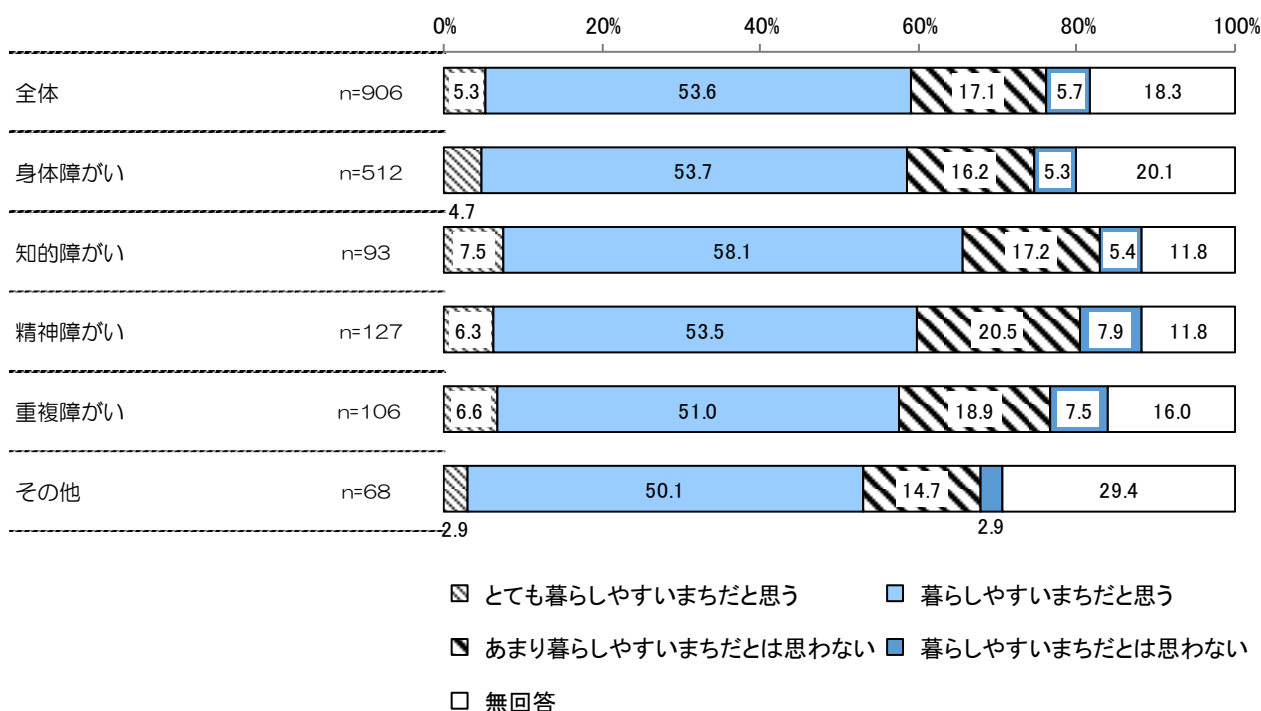
(8)暮らしやすさや将来の生活について

問54 あなたは、あま市は障がい者にとって暮らしやすいまちだと思いますか。

(○は1つだけ)

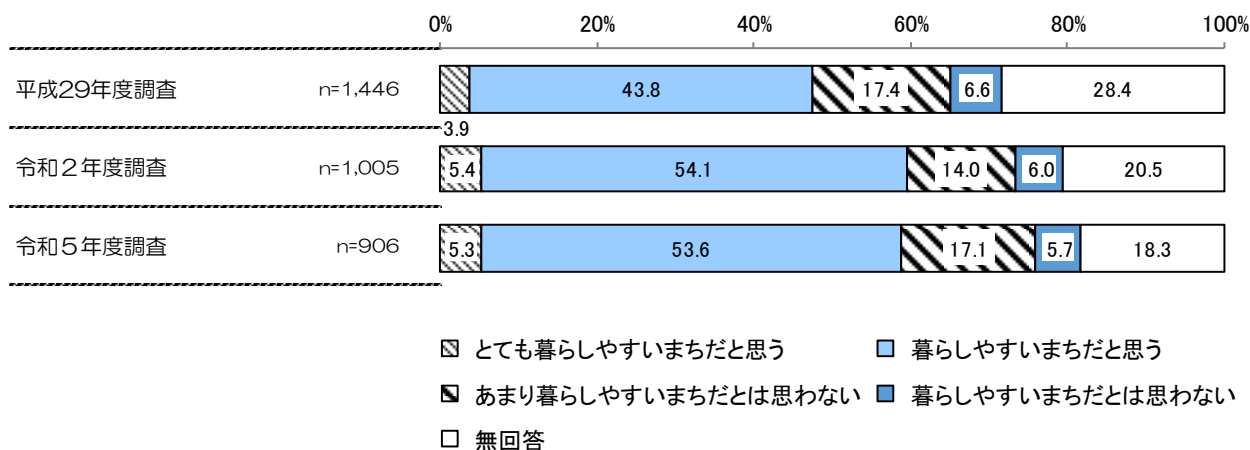
障がい者にとってあま市の暮らしやすさについては、「暮らしやすいまちだと思う」が53.6%と最も多く、これに「とても暮らしやすいまちだと思う」5.3%を合わせると、暮らしやすいと感じている人が約6割を占めています。

障がい別でみると、暮らしやすいと感じている人は身体障がいでは58.4%、知的障がいでは65.6%、精神障がいでは59.8%、重複障がいでは57.6%となっています。



【回答割合の推移】

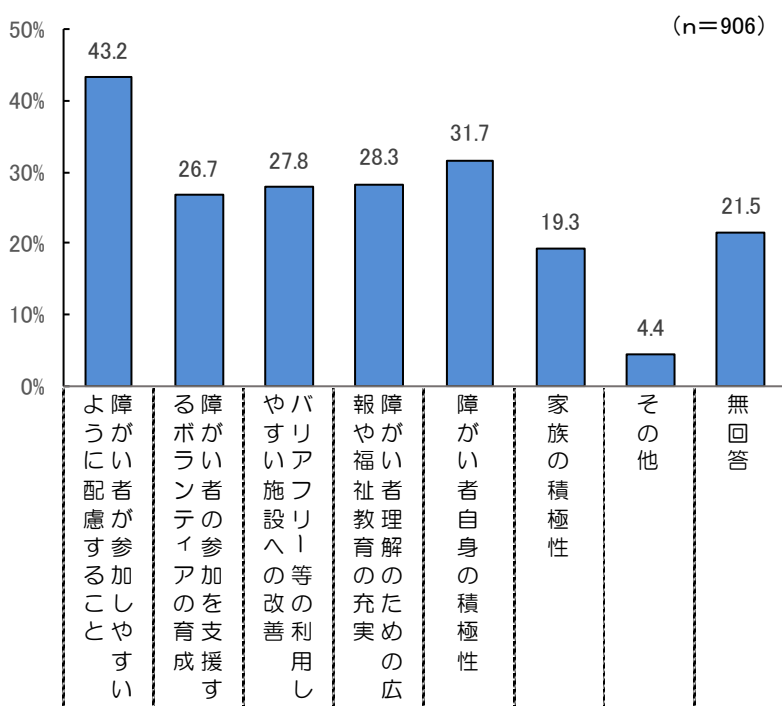
これまでの調査結果と比較すると、これまでと同様の傾向がみられます。



問55 障がい者が地域や社会に積極的に参加していくためには、どのようなことが大切だと考えますか。(あてはまるものすべてに○)

障がい者が地域や社会に積極的に参加していくために大切なことについては、「障がい者が参加しやすいように配慮すること」が43.2%と最も多く、次いで「障がい者自身の積極性」が31.7%、「障がい者理解のための広報や福祉教育の充実」が28.3%、「バリアフリー等の利用しやすい施設への改善」が27.8%、「障がい者の参加を支援するボランティアの育成」が26.7%となっています。

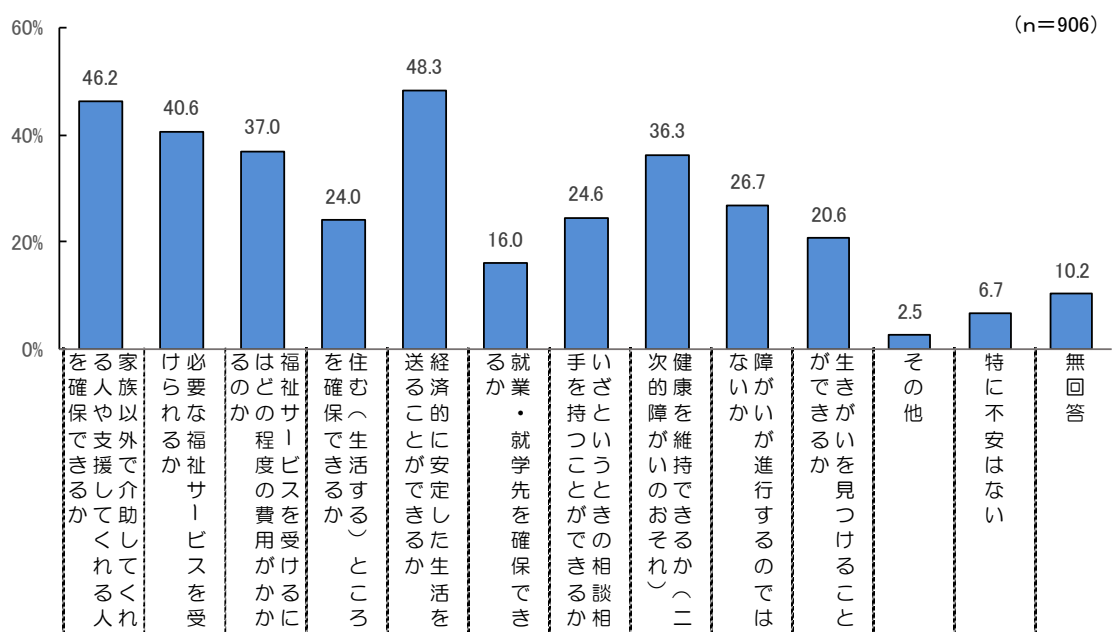
障がい別でみると、いずれの障がいにおいても「障がい者が参加しやすいように配慮すること」が最も多くあげられています。次いで身体障がいでは「障がい者自身の積極性」、知的障がい、精神障がい、重複障がいでは「障がい者理解のための広報や福祉教育の充実」があげられています。



		調査数	問55 障がい者が地域や社会に積極的に参加するために大切なこと							
			障がい者が参加しやすいように配慮すること	障がい者の参加を支援するボランティアの育成	バリアフリー等の利用しやすい施設への改善	障がい者理解のための広報や福祉教育の充実	障がい者自身の積極性	家族の積極性	その他	無回答
全体		906	43.2	26.7	27.8	28.3	31.7	19.3	4.4	21.5
障がい別	身体障がい	512	41.6	25.0	31.8	22.1	33.4	15.8	3.1	24.2
	知的障がい	93	50.5	34.4	16.1	46.2	23.7	32.3	3.2	16.1
	精神障がい	127	48.0	29.9	25.2	42.5	39.4	18.1	10.2	11.8
	重複障がい	106	38.7	24.5	23.6	26.4	18.9	18.9	3.8	20.8
	その他	68	42.6	26.5	25.0	26.5	35.3	30.9	5.9	27.9

問56 将来の生活に対する不安についてお答えください。(あてはまるものすべてに○)

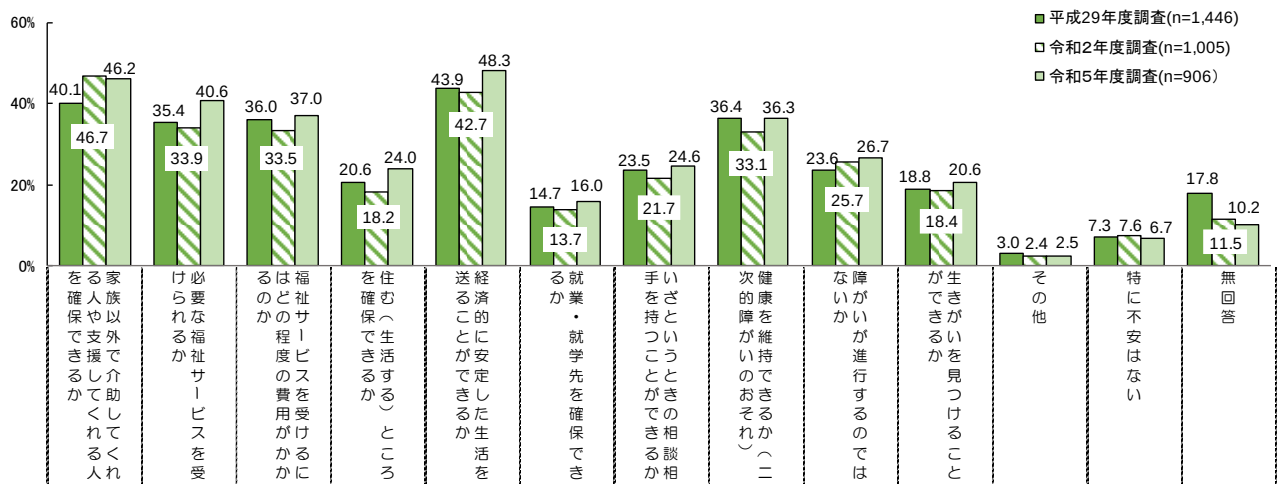
将来の生活に対する不安については、「経済的に安定した生活を送ることができるか」が48.3%と最も多く、次いで「家族以外で介助してくれる人や支援してくれる人を確保できるか」が46.2%、「必要な福祉サービスを受けられるか」が40.6%、「福祉サービスを受けるにはどの程度の費用がかかるのか」が37.0%、「健康を維持できるか(二次的障がいのおそれ)」が36.3%となっています。



		調査数	問56 将来の生活に対する不安について												
			家族以外で介助してくれる人や支援してくれる人を確保できるか	必要福祉サービスを受けることができるか	必要なサービスを受けるための費用がかかるか	住む(生活する)ところを確保できるか	経済的に安定した生活を送ることができるか	就業・就学先を確保できるか	いざというときの相談相手を持つことができるか	健康を維持できるか(二次的障がいのおそれ)	障がいがあるが進行するのではないかと心配しているか	生活がいまより見つかることができるか	その他	特に不安はない	無回答
全体		906	46.2	40.6	37.0	24.0	48.3	16.0	24.6	36.3	26.7	20.6	2.5	6.7	10.2
障がい別	身体障がい	512	41.6	37.1	37.7	14.1	43.0	5.5	16.0	38.7	30.7	13.5	1.6	7.4	11.5
	知的障がい	93	63.4	55.9	37.6	37.6	52.7	39.8	45.2	26.9	11.8	28.0	5.4	7.5	6.5
	精神障がい	127	54.3	44.1	40.2	38.6	61.4	30.7	41.7	40.2	22.0	41.7	4.7	6.3	3.9
	重複障がい	106	47.2	42.5	34.0	37.7	50.9	15.1	27.4	34.0	28.3	24.5	0.9	5.7	8.5
	その他	68	41.2	36.8	29.4	30.9	54.4	36.8	25.0	27.9	23.5	19.1	4.4	2.9	19.1

【回答割合の推移】

これまでの調査結果と比較すると、これまでと同様の傾向がみられます。

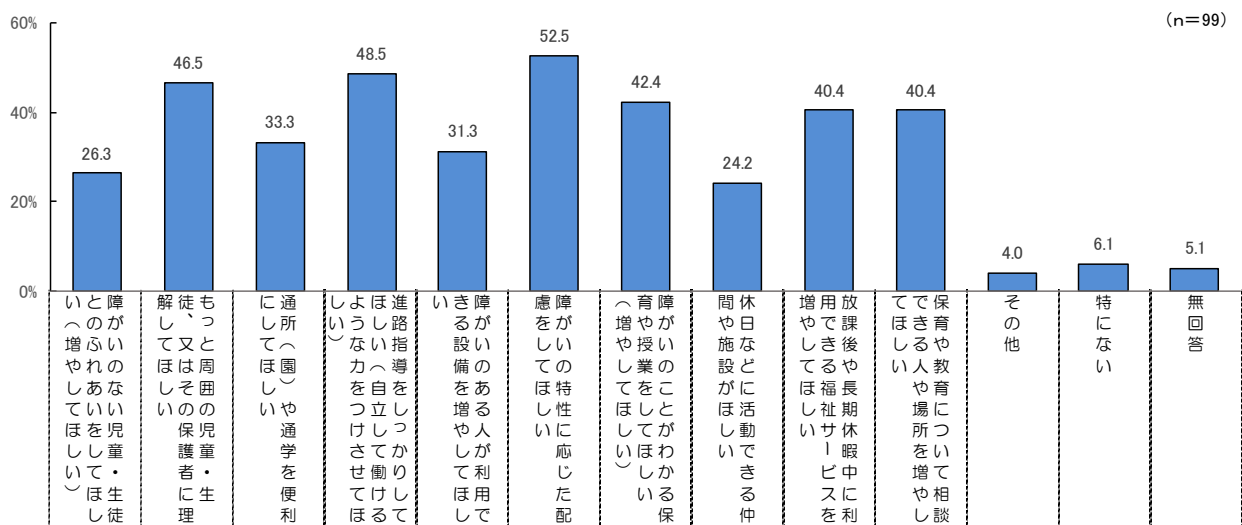


(9)教育について

問58 あなたは、保育や教育について今後、どのようなことが必要だと思いますか。

（あてはまるものすべてに○）

保育や教育について今後必要だと思うことについては、「障がいの特性に応じた配慮をしてほしい」が52.5%と最も多く、次いで「進路指導をしっかりしてほしい（自立して働けるような力をつけさせてほしい）」が48.5%、「もっと周囲の児童・生徒、又はその保護者に理解してほしい」が46.5%、「障がいのことがわかる保育や授業をしてほしい（増やしてほしい）」が42.4%、「放課後や長期休暇中に利用できる福祉サービスを増やしてほしい」「保育や教育について相談できる人や場所を増やしてほしい」が40.4%となっています。

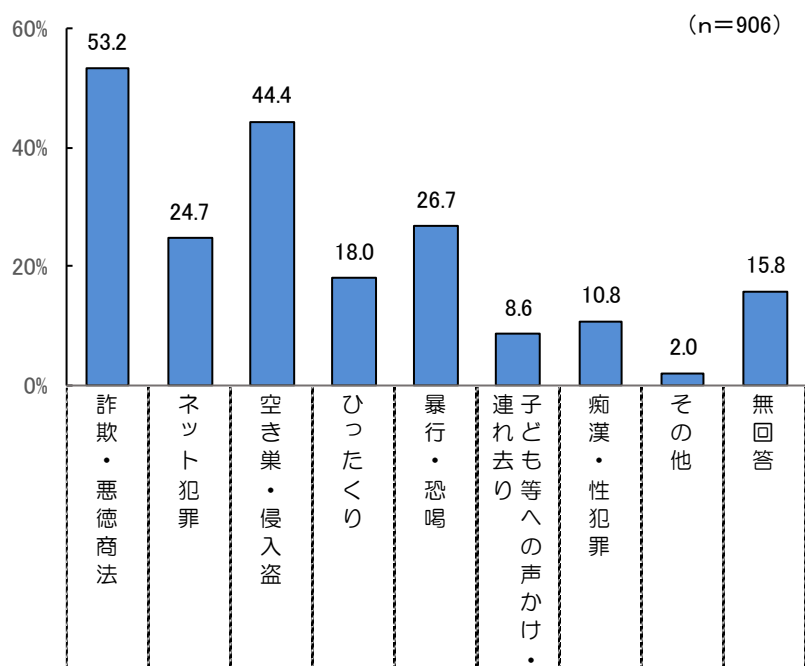


(10)防犯について

問62 障がい者に対する犯罪として、どのような犯罪に不安を感じますか。

(○は3つまで)

障がい者に対する犯罪として、どのような犯罪に不安を感じるかについては、「詐欺・悪徳商法」53.2%、「空き巣・侵入盗」44.4%で半数近い人が不安を感じています。障がい別で見ると、身体障がいでは「空き巣・侵入盗」、知的障がい、精神障がい、重複障がいでは「詐欺・悪徳商法」が最も多くなっています。



		調査数	問 62 障がい者に対する犯罪として不安に感じること								
			詐欺・悪徳商法	ネット犯罪	空き巣・侵入盗	ひったくり	暴行・恐喝	子ども等への声かけ・連れ去り	痴漢・性犯罪	その他	無回答
全体		906	53.2	24.7	44.4	18.0	26.7	8.6	10.8	2	15.8
障がい別	身体障がい	512	50.2	21.5	55.5	21.7	18.8	2.9	2.9	1.8	19.1
	知的障がい	93	71.0	29.0	16.1	12.9	43.0	28.0	33.3	0	9.7
	精神障がい	127	61.4	34.6	37.0	15.7	39.4	7.1	17.3	2.4	6.3
	重複障がい	106	45.3	19.8	28.3	13.2	31.1	10.4	18.9	4.7	16.0
	その他	68	48.5	32.4	38.2	8.8	33.8	25.0	14.7	1.5	16.2

(11)ご意見やご要望(自由記入)

記載内容別に、主なものを掲載します。

■相談について

意 見
困った時にどこへ相談すれば良いかも分からないのが困っています。
障がい手帳がもらえないけど、ADHDのような障がいがある子が増加しているが、本人も家族も困っていることが多いなか、何も支援が受けられず大変。相談するが、何も解決せず将来が心配。何か的確にアドバイスがもらえるような心の拠り所があるといい。
読み書きに障害があり(検査済み)、学習する事に困難があります。学校の先生に学習方法について相談はしていますが、専門的な支援、相談を受けたくてもどこに相談すれば良いか分かりません。
障害のある子の親とつながれるシステム(親の会のようなもの)を市で開催してくれるとありがたいです。
小さい頃から発達の遅れが気になり、保健師さんはよく相談に乗って下さり感謝しています。息子の幼稚園選いを失敗してしまい、発達の遅れがある子には幼稚園に通うのが難しいということを知っていたら、別の選択肢もあっただろうと思います。この問題を解決する手段として、2歳健診の時に発達の遅れが見られる子の親には、保健師さんより年少以降の進路の決め方のアドバイスをすることが挙げられると考えます。
自分は進行性の難病で足が悪く、あまり出歩く事ができないため、自分にどんな福祉サービスが受けられるのかわかりません。

■障害者への配慮、理解

意 見
就労継続支援A型で働いています。私は精神障害者ですが身体障害者の方にじゃまくさいとか、まだ会社にいたのかとか言われています。身体障害者と精神障害者の職場を分けて欲しいです。
障がい福祉課、社会福祉課の方々には私達の話に耳を傾けて頂き、一緒に考えて動いて下さる事に大変感謝しています。一方で、「障害者の事は福祉課」との思いからか、他部署の方々の無関心さが目に付き、とても残念な思いもあります。
障害者に対する理解がない人が多いので、保育園や幼稚園、小学校の先生達に、まず理解してもらえる環境を作ってほしい。そして小さい時から障害のことを学んでいって理解してもらえるようになったら嬉しい。
見た目では分からない、内部障害の方達もとても苦しい思いをしています。そういった方々のためにも、行政でもきちんと取り組んでいただきたいです。
障害には重度の方もいれば軽度の方もいます。重度の方、中等度の方にばかりサービスが偏っていると思います。軽度の方に対して「あなたは軽度だから…」みたいにわりと軽く扱われ、後回しにされたり、受けられるサービスに差が出たりしています。軽度であっても障害は障害です。症状の程度に関係なく同じサービスが受けられるようにして欲しいです。
一般企業の障害者正社員募集が少ない。求人が増える事、正社員雇用が増える事が希望。

■親亡き後の将来への不安

意 見
精神障害者で老後1人暮らしになったら不安。10年後、20年後をしっかりと市でささえてほしい。金銭面が非常に不安。孤独死が不安。
我が家は母子家庭なので、私(母)が亡くなった後のことが心配でたまりません。特に心配なのは住む場所です。学生生活が終わる時にはグループホームへの入居を考えているので、その為には“ショートステイ”の反復訓練が必要だと思います。なので小学生から安心して利用できるショートステイ施設の充実をお願いしたいです。

■経済的支援

意 見
生活の保障。もっと給付金を増やして下さい。
毎日の生活で手一杯で、ほぼ働いていない状況です。金銭的に厳しいです。働きたくても体力的に難しいです。市からの援助、障害年金の充実をお願いしたいです。
日常生活用具について、年金は徐々に少なくなっていますが、生活用具は徐々に値上がりしています。当然生活費を切り詰めなければならない。限度額のアップも物価の高騰に比例して考えて欲しい。申請する場所が本所のみで交通の便を考えると心配です。申請して認可を頂くまでの期間を早くしてほしい。
金銭的な補助を受ける時に、「知らずにもらえていない人」のことで「知っているからこそ、うまく立ち回ってもらっている人」のことを考えてしまう。広く知らせることのメリット、デメリットを感じる。

■社会参加、移動支援

意 見
視覚障がい者が安心してつながれる手段、場所の居場所づくりを進めてほしい。
自家用車がないと生活が不便。バス本数増やしてほしい。名古屋市への路線延長。
障がい者タクシーチケットを復活してほしい。
どうしても自分が行かなくてはならないこと(銀行や申請手続きなど)に関しては、タクシー料金の援助をしてほしい。
新しい庁舎に移転し、また、全体的に高齢化が進む中で、足の確保がますます必要不可欠となるが、巡回バスの利便性があまりにも悪いため利用者数が伸びていない。もっと、バス停をわかりやすくし、本数も増やし、バスが停まる場所も増やすべきである。

■病院、医療費

意 見
精神障がい3級の人でも保険適用の医療を無料にしてもらいたい。
障害児の発達検査等が行なえる病院を近くに作ってほしい。障害児の対応可能な医療機関を作ってほしい。又はインターネットでも対応可能な一目で分かるようにしてほしい。子供の作業療法、言語療法などできる施設を増やしてほしい。
近場でデイケアサービスを受けたい。
私はバルーンカテーテルを留置しています。福祉用具の購入時の金銭的補助の中で、ガーゼは対象外で購入できません。ガーゼは必需品です。主治医の認定を受ければ、必需品は購入可能になると嬉しいです。
福祉医療費の受給者であるので、高額医療の場合、感謝しています。

■アンケートについて

意 見
巻末資料にあるサービス内容を見て、さまざまな生活の困り事を助けてくれる障害福祉サービスがある事を初めて知って、いつ困った事になっても安心出来ると思いました。「あま市」のサービス内容を知ろうと思いました。又、こんなに多くの事柄に取り組んでいる事を初めて知りました。
障害者の人にこの大量のアンケートは、なかなか期限を守って出来ないし、送られてきても提出出来ない事があります。(特に ADHDの人には厳しいです。)
今回細かな面までアンケートの内容として頂きまして、心より感謝します…尊い皆様のご意見が反映される事を願います。
障がい者の家は、ただでさえ大変で、このようなアンケートは家族の負担である。アンケートを記入した以上しっかりと声を反映させてください。
この福祉に関するアンケートを調査することは、良い事だと思います。ただ、発達が遅れている乳幼児にこのアンケートは、ほぼ無意味だと思います。親の考えを書くなればまだしも、障がいのある乳幼児の意見なんて全くわかりません。せっかく実施するのであれば、もっと年齢を区切ってやるべきだと思います。
アンケート調査内容が多岐にわたるため、面接してお願い出来ればと思います。

■情報提供について

意 見
あま市ホームページ、広報などで福祉サービスについて、もっとわかりやすく説明してもらえようにしてほしい。
手帳はないが、支援が必要な子供や大人に対しての情報提供をもっとしてほしい。
法律によってサービスの対象になったり、自分が受けている級によって使えたりするサービスを、こちらから確認ではなく、行政の方から連絡をいただきたい。
今は困っている事は無いですが、一緒に暮らしている私達親がなにかあったときに、ショートステイなどお願いしたいとき、どこに頼めばいいか何か条件が必要なのか分かりません。事前に分かっていると、急なときをお願いできるので、どこにどういう施設があるのか分かりやすいものがあると助かります。
高齢・障がいの家族を地域のイベントに連れて行きたいが、どのようなイベントがあるかわからない。障がい者ゾーンなどが確保されていると、当人も行きたがるし、楽しみもできると思う。車イス・シルバーカーの散策マップなどあるとうれしい。
利用者が受けられるサービスや支援があるという情報を早めに教えていただきたいです。療育が一緒に友人から教えてもらい、利用することができました。母親同士がネットワークを広げ、横のつながりを作ることができたので、そこから情報を知り、サービスを受けられています。

■障害福祉サービスについて

意 見
就労移行支援施設に行く事が出来て、今の仕事が出来る様になりました。大変ありがたく思っています。
福祉サービスの充実も良いと思うが、本当に必要な人がきちんと見極めてほしい。各保険料が高すぎるように感じる。少しでも無駄を無くして下さい。
放課後等デイサービスに通うようになって、様々なことを経験するようになってから、本人が毎日をイキイキと生活するようになりました。でも市外のため車で30分以上かかります。今後近くでも質の良い施設、スタッフがそろったデイサービスが出来ますように。
あま市は介護施設、サービスの事業所が少なすぎる。特に休日利用できる所がほとんどない。介護者が1人しかいない場合、仕事との両立が難しい。

通学に不安がある子の移動支援が本当にほしい。相談支援からあまり連絡もないと、放置されている気がしてしまう。
移動支援を利用したいが、相談したところ利用できる事業所がないと言われた。また、児童期は利用できる所が多いが、高校卒業後、本人が自分で相談に出向いたりできる所や、余暇を過ごすために利用できるサービスが少ない。
障害者は重度の人と軽度の人があり、重度の人は手厚い支援が必要とされるので、その辺の所を十分見極めて行政の取組が大事と思われるので御願い致します。
障害福祉全般を把握しており、当該障害者一人に対して、どのような支援が必要なのかを、コーディネートできる担当者を増やして欲しい。制度は色々沢山あるが、その人にとって何が必要で、何が不要かを考えてプランを作って欲しい。諸制度を柔軟に使いたい。
障害の程度に合った放デイや入所、グループホーム、生活介護等、施設が少なく、本人が選べないので、あま市に住む障害者があま市で少しでも親の近くで暮らせる様に考えてほしい。
1人でいる時、転倒などした際に自力で起きあがれないので、緊急時対応してくれる人がいると助かる。
放課後等デイサービスの質(職員の育成)、放課後等デイサービスの時間(仕事があると、利用しづらい)
あま市内に障害児の通えるショートステイや入所施設がほしいです。

■災害・交通安全・防犯対策について

意 見
災害時の障害者専用の避難場所をつくってほしい。

■手続きや書類について

意 見
3歳になってからでないと療育手帳の取得などが出来ず不安でした。その後も療育先の探し方、受給者証の事など自分で色々調べ、見学先の支援者の方に教えてもらいました。子の発達に不安感を持った時にどういう相談先があるか、支援をうけるためにはどうすれば良いのかが、明確にわかるものがあれば助かります。
障がい者手帳の更新日近くに連絡がほしい。
障害者医療費受給者証などを申請する際、窓口の方の対応が丁寧でスムーズでした。医療費の面での支援やあま市の障害者への理解にうれしく思っております。
役場の人の対応が、すごく良い人と良くない人の差があります。
市役所に何を聞いても答えられる方を置いてほしい。何度か嫌な思いをした。複雑な手続きが多く、障がい者になってしまった親を持つ現役世代にはすごく負担がかかり、平日は行くことができない。

■市政に関することについて

意 見
市役所に行った時、分かりやすく説明してくれたり、役所の方が移動して来てくださったり(こちらの移動を少なくしてくださった)嬉しく感じました。
障害者の立場に立ってみる事がわかる人が計画を立てるメンバーに何人おられますか？障害者になってみないとわからない事が一杯あるのに、わからない人が作る計画など所詮絵に描いたモチになるだけではないでしょうか？
閉鎖された各役場跡地をどう活用されますか。グループホームや交流の場等に利用して頂きたいです。
適応教室のビリーブを市内の真ん中に設置してほしい。市内の端の方から端まで通うのに時間も交通費もかかる。
あま市役所甚目寺庁舎が無くなりましたので、あま市役所が大変遠くなりましたので行くことが出来ません。甚目寺庁舎で行政のサービスを受けられるようお願いいたします。不便で困っています。
市役所の支所が廃止され、とても不便を感じています。今までは何とか徒歩で行ける距離にあったのですが、今後は車(タクシー)でないと行けなくなってしまいました。支所は残しておいてほしいかったです。

■教育について

意 見
障害者に対する理解がない人が多いので、保育園や幼稚園、小学校の先生達にまず理解してもらえ環境を作してほしい。そして小さい時から障害のことを学んでいって理解してもらえるようになったら嬉しい。
発達に遅れがあり、現在は幼稚園に3日、療育施設に2日通園していますが、小学校への進学について不安になります。幼稚園の先生との会話も成り立たないので、小学校に上がっても、やっていけるのか？そもそも受け入れてもらえるのか？そういう情報はどこで聞くことができるのか？いまいち窓口がわかりません。
小学校徒歩で40分かかる。中学校自転車通学の地域に住んでいます。兄弟もいる為、学校の登下校を手伝いしてくれるサービスがあると助かります。
小学校までは地元の支援学級に通っていましたが高学年になるにつれ、普通級の友達とみぞが出来てしまいました。中学はそういう子たちのたくさんくる名古屋市の私立中に通っています。現在、たくさんの友達と楽しく通えています。ただ保護者の金銭の負担が大きいです。そういった場合、補助などがあると助かります。
特別支援学校(中・高)に行く程でもない、又は入れない程度で、地域の学校の支援級は行事など負担が大きいと感じているので、その辺りをフォローしてもらえる学校が市内にあればいいと思う。
障がい特性のある子が安心して通えるような高校の情報がほしい。

■声掛けや訪問等について

意 見
昔は各家庭に訪問していた民生委員の人が見えました。有りがたく思いました。現在も各家庭の訪問が行なわれているのか？
情報入手がしづらく、広報やネットを本人は見ない上に、介助者も積極的に見る人は少ない気がします。訪問サービスを拡充して、職員またはボランティアで見守りや助言が必要と感じます。

2 サービス提供事業所アンケート調査結果

あま市では、サービス提供事業所に対して、障害福祉サービス・地域生活支援事業に関する意向をお伺いするアンケート調査を実施しました。

■調査の目的・内容

本調査は、あま市障がい福祉計画及びあま市障がい児福祉計画を策定するにあたって、各事業所の今後の障害福祉サービス・地域生活支援事業に関する意向等を把握するために実施しました。

■調査対象事業所

あま市内に所在地のある障害福祉サービス事業所及び地域生活支援事業所並びにあま市民が入所する入所施設等、109か所。

■調査方法

郵送調査(返信用封筒を同封)

■調査期間

令和5年7月25日～8月16日(調査基準日 令和5年7月1日)

■送付対象事業所数、有効回答事業所数、回答率

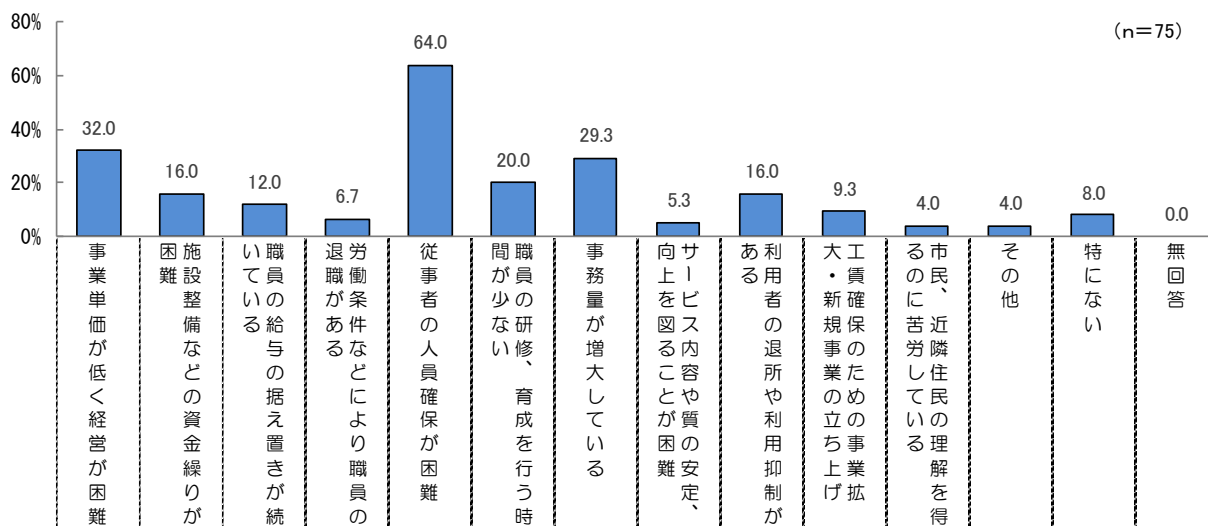
本調査は調査対象である109事業所全てに送付し、うち75事業所(有効75事業所、無効なし)から回答を得ることができました。有効回答事業所数を送付対象事業所数で除した回答率は69.0%でした。

■送付対象事業所数、有効回答事業所数、回答率

送付対象事業所数	有効回答事業所数	回答率
109	75	69.0%

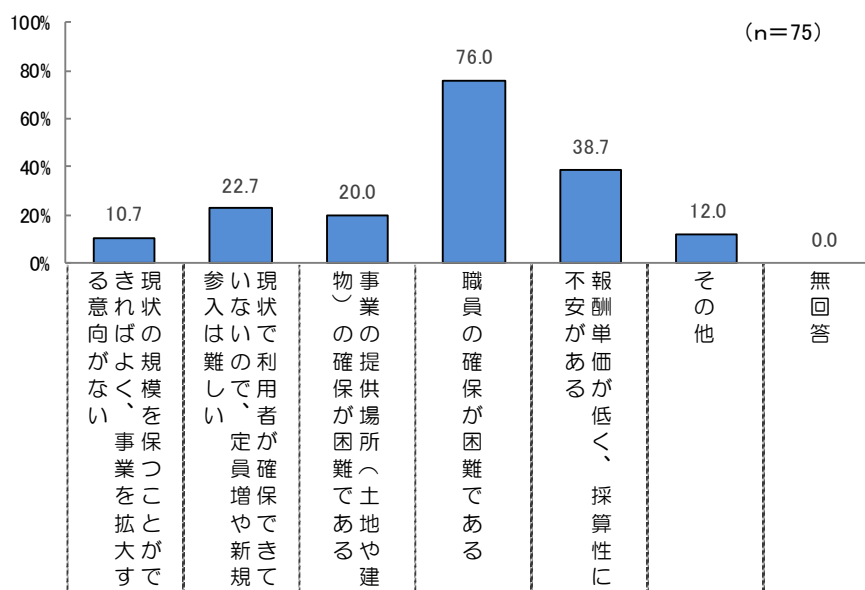
問3 貴施設・事業所の経営についてご記入ください。(あてはまるものすべてに○)

経営上の課題については、「従事者の人員確保が困難」が64.0%と最も多く、次いで「事業単価が低く経営が困難」が32.0%、「事務量が増大している」が29.3%となっています。



問6 多くの障害福祉サービスでは、受入の増加が進んでいないのが現状です。それらの定員増員や新規参入が進まない理由としてどのようなことが考えられますか。(あてはまるものすべてに○)

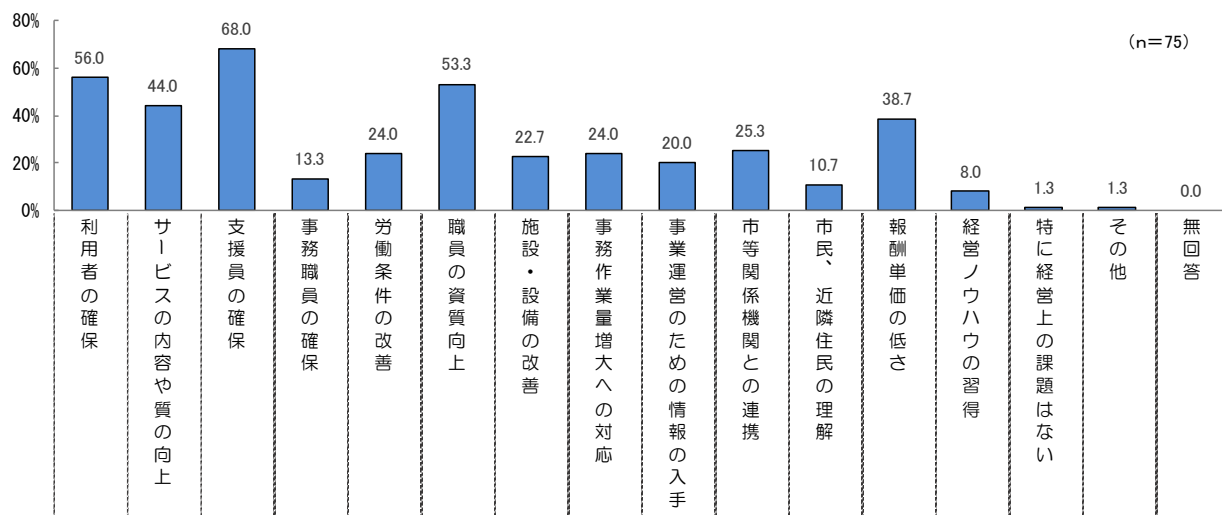
定員増員や新規参入が進まない理由については、「職員の確保が困難である」が76.0%と最も多く、次いで「報酬単価が低く、採算性に不安がある」が38.7%、「現状で利用者が確保できていないので、定員増や新規参入は難しい」が22.7%となっています。



問7 円滑な事業運営のために、改善したい経営上の課題は何ですか。

(あてはまるものすべてに○)

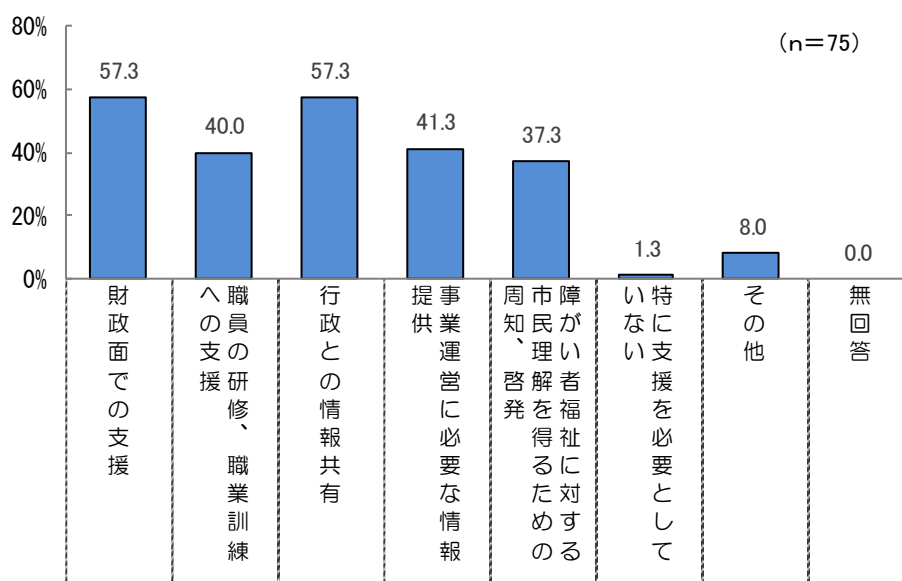
円滑な事業運営のために、改善したい経営上の課題については、「支援員の確保」が68.0%と最も多く、次いで「利用者の確保」が56.0%、「職員の資質向上」が53.3%、「サービスの内容や質の向上」が44.0%となっています。



問8 今後の事業運営にあたって行政等の関係機関のどのような支援が必要でしょうか。

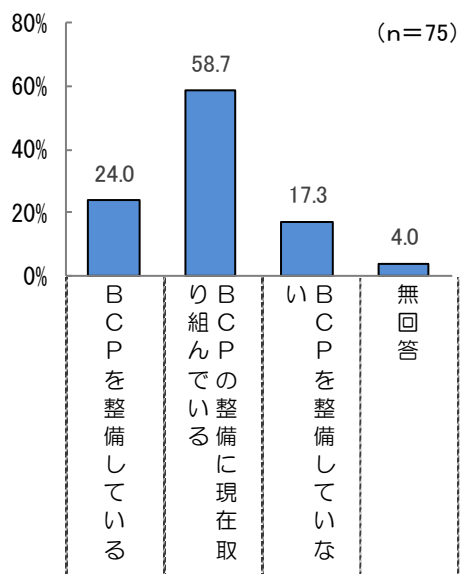
(あてはまるものすべてに○)

行政等の関係機関の支援については、「財政面での支援」「行政との情報共有」57.3%と最も多く、次いで「事業運営に必要な情報提供」が41.3%となっています。



問10 BCP(事業継続計画)を整備されていますか。(あてはまるものすべてに○)

BCP(事業継続計画)の整備については、「BCPの整備に現在取り組んでいる」が58.7%と最も多く、次いで「BCPを整備している」が24.0%となっています。



3 関係団体ヒアリング結果

あま市では、市内にある以下の障がい者関係団体に対して、ヒアリングを実施させていただきました。このヒアリング結果でいただいた貴重なご意見を踏まえて、施策に反映できるよう努めていきます。

■ヒアリング対象団体

団体名	主な障がい 種別	備考
あま市身体障害者福祉協会	身体障がい	
あま市心身障害児者保護者会	知的障がい 身体障がい	通称 菜の花会
七宝障害児(者)を持つ親の会	知的障がい 身体障がい	通称 つくしの会
美和心身障害児者父母の会	知的障がい 身体障がい	
甚目寺地区心身障害児者希望の会	知的障がい 身体障がい	
ちびはと	発達障がい	
特定非営利活動法人 ゆったりホーム海部はすの里	精神障がい	精神障がい者団体として発足 現在は地域活動支援センター

(1) 団体の活動状況及び事業の状況

■あま市身体障害者福祉協会

- 会員が高齢化している。免許返納等の影響で、移動の手段が1番の問題。
- コロナも団体の活動の参加者の減少に影響している。

■菜の花会(あま市心身障害児者保護者会)

- 37年前に海部連合会を設立し、「親亡き後の施設を海部に」というスローガンを抱えて、12町村の親の会が集まり、そこから歩みを始めて、23年前に愛厚弥富の里の開所に結びついた。
- 定期総会、日帰り旅行、愛厚弥富の里療育支援事業(研修会)、ふれあいお楽しみ会、クリスマス会(社協主催)、防災について勉強会、評議委員会等行政会議、菜の花通信発行(情報発信)、フライングディスク(偶数月開催)

■七宝障害児(者)を持つ親の会

- 今は菜の花会を主として活動している。地元の会員に対してのフォロー(子供の事、最近は保護者さん含)をメインに活動。七宝地区単独では、療育相談会、月1回会員さんと電話等で連絡をとっている。

■美和心身障害児者父母の会

- 上部団体である海部連合会と菜の花会の事業への参加を中心に、父母の会単独では社会見学研修会(年1回)と施設慰問(年1回)を行っている。役員会は必要に応じ年3~4回、報告会(総会)は年1回実施。

■甚目寺地区心身障害児者希望の会

- 療育現場では成年後見人について勉強会の開催、親亡き後に安心して暮らせるようなグループホームや日常支援、災害時の不安から福祉避難所等の必要な知識を得るための活動を行っている。
- 親子で出来る余暇活動にも力を入れている。
- 親子ともに高齢化も進み会員相互での情報交換も行なっている。

■ちびはと

- 月に1度、子どもや家族・学校等での悩みや病院や福祉サービスなど情報交換をしている。また、他にも学校教育課による就学説明会の開催、愛厚弥富の里の療育相談、先輩のお母さんの経験談(就学、子育て等)、サポートブック制作、音楽療法の講座等の活動を行っている。
- 現在の会員は、あま市全体として幼児から社会人の子どもを持つ親が参加し、それぞれの時期での悩みを話している。口コミや特別支援学校でのお母さんのつながりから会員となっている。

■ゆったりホーム海部はすの里

- 利用日時…平日9時30分から16時まで。祝祭日、土曜日(毎月1回)は短時間。
- 1日のスケジュール…10時朝の会、10時5分～11時45分作業、13時～14時作業、14時～15時フリータイム、15時30分帰りの会
- 施設長1名、指導員4名、事務1名
- 登録15名 年代40代から60代 利用者数は平均8.4名/日

(2) 団体の活動及び事業を展開する上での課題

■あま市身体障害者福祉協会

- 会員の高齢化・移動手段の確保

■菜の花会(あま市心身障害児者保護者会)

- 高齢化に伴う参加者の減少
- 新しい課題に取り組みたいが、会員間の意識の差がある。
- 新しい会員が入会されない。

■七宝障害児(者)を持つ親の会

- 会員、子供達の高齢化
- 将来残される子供の事について長い時間をかけて保護者に話し続け、幸いにもここ数年、亡くなった方のお子様は、支援を受けながら暮らせている。しかし、まだ前向きになれない方、行く場所がみつからない方がいる。

■美和心身障害児者父母の会

- 18名の会員の内、施設入所及びグループホーム利用者が10名、かつ、保護者の入院又は施設利用者が3名おり、高齢化も相まって事業への親子での参加は不可能に近い状況となってきた。お子さんが施設入所された保護者は、ほとんど退会されていき現在の状況に至っている。

■甚目寺地区心身障害児者希望の会

- 親子の高齢化は、目に見えて進んでおり、活動時に必要な足となる車や自転車などに乗れなくなり、会の活動に参加しづらくなっている。会員の方が声を掛け合って送迎を行ったりしているが、参加されないと現在の状況が分かりづらくなっている。

■ちびはと

- 会員のニーズをつかむ事が難しく、会員の年齢差や家庭の状況により参加する人数が少ない。そのため情報を共有する事が難しい。手帳のない子や自閉的特性の強い子の就学(中・高・大学)就労について、どうして良いのか不安に思う保護者も多い。困っている事や悩みなど話す事が多いが、なかなか解決できずモヤモヤする。
- 場所の確保はできるようになったが、主体的に参加するというよりも、与えられたものを得るという形になっており、団体運営の世代交代は難しい。

■ゆったりホーム海部はすの里

- 利用者の確保・正職員の確保・事務作業量増大への対応
- 利用者の社会復帰を中心に、裁量を本人たちにまかせているが、半年通っていなくなる人もいる。利用者の行動や表現、サインをよく見て、話を聞いて一緒に考えるようにしている。
- かつては利用者に仕事をさせることに注力していたが、最近は仕事より利用者の生活の充実を目標にしている。
- 利用者には運動してほしいが、ボッチャの道具が高い(1セット10万円)。

(3) 障がい者・障がい児に対する福祉サービス等について

■あま市身体障害者福祉協会

- 会員が高齢となり、65歳になると介護保険になるが、介護保険担当者が、障害福祉サービスや施策について、丁寧に教えてくれるのか。併用に関する誘導も含め、手伝ってくれるのか。
- 障害福祉サービスでは無料だったが、介護サービスになると1割負担のため、貯えが無い障がい者には負担となる。
- 障がい者の65歳問題がこれから大きくなる。きめ細やかな情報提供が必要。情報の周知をしてほしい。

■菜の花会(あま市心身障害児者保護者会)

- グループホームの数はあっても、区分4・5・6(重度)の方の入居できるホームが少ない。
- 18才以上の日中一時支援事業をおこなう事業所が少ない。
- 医療的ケア(児・者)の対応ができる事業所が少ない。
- 同性介助ができる移動支援事業所の確保
- 災害時の受け皿、福祉防災(福祉避難所)が未整備となっている。
- 緊急時の受け入れや体験ができる短期入所の事業所が少ない。
- 医療的ケアが必要だが、自力での移動が可能な児童の受け入れ先医療機関の確保

■七宝障害児(者)を持つ親の会

- 七宝地区の作業所(B型)はなくなってしまいましたが、もう少し時間をかけて利用者や保護者と話し合って頂きたかった。
- 年代の若い保護者は、発達障がい等にも熱心に取り組んでいる。

■美和心身障害児者父母の会

- 福祉的受け皿が地域に増えてきてはいるが、まだまだ重度の方に対応する(できる)システムとはなっていない気がする。

■甚目寺地区心身障害児者希望の会

- 親の高齢化で子供に必要な支援が増えてきているにも関わらずサービスの利用がしづらい点、親がサービスを理解出来ていない点が課題。

■ちびはと

- 福祉と教育の連携、地域とのつながりのあるサービスが必要。手帳がない方に対する支援が少ない。
- 年齢が上がると課題が変化するが相談先も少なく、どこに相談すれば良いのかわからない。普通級や支援級の子ども達が就学・就労するとき支援学校のようにアドバイスしてもらえるシステムや、就学の相談する際に専門性のあるアドバイスが必要。小学生高学年頃から子どもたちの年齢に合わせて主体的に行動出来るプログラムを受けることができるところがあると良い。(例:就労を見据えた活動、仲間を意識できるプログラム)
- 強度行動障がいなど重度の子が利用できるショートなどが少ない。

■ゆったりホーム海部はすの里

- (地域活動支援センターゆったりホーム)利用者にしかわからない悩みがあるので直接会って話を聴いて欲しい。
- 移動支援利用時の負担軽減を図ってほしい。(利用料金の減額、昼食時を含み利用する場合のヘルパーの食事代の補助)
- 現在、事務処理を正規職員1名とパート1名のみで行っており、人員が不足している。

(4) 障害福祉サービスや地域生活支援事業で充実が必要なサービスについて

■あま市身体障害者福祉協会

- 移動支援として、タクシーチケットの復活。状態や人によって、支給があっても良い。
- あま市のバスはほとんどの人は乗っていない。バスは車椅子では、利用しづらい。ルートも悪い。運行時間も短い。
- タクシーもコロナの影響や働き方改革、人手不足により、予約が取りづらい。
- 福祉タクシーを依頼すると、一般のタクシーとは異なり、荷物を積んでもらうのに割増でお金が掛かる。乗車の金額は安くても、割増で負担が増す。会員登録しないと使えない。

■菜の花会(あま市心身障害児者保護者会)

- 基幹相談支援センターの設置
- 障がい者に対する理解促進のため、啓発週間を活用し、啓発活動を行う。
- 保護者が高齢になり、障がい者が外出や余暇活動を今までのように参加できなくなっているため、移動支援の拡充とヘルパーの確保必要(同性介助)。

■七宝障害児(者)を持つ親の会

- 育ってきた地元で子供が生涯暮らせるようにしたい。車イス利用者でも過ごせる、利用できる将来の形を実現してほしい。居住の場はグループホームだけではないが、選択肢の1つとしてグループホームの整備をお願いしたい。

■美和心身障害児者父母の会

- 会員18名の内、通所事業所利用者は、わずか6名で、地域に民間のグループホームはあるものの、本人の状態によっては受け入れてもらえる場所がない。一日も早く行政主導による重度の方も受け入れ可能なグループホーム等の整備を願っている。

■甚目寺地区心身障害児者希望の会

- ここでも高齢化は課題だと感じている。移動支援、行動援護等も同性介助でないため利用しづらい、支援者の不足で利用が出来ずにいる。障がい者がもっと普通に外出できるような支援が欲しい。

■ちびはと

- シングルや家族に協力してくれる人がいない場合や保護者が病気の場合は、家庭に入っただけの支援が必要。
- 障がいの特性によってはショートステイや移動支援などを使える施設が少ない。
- 生活面に支援が必要な人や親・本人が訴える事が出来ない、又は困っていることに気づいていない人を社会福祉士がメインで助けることができる連携した支援があると良い。
- 障がいを告知されてから、その子が一生を終えるまでトータル的に支援してもらえるシステムや支援センターがあると良い。
- 小学校に入ってから発達の遅れを感じ、放課後等デイサービスを利用するための受給者証をとりたが、診断書を書いてもらう病院を探すのが難しい。小学校に入ってから相談できる病院が少ない。ドクターを紹介してくれるような相談機関が必要。

■ゆったりホーム海部はすの里

- 事業運営に必要な情報の提供
- 困りごとに応じて福祉に関する情報を検索できるよう、市公式ウェブサイトを目的別に分けてほしい。

(5) 相談支援についての課題

■あま市身体障害者福祉協会

- サービス利用に関係なく、よろず相談ができる場所、体制を整備してほしい。障がいの方が一人になったときに、サービスは利用しないけれど、誰かに存在を知っていてほしいとか、何かあったときに気軽に相談できるようにしてほしい。基幹相談支援センターを作してほしい。相談員の数を増やしてほしい。
- 自助も必要だが、専門的な相談員を育ててほしい。障がい者に対して相談員が少ない。
- 生活上の相談も重要だが、緊急時にどこに相談すればよいかが分かるサービスも作ってほしい。

■菜の花会(あま市心身障害児者保護者会)

- 相談支援専門員が全体的に少ない。
- 社協の相談支援専門員の増員
- 人材育成(短期間で配置換えせず、長期で対応できる職員の育成)
- 基幹相談支援センターが未設置のため、よろず相談や診断前からの相談ができるところが未だにない。
- 相談支援専門員の質(障害福祉サービス、介護保険それぞれの専門知識を兼ね備えた職員の育成)

■七宝障害児(者)を持つ親の会

- 相談支援については、みんな相談員がついているので特に課題はないかと思う。

■美和心身障害児者父母の会

- 相談支援は確実に浸透してきていて、いざという時、何かあったら頼りになる存在となっていると思う。ただ、何も起こらなければ親が80代になってもまだ親子2～3名の生活を継続される方が多く、サービス利用をすることなく、子どもを抱え込む保護者がいるのも現実で、そちらの方が問題、課題だと思う。

■甚目寺地区心身障害児者希望の会

- 相談支援の方には、個人に対して色々な計画、内容を探していただけているが、支援者の人数が少なく、必要なところまで支援が届かないと感じている。社会参加できる状況を早くつくって欲しい。

■ちびはと

- 困った事がある時どこに相談して良いかわからない。年齢が上がるほど相談できる所が少なくなっているように感じる。学校等が福祉サービスのシステムを知らない。相談支援を知らない人、手帳がなければサービスを使えないと思っている人もいる。また、家庭内で困っていることを、なんとかするしかないと感じている人、子どもが困っているのに親が気づいていない事も多い。

■ゆったりホーム海部はすの里

- 職員が相談を受け対応している。職員では対応出来ない場合は津島保健所健康支援課や、あま市障がい福祉課に相談をしている。

(6) 就労促進についての課題・提案

■あま市身体障害者福祉協会

- 団体としては、高齢化しているので就労の課題は大きくは無いが、若年の立場からすると働く場が無い。就労移行支援や就労継続支援A型事業所等で身体障がい者に配慮した事業所が少ないと感じる。(環境整備・トイレや段差・仕事内容など)
- 障がいのある方が一般雇用にあまり結びつけていない。
- 企業が障がい者に対応できるようにハード面にお金を掛けるのが難しい。

■菜の花会(あま市心身障害児者保護者会)

- 郵便の封入作業や庭木の手入れ、除草など、できる事を見つけて仕事にできる体制づくり
- 公共施設での積極的雇用
- 一般就労先での障がい特性の理解の必要性
- 企業とのマッチングができる仕組みづくり
- 耕作放棄地等の利活用、JA とのマッチング
- 農福連携の促進
- 市主体による障がいのある人の作品を販売するアンテナショップや障がい者雇用での「道の駅」の立ち上げ

■七宝障害児(者)を持つ親の会

- 市役所ロビーで市内(又は近郊)の事業所の物品販売等を行ってみてはどうか。

■美和心身障害児者父母の会

- 特になし

■甚目寺地区心身障害児者希望の会

- 障がいはさまざまなのですが、もっと就労に力を入れ一人一人に合った働く場を探してもらえると良い。障がい区分が重くても働ける場、職種もあると思う。国は障がい者の受け入れを促進していますが環境が追いついていないと感じる。

■ちびはと

- 事業所やグループホームは増えて来ているように感じるが、市がどのように就労促進をしているのか分からない。ジョブコーチの配置をして本人が困っている事を相談できるシステムがあると良い。一般の学校の子どもに対して就労することへの学習方法、どこに相談し、どのように就労先を決めて良いのか分からない。手帳がないため一般就労になる子も多いが、自閉的特性が強い場合、どのように就労に取り組めばよいかわからない。親だけでなく本人も相談ができ、訓練できる所があると良い。

■ゆったりホーム海部はすの里

- 働きたい気持ちのある利用者が就職活動する場所が少ない。
- 内職では雇用促進にはつながらないと思います。
- 面談の場を設けて、採用不採用を決める様にしてほしい。
- 人の役に立ちたいという思いを持っている利用者もいる。活躍する場所、理解が必要。

(7) 行政や地域に望むことについて

■あま市身体障害者福祉協会

- 福祉タクシーを利用するが、金額が高かったり要望が複雑だったりする。巡回バスや個別運送のボランティア活動などは、実際は使いづらい。移動手段の充実を図ってほしい。
- あま市から名古屋駅まで電車で15分の距離。リニアが開通すれば、今後あま市は人口も増えると思う。魅力的な街づくりをしてほしい。
- 会社も障がい者に配慮してほしい。

■菜の花会(あま市心身障害児者保護者会)

- 災害時の個別避難計画を共同で作成し、直接対象の避難所に行けるようにしてほしい。
- ショートステイの利用ができるグループホームの開設のフォロー
- 地域防災訓練に参加できるように配慮して頂きたい。
- 基幹相談支援センターの早期設置
- 発達特性がある子どものためのフリースクール等の環境整備及びその家庭への経済支援
- 障がい軽度の子たちの進学、就労などの相談先がない。
- 行政担当課職員、先生、保育士等障がい児者に関わる方々の障がいに対する理解と啓発
- 相談支援事業所の相談員の増員
- 移動支援事業所の増設
- 人材育成
- 地域でお寺カフェの開催。障がいのある方だけでなく、地域の高齢者や未就園の子の集う場やよろず相談できる場にもなる。親亡き後の相談の場として活用する。
- 親亡き後、地域の人に囲まれて安心・安全に暮らしていける、本人が自己実現できる環境、生まれて良かったと思える地域づくりや支援の体制づくり
- 市役所のロビーを活用した事業所の物品販売及び活動内容の啓発

■七宝障害児(者)を持つ親の会

- 昔とちがって行政ばかりに望むことは、今はいけないと思うが、行政にお願いしたいことは団体から提案をしなくてはいけないと思っている。
- 団体としては、親も高齢になっており、子供を残して亡くなった方もいる。まずは、安心して暮らしていくためのグループホームを含めたサービスの整備を、あま市として進めてほしい。

■美和心身障害児者父母の会

- 地域で生まれ生活してきているので、後半の人生も安全に安心して親亡き後も慣れ親しんできた地域で生活しつづけることができるような受け皿作りをお願いしたい。

■甚目寺地区心身障害児者希望の会

- 障がい福祉もさまざまな障がい者がいることで置いてきぼりになってしまう人もいるのではないかと。特に障がいの重い方に手厚く、また、どんな人も安心してこの地域で暮らすことが出来るよう、市民に必要とされる行政であっていただきたい。

■ちびはと

- 市の支援級の中でも学校によって指導の差があるが、どこの学校でも同様の支援が受けられると親も安心できる。先生達に専門性を伝える仕組みをお願いしたい。何かをお願いしても今までやった事がない、特別扱いになるといわれる。見ためは普通に見えても凸凹があり、本人は集団のなかで努力しているので一度支援をやってみてから、その中で問題点を見つけて良い方法を探していって欲しいと言う意見が多かった。
- 災害時、障がい児はどうしたら良いのか、行政で決まっている事を知りたい。
- 福祉だけで考えるのではなく、教育、子育て支援、地域、福祉などが連携し、あま市全体で障がい者の事を考えてほしい。目に見えない発達障がいへの理解が広がってほしい。同じ障がい名でも十人十色、みんなそれぞれの特性を持っている事を理解して頂けると有り難いです。
- 親としては、子どもが大人になっても行ける場所、悩みがなくても来てもいい場所が欲しい。

■ゆったりホーム海部はすの里

- 事業運営に必要な情報の提供
- 移動支援利用時の負担軽減(ヘルパー分の食事代の負担をなくす)
- 1人で外出出来ない利用者に交通費(タクシー代)の支援
- 自分たちがこの世の中に居て良いと思える自己肯定できることを、知って身につけてもらいたい。
- 自分の存在を認められる人になってほしい。接する時は同じ目線で。

第8章

資料編

- 1 あま市障がい者計画及びあま市障がい福祉計画等
策定委員会要綱
- 2 あま市障がい者計画及びあま市障がい福祉計画等
策定委員会委員名簿
- 3 あま市障がい者計画及びあま市障がい福祉計画等
策定委員会開催状況



第8章 資料編

1 あま市障がい者計画及びあま市障がい福祉計画等策定委員会要綱

平成24年3月30日告示第52号

改正 平成25年3月29日告示第63号

改正 平成29年6月 2日告示第91号

改正 令和5年3月29日告示第46号

(設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項の規定に基づく障がい者計画並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律123号)第88条第1項の規定に基づく障がい福祉計画及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第33条の20第1項の規定に基づく障がい児福祉計画を策定するに当たり、市民等から広く意見を聴取するため、あま市障がい者計画及びあま市障がい福祉計画等策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員は、次に掲げる事項について、意見を述べるものとする。

- (1) あま市障がい者計画並びにあま市障がい福祉計画及びあま市障がい児福祉計画の策定に関すること。
- (2) あま市障がい者計画並びにあま市障がい福祉計画及びあま市障がい児福祉計画の検証に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

(構成)

第4条 委員は、次に掲げる者で構成し、市長が依頼する。

- (1) 保健医療関係者
- (2) 福祉関係者
- (3) 障がい者団体関係者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他市長が必要と認めた者

(任期)

第5条 委員の任期は、3年とし、再任することができる

2 補欠の委員の任期は、前任者の残存期間とする。

(委員長)

第6条 委員会に委員長1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員会の会議は、委員長が議長となる。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉部障がい福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年告示第63号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成29年告示第91号)

この告示は、平成29年6月2日から施行する。

附 則(令和5年告示第46号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

2 あま市障がい者計画及びあま市障がい福祉計画等策定委員会委員名簿

区 分	職 名	氏 名
保 健 医 療 関 係 者	あま市医師代表	下 方 辰 幸
保 健 医 療 関 係 者	あま市歯科医師連絡協議会 代表	渡 邊 剛
その他市長が必要と認めた者	同朋大学社会福祉学部教授	吉 田 みゆき
福 祉 関 係 者	あま市社会福祉協議会会長	服 部 章 平
福 祉 関 係 者	児童発達支援センター すてっぷあいるセンター長	吉 川 公 代
福 祉 関 係 者	あま市民生委員 児童委員協議会会長	井 村 なを子
福 祉 関 係 者	あま市身体障害者相談員代表	太 田 雅 美
福 祉 関 係 者	あま市知的障害者相談員代表	平 賀 紀代美
障がい者団体関係者	あま市身体障害者福祉協会会長	吉 田 憲 司
障がい者団体関係者	あま市中心身障害児者保護者会会長	静 谷 貴代子
関係行政機関の職員	津島保健所健康支援課長	石 田 洋 子
関係行政機関の職員	海部福祉相談センター次長 兼地域福祉課長	石 木 淳

3 あま市障がい者計画及びあま市障がい福祉計画等策定委員会開催状況

回数	年月日	内 容
第1回	令和5年7月3日	1 あま市障がい者計画及びあま市障がい福祉計画等策定委員会委員長の互選について 2 あま市障がい福祉に関するアンケート調査について
第2回	令和5年9月11日	1 あま市障がい者計画並びにあま市障がい福祉計画及びあま市障がい児福祉計画策定に係る実態調査結果の報告について 2 障がいのある人の現状及びサービスの提供状況について 3 あま市障がい者計画並びにあま市障がい福祉計画及びあま市障がい児福祉計画骨子案について
第3回	令和5年11月24日	1 「第3次あま市障がい者計画・第7期あま市障がい福祉計画・第3期あま市障がい児福祉計画(素案)」について 2 「第3次あま市障がい者計画・第7期あま市障がい福祉計画・第3期あま市障がい児福祉計画(素案)」パブリックコメントの実施について
第4回	令和6年2月9日	1 「第3次あま市障がい者計画・第7期あま市障がい福祉計画・第3期あま市障がい児福祉計画(素案)」パブリックコメントの結果について 2 「第3次あま市障がい者計画・第7期あま市障がい福祉計画・第3期あま市障がい児福祉計画(案)」について 3 「第3次あま市障がい者計画・第7期あま市障がい福祉計画・第3期あま市障がい児福祉計画概要版(案)」について

**第3次あま市障がい者計画
第7期あま市障がい福祉計画
第3期あま市障がい児福祉計画**

発行年月 令和 6 年 3 月

発 行 者 あま市 福祉部 障がい福祉課
〒497-8602

愛知県あま市七宝町沖之島深坪1番地

TEL(052)444-1001(代表)

(052)485-5980(ダイヤルイン)

FAX(052)444-1074

